

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律案
 新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）
 第一条による改正（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号））

改 正 案	現 行
<p>（秘密漏えいに関する罪）</p> <p>第二十二條 地方税に関する調査（不服申立てに係る事件の審理のための調査及び地方税の犯則事件の調査を含む。）若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の規定に基づいて行う情報の提供のための調査に関する事務又は地方税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合においては、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>（道府県民税に関する用語の意義）</p> <p>第二十三條 道府県民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 二の四 略</p> <p>四 法人税額 法人税法その他の法人税に関する法令の規定によつて計算した法人税額（法人税法第八十一条の十九第一項（同法第八十一条</p>	<p>（秘密漏えいに関する罪）</p> <p>第二十二條 地方税に関する調査</p> <p>に 関 する 事 務 に 従 事 し て い る 者 又 は 従 事 し て い た 者 は、その事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合においては、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>（道府県民税に関する用語の意義）</p> <p>第二十三條 道府県民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 二の四 略</p> <p>四 法人税額 法人税法その他の法人税に関する法令の規定によつて計算した法人税額（法人税法第八十一条の十九第一項（同法第八十一条</p>

の二十第一項の規定が適用される場合を含む。)及び第八十一条の二十二第一項の規定による申告書に係る法人税額を除く。)で法人税法第六十八条(同法第四百四十四条(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四十二条第二項において読み替えて適用する場合を含む。))において準用する場合並びに租税特別措置法第三条の三第五項、第八条の三第五項、第九条の二第四項及び第四十一条の二第四項において読み替えて適用する場合を含む。)、第六十九条及び第七十条並びに租税特別措置法第四十二条の四、第四十二条の十一(同条第一項、第六項及び第七項を除く。))及び第四十二条の十二の規定の適用を受ける前のものをいい、法人税に係る延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を含まないものとする。

四の二 略

四の三 調整前個別帰属法人税額 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額をいう。

イ 連結法人(法人税法第二条第十二号の七の四に規定する連結法人をいう。以下この節において同じ。)の同法第八十一条の第十八第一項の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額があるとき 当該法人税の負担額として帰せられる金額(租税特別措置法第六十八条の九及び第六十八条の十五の規定により加算された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額がある場合にあつては、当該法人税の負担額として帰せられる金額から当該相当する金額を差し引いた額)に同項二号から第四号までに掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の九、第六十八条の十五及び第六

の二十第一項の規定が適用される場合を含む。)及び第八十一条の二十二第一項の規定による申告書に係る法人税額を除く。)で法人税法第六十八条(同法第四百四十四条(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四十二条第二項において読み替えて適用する場合を含む。))において準用する場合並びに租税特別措置法第三条の三第五項、第八条の三第五項、第九条の二第四項及び第四十一条の二第四項において読み替えて適用する場合を含む。)、第六十九条及び第七十条並びに租税特別措置法第四十二条の四

の規定の適用

用を受ける前のものをいい、法人税に係る延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を含まないものとする。

四の二 略

四の三 調整前個別帰属法人税額 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額をいう。

イ 連結法人(法人税法第二条第十二号の七の四に規定する連結法人をいう。以下この節において同じ。)の同法第八十一条の第十八第一項の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額があるとき 当該法人税の負担額として帰せられる金額(租税特別措置法第六十八条の九の規定により加算された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額がある場合にあつては、当該法人税の負担額として帰せられる金額から当該相当する金額を差し引いた額)に同項二号から第四号までに掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の九

十八条の十五の二の規定により控除された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額を加算した額

ロ 連結法人の法人税法第八十一条の十八第一項の規定により計算される法人税の減少額として帰せられる金額があるとき 当該法人税の減少額として帰せられる金額（租税特別措置法第六十八条の九及び第六十八条の十五の規定により加算された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額があつては、当該法人税の減少額として帰せられる金額に当該相当する金額を加算した額）を同項第二号から第四号までに掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の九、第六十八条の十五及び第六十八条の十五の二の規定により控除された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額から差し引いた額

四の四 個別帰属特別控除取戻税額等 租税特別措置法第六十八条の十五の二、第六十八条の十の二第五項、第六十八条の十一第五項、第六十八条の十二第七項、第六十八条の十三第四項又は第六十八条の十四第五項の規定により加算された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額その他政令で定める金額の合計額をいう。

四の五 略

八 扶養親族 道府県民税の納税義務者の親族（その納税義務者の配偶者を除く。）並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第一項に規定する里親に委託された児童及び老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第十一条第一項第三号の規定により同号に規定する養護受託者に

の規定により控除された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額を加算した額

ロ 連結法人の法人税法第八十一条の十八第一項の規定により計算される法人税の減少額として帰せられる金額があるとき 当該法人税の減少額として帰せられる金額（租税特別措置法第六十八条の九及び第六十八条の十五の規定により加算された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額があつては、当該法人税の減少額として帰せられる金額に当該相当する金額を加算した額）を同項第二号から第四号までに掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の九、第六十八条の十五及び第六十八条の十五の二の規定により控除された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額から差し引いた額

四の四 個別帰属特別控除取戻税額等 租税特別措置法第六十八条の十五の二、第六十八条の十の二第五項、第六十八条の十一第五項、第六十八条の十二第七項、第六十八条の十三第四項又は第六十八条の十四第五項の規定により加算された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額その他政令で定める金額の合計額をいう。

四の五 略

八 扶養親族 道府県民税の納税義務者の親族（その納税義務者の配偶者を除く。）並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の三第一項に規定する里親に委託された児童及び老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第十一条第一項第三号の規定により同号に規定する養護受託者に

委託された老人でその納税義務者と生計を一にするもの（第三十二条第三項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除く。）のうち、前年の合計所得金額が三十八万円以下である者をいう。

九〇十六 略

二〇四 略

（法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用）

第二十四条の二 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等

（信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この項及び次項において同じ。）及び固有資産等（法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。次項において同じ。）ごとに、それぞれ別の者とみなして、この

節（前条、次条、第二十四条の三、第二十五条、第二十七条から第三十条まで、第四十八条、第五十条、第五十二条、第五十三条第十九項、第五十三条の三、第五十四条、第六十二条、第三款第三目及び第四目、第七十一条の十六、第四款第三目及び第四目、第七十一条の三十七、第五款第三目及び第四目、第七十一条の五十七並びに第六款第三目及び第四目を除く。第三項から第五項までにおいて同じ。）の規定を適用する。

二〇六 略

委託された老人でその納税義務者と生計を一にするもの（第三十二条第三項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除く。）のうち、前年の合計所得金額が三十八万円以下である者をいう。

九〇十六 略

二〇四 略

（法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用）

第二十四条の二 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等

（信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この項及び次項において同じ。）及び固有資産等（法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。次項において同じ。）ごとに、それぞれ別の者とみなして、この

節（前条、次条、第二十四条の三、第二十五条、第二十七条から第三十条まで、第四十八条、第五十条、第五十二条、第五十三条第十九項、第五十四条、第六十二条、第三款第三目及び第四目、第七十一条の十六、第四款第三目及び第四目、第七十一条の三十七、第五款第三目及び第四目、第七十一条の五十七並びに第六款第三目及び第四目を除く。第三項から第五項までにおいて同じ。）の規定を適用する。

二〇六 略

(道府県民税に係る検査拒否等に関する罪)

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 三略

2 法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(人格のない社団等を除く。以下この項において同じ。))を含む。第五十条第五項、第六十九条第四項、第七十条第二項、第七十一条の十六第三項及び第四項、第七十一条の二十四第四項、第七十一条の二十一第二項、第七十一条の三十七第三項及び第四項、第七十一条の四十一第四項、第七十一条の四十二第二項、第七十一条の六十一第四項並びに第七十一条の六十二第二項において同じ。)の代表者(人格のない社団等の管理人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。第五十条第五項、第六十九条第四項、第七十条第二項、第七十一条の十六第三項、第七十一条の二十四第四項、第七十一条の二十一第二項、第七十一条の三十七第三項、第七十一条の四十一第四項、第七十一条の四十二第二項、第七十一条の六十一第四項及び第七十一条の六十二第二項において同じ。))又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

3 略

(法人の道府県民税の納税管理人に係る虚偽の申告等に関する罪)

(道府県民税に係る検査拒否等に関する罪)

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 三略

2 法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(人格のない社団等を除く。以下この項において同じ。))を含む。第五十条第五項、第六十九条第四項、第七十条第二項、第七十一条の十六第三項、第七十一条の二十四第四項、第七十一条の二十一第二項、第七十一条の三十七第三項、第七十一条の四十一第四項、第七十一条の四十二第二項、第七十一条の六十一第四項及び第七十一条の六十二第二項において同じ。)の代表者(人格のない社団等の管理人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。第五十条第五項、第六十九条第四項、第七十条第二項、第七十一条の十六第三項、第七十一条の二十四第四項、第七十一条の二十一第二項、第七十一条の三十七第三項、第七十一条の四十一第四項、第七十一条の四十二第二項、第七十一条の六十一第四項及び第七十一条の六十二第二項において同じ。))又は法人若しくは人の代理人、若しくは使用人、その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

3 略

(法人の道府県民税の納税管理人に係る虚偽の申告等に関する罪)

第三十条 前条第一項の規定によつて申告すべき納税管理人について虚偽の申告をし、又は偽りその他不正の手段により同項の承認若しくは同条第二項の認定を受けた者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は代理人、使用人 その他の従業者がその法人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人に対し、同項の罰金刑を科する。

3 略

（法人の道府県民税の納税管理人に係る不申告に関する過料）

第三十一条 道府県は、第二十九条第二項の認定を受けていない法人の道府県民税の納税義務者で同条第一項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、当該道府県の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

（寄附金税額控除）

第三十七条の二 道府県は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額）が二千円を超える場合には、その超える金額の百分の四に相当する金額（当該納税義務者が前年中に第一号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計

第三十条 前条第一項の規定によつて申告すべき納税管理人について虚偽の申告をし、又は偽りその他不正の手段により同項の承認若しくは同条第二項の認定を受けた者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者 又は代理人若しくは使用人 その他の従業者がその法人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人に対し、同項の罰金刑を科する。

3 略

（法人の道府県民税の納税管理人に係る不申告に関する過料）

第三十一条 道府県は、第二十九条第二項の認定を受けていない法人の道府県民税の納税義務者で同条第一項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、当該道府県の条例で三万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

（寄附金税額控除）

第三十七条の二 道府県は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額）が五千円を超える場合には、その超える金額の百分の四に相当する金額（当該納税義務者が前年中に第一号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計

額が二千元を超える場合にあっては、当該百分の四に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第三十五条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

一及び二 略

三 所得税法第七十八条第二項第二号及び第三号に掲げる寄附金(同条第三項の規定により特定寄

附金とみなされるものを含む。)並びに租税特別措置法第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(次号に掲げる寄附金を除く。)のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該道府県の条例で定めるもの

四 特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人(以下この号及び第三項において「特定非営利活動法人」という。)に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該道府県の条例で定めるもの(特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。)

2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した同項第一号に掲げる寄附金の額の合計額のうち二千元を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の五分の二に相当する金額(当該金額が当該納税義務者の第三十五条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の十に相当する

額が五千元を超える場合にあっては、当該百分の四に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第三十五条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

一及び二 略

三 所得税法第七十八条第二項第二号及び第三号に掲げる寄附金(同条第三項及び租税特別措置法第四十一条の十八の三の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)

のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該道府県の条例で定めるもの

2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した同項第一号に掲げる寄附金の額の合計額のうち五千元を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の五分の二に相当する金額(当該金額が当該納税義務者の第三十五条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の十に相当する

金額を超えるときは、当該百分の十に相当する金額)とする。

一〇三略

3| 第一項第四号の規定による道府県の条例の定めは、当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人(以下この条において「控除対象特定非営利活動法人」という。)からの申出があつた場合において適切と認められるときに行うものとし、当該条例においては、当該控除対象特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地を明らかにしなければならぬ。

4| 控除対象特定非営利活動法人は、総務省令で定めるところにより、寄附者名簿(各事業年度に当該法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名又は名称及びその住所又は事務所の所在地並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。次項において同じ。)を備え、これを保存しなければならない。

5| 道府県知事は、第一項(同項第四号に掲げる寄附金に係る部分に限る。)の規定によつて控除すべき金額の計算のために必要があると認めるときは、控除対象特定非営利活動法人に対し、同号に掲げる寄附金の受入れに関し報告又は寄附者名簿その他の資料の提出をさせることができる。

(個人の道府県民税の賦課徴収)

第四十一条 略

2 第三百十七條の四(第三百十七條の二第一項から第五項までの規定によつて提出すべき申告書に虚偽の記載をして提出した者に係る部分に限

金額を超えるときは、当該百分の十に相当する金額)とする。

一〇三略

(個人の道府県民税の賦課徴収)

第四十一条 略

2 第三百二十四條、第三百二十八條の十六第一項及び第三項から第五項まで

る。)、第三百二十四条、第三百二十八条の十六第一項及び第三項から第六項まで、第三百三十二条並びに第三百三十三条の規定は、前項の規定によつて市町村が個人の市町村民税の賦課徴収の例により賦課徴収を行う個人の道府県民税について準用する。

3 略

(個人の道府県民税の申告等)

第四十五条の二 第二十四条第一項第一号の者は、三月十五日までに、総務省令の定めるところによつて、次に掲げる事項を記載した申告書を、第三百十七条の二第一項の市町村民税に関する申告書と併せて、賦課期日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならない。ただし、第三百十七条の六第一項又は第四項の規定によつて給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から一月一日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与(以下この節において「給与」と総称する。) 又は所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等(以下この条において「公的年金等」という。) の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(政令で定めるものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは第三十四条第五項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、第三十二条第八項

、第三百三十二条並びに第三百三十三条の規定は、前項の規定によつて市町村が個人の市町村民税の賦課徴収の例により賦課徴収を行う個人の道府県民税について準用する。

3 略

(個人の道府県民税の申告等)

第四十五条の二 第二十四条第一項第一号の者は、三月十五日までに、総務省令の定めるところによつて、次に掲げる事項を記載した申告書を、第三百十七条の二第一項の市町村民税に関する申告書と併せて、賦課期日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならない。ただし、第三百十七条の六第一項又は第四項の規定によつて給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から一月一日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与(以下この節において「給与」と総称する。) 又は所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等(以下この条において「公的年金等」という。) の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(政令で定めるものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは第三十四条第五項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、第三十二条第八項

に規定する純損失の金額の控除、同条第九項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第三十七条の二第一項（同項第四号に掲げる寄附金（租税特別措置法第六十六条の十一の二第三項に規定する認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第五項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第二項の規定によつて控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。）並びに第三百七条の二第一項ただし書に規定する市町村の条例で定める者については、この限りでない。

一〇八 略

254 略

5 | 第二十四条第一項第一号の者は、第三十七条の二第一項（同項第四号に掲げる寄附金に係る部分に限る。）の規定によつて控除すべき金額の控除を受けようとする場合においては、三月十五日までに、総務省令で定めるところにより、当該寄附金の額その他必要な事項を記載した申告書を、第三百七条の二第五項に規定する申告書と併せて賦課期日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

（道府県が行う滞納処分に関する罪等）

第五十条 個人の道府県民税の納税者又は特別徴収義務者が第四十八条第一項又は第二項の規定による滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県及び市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

に規定する純損失の金額の控除、同条第九項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第三十七条の二

の規定によつて控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。）並びに第三百七条の二第一項ただし書に規定する市町村の条例で定める者については、この限りでない。

一〇八 略

254 略

（道府県が行う滞納処分に関する罪等）

第五十条 個人の道府県民税の納税者又は特別徴収義務者が第四十八条第一項又は第二項の規定による滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県及び市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 略

3 情を知つて前二項の行為につき納税者若しくは特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一及び二 略

5及び6 略

(法人の道府県民税の申告納付)

第五十三条 略

2 略

5 法人税法第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。)若しくは第七十四条第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第八十一条の二十二第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)について、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前七年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額(同法第五十七条第一項の欠損金額のうちこれらの法人の最初連結事業年度(同法第十五条の二第一項に規定する最初連結事業年度をいう。以下この項から第八項までにおいて同じ。)の開始の日の前日の属する事業年度以前の事業年度において生じたもので、同法第八十一条の九第二項の規定により

2 略

3 情を知つて前二項の行為につき納税者若しくは特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一及び二 略

5及び6 略

(法人の道府県民税の申告納付)

第五十三条 略

2 略

5 法人税法第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。)若しくは第七十四条第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第八十一条の二十二第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)について、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前七年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額(同法第五十七条第一項の欠損金額のうちこれらの法人の最初連結事業年度(同法第十五条の二第一項に規定する最初連結事業年度をいう。以下この項から第八項までにおいて同じ。)の開始の日の前日の属する事業年度以前の事業年度において生じたもので、同法第八十一条の九第二項の規定により

連結欠損金額（同法第二条第十九号の二に規定する連結欠損金額をいう。以下この項、第十六項及び第十七項において同じ。）とみなされたもの及び同法第八十一条の九第四項の規定により損金の額に算入されたもの以外のものをいう。次項から第八項までにおいて同じ。）又は連結適用前災害損失欠損金額（同法第五十八条第一項の災害損失欠損金額のうちこれらの法人の最初連結事業年度の開始の日の前日の属する事業年度以前の事業年度において生じたもので、同法第八十一条の九第二項の規定により連結欠損金額とみなされたもの及び同条第四項の規定により損金の額に算入されたもの以外のものをいう。次項から第八項までにおいて同じ。）がある場合のこれらの法人が納付すべき当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、第一項、前項、第二十二項又は第二十三項の規定にかかわらず、これらの規定によつて申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の五の二第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、控除対象個別帰属調整額を控除するものとする。この場合に

連結欠損金額（同法第二条第十九号の二に規定する連結欠損金額をいう。以下この項、第十六項及び第十七項において同じ。）とみなされたもの及び同法第八十一条の九第四項の規定により損金の額に算入されたもの以外のものをいう。次項から第八項までにおいて同じ。）又は連結適用前災害損失欠損金額（同法第五十八条第一項の災害損失欠損金額のうちこれらの法人の最初連結事業年度の開始の日の前日の属する事業年度以前の事業年度において生じたもので、同法第八十一条の九第二項の規定により連結欠損金額とみなされたもの及び同条第四項の規定により損金の額に算入されたもの以外のものをいう。次項から第八項までにおいて同じ。）がある場合のこれらの法人が納付すべき当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、第一項、前項、第二十二項又は第二十三項の規定にかかわらず、これらの規定によつて申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、控除対象個別帰属調整額を控除するものとする。この場合に

において、控除対象個別帰属調整額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた額に限る。

658 略

9 法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）若しくは第七十四条第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第八十一条の二十二第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）について、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前七年以内に開始した連結事業年度において控除対象個別帰属税額（零（個別帰属特別控除取戻税額等がある場合にあつては、当該個別帰属特別控除取戻税額等）から調整前個別帰属法人税額を差し引いた額であつて、零を超えるものをいう。以下この項から第十一項までにおいて同じ。）が生じた場合におけるこれらの法人が納付すべき当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、第一項、第四項、第二十二項又は第二十三項の規定にかかわらず、これらの規定によつて申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の五の二第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第六十二条第一項、第

において、控除対象個別帰属調整額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた額に限る。

658 略

9 法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）若しくは第七十四条第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第八十一条の二十二第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）について、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前七年以内に開始した連結事業年度において控除対象個別帰属税額（零（個別帰属特別控除取戻税額等がある場合にあつては、当該個別帰属特別控除取戻税額等）から調整前個別帰属法人税額を差し引いた額であつて、零を超えるものをいう。以下この項から第十一項までにおいて同じ。）が生じた場合におけるこれらの法人が納付すべき当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、第一項、第四項、第二十二項又は第二十三項の規定にかかわらず、これらの規定によつて申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の五の二第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第六十二条第一項、第

六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、控除対象個別帰属税額を控除するものとする。この場合において、控除対象個別帰属税額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた額に限る。

10及び11 略

12 法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）若しくは第七十四条第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第八十一条の二十二第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）で、当該事業年度開始の日前七年以内に開始した事業年度又は当該連結事業年度開始の日前七年以内に開始した事業年度において損金の額が益金の額を超えることとなつたため、同法第八十条（同法第四百十五条において準用する場合を含む。）の規定によつて法人税額の還付を受けたものが納付すべき当該事業年度分又は当該連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、第一項、第四項、第二十二項又は第二十三項の規定にかかわらず、これらの規定によつて申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標

六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、控除対象個別帰属税額を控除するものとする。この場合において、控除対象個別帰属税額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた額に限る。

10及び11 略

12 法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）若しくは第七十四条第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第八十一条の二十二第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）で、当該事業年度開始の日前七年以内に開始した事業年度又は当該連結事業年度開始の日前七年以内に開始した事業年度において損金の額が益金の額を超えることとなつたため、同法第八十条（同法第四百十五条において準用する場合を含む。）の規定によつて法人税額の還付を受けたものが納付すべき当該事業年度分又は当該連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、第一項、第四項、第二十二項又は第二十三項の規定にかかわらず、これらの規定によつて申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標

準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の五の二第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、還付を受けた法人税額（以下この項から第十四項までにおいて「控除対象還付法人税額」という。）を控除するものとする。この場合において、控除対象還付法人税額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた額に限る。

13及び14 略

15 法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）若しくは第七十四条第一項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第八十一条の二十二第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）について、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前七年以内に開始した連結事業年度において損金の額が益金の額を超えることとなつたため、これらの法人に同法第八十一条の十八第一項第四号に掲げる金額（以下この項から第十七項までにおいて「控除対象個別帰属還付税

準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、還付を受けた法人税額（以下この項から第十四項までにおいて「控除対象還付法人税額」という。）を控除するものとする。この場合において、控除対象還付法人税額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた額に限る。

13及び14 略

15 法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）若しくは第七十四条第一項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第八十一条の二十二第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）について、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前七年以内に開始した連結事業年度において損金の額が益金の額を超えることとなつたため、これらの法人に同法第八十一条の十八第一項第四号に掲げる金額（以下この項から第十七項までにおいて「控除対象個別帰属還付税

額」という。)がある場合のこれらの法人が納付すべき当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、第一項、第四項、第二十二項又は第二十三項の規定にかかわらず、これらの規定によつて申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額(当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の第五項、第四十二条の五の二第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額)又は当該個別帰属法人税額(当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額)を限度として、控除対象個別帰属還付税額を控除するものとする。この場合において、控除対象個別帰属還付税額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた額に限る。

16
～
29 略

30 道府県は、当該道府県内に事務所又は事業所を有する法人について、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律 第七条第一項に規定する合意

に基づき国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正が行われた場合において、当該更正に係る法人税額に基づいて道府県知事が第

額」という。)がある場合のこれらの法人が納付すべき当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、第一項、第四項、第二十二項又は第二十三項の規定にかかわらず、これらの規定によつて申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額(当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の第五項、第四十二条の五の二第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額)又は当該個別帰属法人税額(当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額)を限度として、控除対象個別帰属還付税額を控除するものとする。この場合において、控除対象個別帰属還付税額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた額に限る。

16
～
29 略

30 道府県は、当該道府県内に事務所又は事業所を有する法人について、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)第七条第一項に規定する合意

に基づき国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正が行われた場合において、当該更正に係る法人税額に基づいて道府県知事が第

五十五条第一項又は第三項の規定による更正をしたことに伴い、第十七条、第四十一項又は第五十五条第五項の規定により還付することとなる金額（以下この項及び第三十二項において「法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額」という。）が生ずるときは、当該更正があつた日が当該更正に係る更正の請求があつた日の翌日から起算して三月を経過した日以後である場合を除き、第十七条、第十七条の二、第十七条の四、第四十一項及び第五十五条第五項の規定にかかわらず、法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額を当該更正の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から一年以内に開始する各事業年度又は各連結事業年度（当該更正の日後に当該法人が適格合併により解散をした場合の当該適格合併に係る合併法人の当該合併の日以後に終了する各事業年度又は各連結事業年度を含む。）の法人税割額（法人税法第七十四条第一項の規定によつて申告書を提出すべき事業年度に係る法人税額又は同法第八十一条の二十二第一項の規定によつて申告書を提出すべき連結事業年度に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額（その法人税額の課税標準の算定期間又はその連結法人税額の課税標準の算定期間において既に納付すべきことが確定している法人税割額がある場合には、これを控除した額）に限る。）から順次控除するものとする。

31
52 略

（法人の道府県民税に係る故意不申告の罪）

第五十三条の三 正当な事由がなくて第五十三条第一項、第二項、第四項

五十五条第一項又は第三項の規定による更正をしたことに伴い、第十七条、第四十一項又は第五十五条第五項の規定により還付することとなる金額（以下この項及び第三十二項において「法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額」という。）が生ずるときは、当該更正があつた日が当該更正に係る更正の請求があつた日の翌日から起算して三月を経過した日以後である場合を除き、第十七条、第十七条の二、第十七条の四、第四十一項及び第五十五条第五項の規定にかかわらず、法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額を当該更正の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から一年以内に開始する各事業年度又は各連結事業年度（当該更正の日後に当該法人が適格合併により解散をした場合の当該適格合併に係る合併法人の当該合併の日以後に終了する各事業年度又は各連結事業年度を含む。）の法人税割額（法人税法第七十四条第一項の規定によつて申告書を提出すべき事業年度に係る法人税額又は同法第八十一条の二十二第一項の規定によつて申告書を提出すべき連結事業年度に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額（その法人税額の課税標準の算定期間又はその連結法人税額の課税標準の算定期間において既に納付すべきことが確定している法人税割額がある場合には、これを控除した額）に限る。）から順次控除するものとする。

31
52 略

又は第十九項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限内に提出しなかつた場合においては、法人の代表者（人格のない社団等の管理人及び法人課税信託の受託者である個人を含む。）、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

2 法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務又は財産に関して、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対し、同項の罰金を科する。

3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

（法人の道府県民税に係る虚偽の申告に関する罪）

第五十四条 第五十三条第一項に規定する法人税法第七十一条第一項の規定による法人税に係る申告書（同法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したものに限る。）を提出する義務がある法人が第五十三条第一項の申告書又はこれに係る同条第二十二項の申告書に虚偽の記載をして提出した場合において、法人の代表者（法人課税信託の受託者である個人を含む。）、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（法人の道府県民税に係る虚偽の申告に関する罪）

第五十四条 第五十三条第一項に規定する法人税法第七十一条第一項の規定による法人税に係る申告書（同法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したものに限る。）を提出する義務がある法人が第五十三条第一項の申告書又はこれに係る同条第二十二項の申告書に虚偽の記載をして提出した場合において、法人の代表者又は代理人若しくは使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は代理人、使用人 〓 その他の従業者がその法人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人に対し、同項の罰金刑を科する。

(法人の道府県民税の脱税に関する罪)

第六十二条 偽りその他不正の行為によつて法人の道府県民税（法人税割にあつては、法人税割に係る申告書に記載されるべき法人税額又は個別帰属法人税額を課税標準として算定したものとし、第五十三条第一項の規定によつて法人税法第七十一条第一項の規定による法人税に係る申告書（同法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したものに限る。）を提出する義務がある法人が第五十三条第一項の申告又はこれに係る同条第二十二項の申告によつて納付すべきものを除く。第三項において同じ。）の全部又は一部を免れた場合においては、法人の代表者（人格のない社団等の管理人及び法人課税信託の受託者である個人を含む。第三項において同じ。）、代理人、 〓 使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金 〓 に処し、又はこれ 〓 を併科する。

2 前項の免れた税額が千万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、千万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

3 第一項に規定するもののほか、第五十三条第一項、第二項、第四項又は第十九項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限内に提出しないことにより、法人の道府県民税の全部又は一部を免れた

2 法人の代表者又は代理人若しくは使用人その他の従業者がその法人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人に対し、同項の罰金刑を科する。

(法人の道府県民税の脱税に関する罪)

第六十二条 偽りその他不正の行為によつて法人の道府県民税（法人税割にあつては、法人税割に係る申告書に記載されるべき法人税額又は個別帰属法人税額を課税標準として算定したものとし、第五十三条第一項の規定によつて法人税法第七十一条第一項の規定による法人税に係る申告書（同法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したものに限る。）を提出する義務がある法人が第五十三条第一項の申告又はこれに係る同条第二十二項の申告によつて納付すべきものを除く 〓 ）の全部又は一部を免れた場合においては、法人の代表者（ 〓 ） 〓 又は代理人若しくは使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金若しくは料 〓 に処し、又は懲役及び罰金を併科する。

2 前項の免れた税額が百万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、百万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

場合においては、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の免れた税額が五百万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五百万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

5 法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は代理人、使用人 その他の従業者がその法人の業務又は財産に関して第一項又は第三項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

6 前項の規定により第一項又は第三項の違反行為につき法人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの項の罪についての時効の期間による。

7 人格のない社団等について第五項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

（法人の道府県民税に係る滞納処分に關する罪）

第六十九条 法人の道府県民税の納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 法人の代表者

又は代理人若し

くは使用人その他の従業者がその法人の業務又は財産に関して第一項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人に対し、この条の罰金刑を科する。

4 前項の規定により第一項の違反行為につき法人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

5 人格のない社団等について第三項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

（法人の道府県民税に係る滞納処分に關する罪）

第六十九条 法人の道府県民税の納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠へいし、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 略

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 法人の代表者又は代理人、使用人 その他の従業者がその法人の業務又は財産に関して前三項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

5 略

(国税徴収法の例による法人の道府県民税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第七十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 及び二 略

2 法人の代表者又は代理人、使用人 その他の従業者がその法人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人に対し、同項の罰金刑を科する。

3 略

(利子割の脱税に関する罪)

第七十一条の十六 第七十一条の第十二項の規定によつて徴収して納入すべき利子割の納入金の全部又は一部を納入しなかつた特別徴収義務者は、十年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科

2 略

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 法人の代表者又は代理人若しくは使用人その他の従業者がその法人の業務又は財産に関して前三項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

5 略

(国税徴収法の例による法人の道府県民税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第七十条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 及び二 略

2 法人の代表者又は代理人若しくは使用人その他の従業者がその法人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人に対し、同項の罰金刑を科する。

3 略

(利子割の脱税に関する罪)

第七十一条の十六 第七十一条の第十二項の規定によつて徴収して納入すべき利子割の納入金の全部又は一部を納入しなかつた特別徴収義務者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科

する。

2 前項の納入しなかつた金額が二百万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、二百万円を超える額でその納入しなかつた金額に相当する額以下の額とすることができる。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第一項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

4 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

5 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものについて第三項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(利子割に係る滞納処分に関する罪)

第七十一条の二十 利子割の特別徴収義務者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽って増加する行為をしたときは、その者は、三年以上の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 略

する。

2 前項の納入しなかつた金額が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円を超える額でその納入しなかつた金額に相当する額以下の額とすることができる。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第一項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、本条の罰金刑を科する。

4 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものについて前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(利子割に係る滞納処分に関する罪)

第七十一条の二十 利子割の特別徴収義務者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽って増加する行為をしたときは、その者は、三年以上の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 略

- 3 情を知つて前二項の行為につき特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 4及び5 略

(国税徴収法の例による利子割に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第七十一条の二十一 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一及び二 略

- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

3 略

(配当割の脱税に関する罪)

第七十一条の三十七 第七十一条の三十一第二項の規定によつて徴収して納入すべき配当割の納入金の全部又は一部を納入しなかつた特別徴収義務者は、十年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 2 前項の納入しなかつた金額が二百万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、二百万円を超える額で

- 3 情を知つて前二項の行為につき特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 4及び5 略

(国税徴収法の例による利子割に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第七十一条の二十一 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一及び二 略

- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の刑を科する。

3 略

(配当割の脱税に関する罪)

第七十一条の三十七 第七十一条の三十一第二項の規定によつて徴収して納入すべき配当割の納入金の全部又は一部を納入しなかつた特別徴収義務者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 2 前項の納入しなかつた金額が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円を超える額で

その納入しなかつた金額に相当する額以下の額とすることができる。

- 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第一項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

- 4 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

- 5 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものについて第三項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(配当割に係る滞納処分に関する罪)

第七十一条の四十一 配当割の特別徴収義務者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽って増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 略

- 3 情を知つて前二項の行為につき特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

その納入しなかつた金額に相当する額以下の額とすることができる。

- 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第一項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、本条の罰金刑を科する。

- 4 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものについて前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(配当割に係る滞納処分に関する罪)

第七十一条の四十一 配当割の特別徴収義務者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽って増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 略

- 3 情を知つて前二項の行為につき特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4及び5 略

(国税徴収法の例による配当割に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第七十一条の四十二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一及び二 略

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

3 略

(株式等譲渡所得割の脱税に関する罪)

第七十一条の五十七 第七十一条の五十一第二項の規定によつて徴収して納入すべき株式等譲渡所得割の納入金の全部又は一部を納入しなかつた特別徴収義務者は、十年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の納入しなかつた金額が二百万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、二百万円を超える額でその納入しなかつた金額に相当する額以下の額とすることができる。

3 法人の代表者又は代理人、使用人、その他の従業者が、その法人の業務又は財産に関して第一項の違反行為をした場合には、その行為者

4及び5 略

(国税徴収法の例による配当割に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第七十一条の四十二 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一及び二 略

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の刑を科する。

3 略

(株式等譲渡所得割の脱税に関する罪)

第七十一条の五十七 第七十一条の五十一第二項の規定によつて徴収して納入すべき株式等譲渡所得割の納入金の全部又は一部を納入しなかつた特別徴収義務者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の納入しなかつた金額が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円を超える額でその納入しなかつた金額に相当する額以下の額とすることができる。

3 法人の代表者又は代理人若しくは使用人その他の従業者が、その法人の業務又は財産に関して第一項の違反行為をした場合には、その行為者

を罰するほか、その法人に対し、同項の罰金刑を科する。

- 4| 前項の規定により第一項の違反行為につき法人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

(株式等譲渡所得割に係る滞納処分に関する罪)

第七十一条の六十一 株式等譲渡所得割の特別徴収義務者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽って増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 略

3 情を知つて前二項の行為につき特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4及び5 略

(国税徴収法の例による株式等譲渡所得割に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第七十一条の六十二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一及び二 略

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合に

を罰するほか、その法人に対し、本条の罰金刑を科する。

(株式等譲渡所得割に係る滞納処分に関する罪)

第七十一条の六十一 株式等譲渡所得割の特別徴収義務者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠ぺいし、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽って増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 略

3 情を知つて前二項の行為につき特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4及び5 略

(国税徴収法の例による株式等譲渡所得割に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第七十一条の六十二 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一及び二 略

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合に

は、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

3 略

(事業税に係る検査拒否等に関する罪)

第七十二条の八 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 三 略

2 法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。第七十二条の十第二項、第七十二条の三十七第一項及び第二項、第七十二条の四十九の三第一項、第三項及び第五項、第七十二条の四十九の六第二項、第七十二条の六十四第二項、第七十二条の六十九第四項並びに第七十二条の七十二項において同じ。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

3 略

(事業税の納税管理人に係る虚偽の申告等に関する罪)

第七十二条の十 前条第一項の規定によつて申告すべき納税管理人について虚偽の申告をし、又は偽りその他不正の手段により同項の承認若しくは同条第二項の認定を受けた者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 及び 3 略

は、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

3 略

(事業税に係る検査拒否等に関する罪)

第七十二条の八 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 三 略

2 法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。第七十二条の十第二項、第七十二条の三十七、第七十二条の四十九の三第一項及び第三項、第七十二条の四十九の六第二項、第七十二条の六十四第二項、第七十二条の六十九第四項並びに第七十二条の七十二項において同じ。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

3 略

(事業税の納税管理人に係る虚偽の申告等に関する罪)

第七十二条の十 前条第一項の規定によつて申告すべき納税管理人について虚偽の申告をし、又は偽りその他不正の手段により同項の承認若しくは同条第二項の認定を受けた者は、三万円以下の罰金に処する。

2 及び 3 略

(事業税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第七十二条の十一 道府県は、第七十二条の九第二項の認定を受けていない事業税の納税義務者で同条第一項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、当該道府県の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(収入割の課税標準の算定の方法)

第七十二条の二十四の二 略

2及び3 略

4 第七十二条の十二第二号の各事業年度の収入金額は、保険業を行う法人のうち保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者にあつては、当該少額短期保険業者が契約した次の各号に掲げる保険の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額による。

- 一 保険業法第三条第四項第一号及び第二号に掲げる保険 各事業年度の正味収入保険料に百分の十六を乗じて得た金額
- 二 保険業法第三条第五項第一号に掲げる保険 各事業年度の正味収入保険料に百分の二十六を乗じて得た金額

(事業年度の期間が六月を超える法人の中間申告納付)

第七十二条の二十六 事業を行う法人は、事業年度(新たに設立された内国法人のうち適格合併(被合併法人の全て)が収益事業を行っていない

(事業税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第七十二条の十一 道府県は、第七十二条の九第二項の認定を受けていない事業税の納税義務者で同条第一項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、当該道府県の条例で三万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(収入割の課税標準の算定の方法)

第七十二条の二十四の二 略

2及び3 略

4 第七十二条の十二第二号の各事業年度の収入金額は、保険業を行う法人のうち保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者にあつては、当該少額短期保険業者が契約した保険の各事業年度の正味収入保険料に百分の四十を乗じて得た金額による。

(事業年度の期間が六月を超える法人の中間申告納付)

第七十二条の二十六 事業を行う法人は、事業年度(新たに設立された内国法人のうち適格合併(被合併法人のすべて)が収益事業を行っていない

第七十二条の五第一項各号に掲げる法人であるものを除く。次項及び第三項において同じ。）により設立されたもの以外のもの設立後最初の事業年度、同条第一項各号に掲げる法人（収益事業を行っていないものに限る。）が同項各号に掲げる法人以外の法人に該当することとなった場合のその該当することとなった日の属する事業年度又は法人税法第四百四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人に該当する法人のこれらの号に掲げる外国法人のいずれかに該当することとなった日の属する事業年度を除く。）が六月を超える場合には、当該事業年度の開始の日から六月を経過した日の前日までに当該事業年度の前事業年度の事業税として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額を当該事業年度の前事業年度の月数で除して得た額の六倍の額に相当する額の事業税（以下この項から第三項までにおいて「予定申告に係る事業税額」という。）を当該事業年度開始の日から六月を経過した日から二月以内に、事務所又は事業所所在の道府県に申告納付しなければならない。ただし、当該法人（連結法人のうち所得割を申告納付すべきものを除く。）は、当該事業年度開始の日から六月の期間を一事業年度とみなして第七十二条の十二、第七十二条の十四から第七十二条の二十二まで、第七十二条の二十三第一項、第七十二条の二十四から第七十二条の二十四の三まで、第七十二条の二十四の五又は第七十二条の二十四の六の規定により当該期間の付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額を計算した場合には、当該付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額を課税標準として算定した事業税額が予定申告に係る事業税額を超えないと

きに限り、当該付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額を課税標準として算定した事業税額が予定申告に係る事業税額を超えないと

第七十二条の五第一項各号に掲げる法人であるものを除く。次項及び第三項において同じ。）により設立されたもの以外のもの設立後最初の事業年度、同条第一項各号に掲げる法人（収益事業を行っていないものに限る。）が同項各号に掲げる法人以外の法人に該当することとなった場合のその該当することとなった日の属する事業年度又は法人税法第四百四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人に該当する法人のこれらの号に掲げる外国法人のいずれかに該当することとなった日の属する事業年度を除く。）が六月を超える場合には、当該事業年度の開始の日から六月を経過した日の前日までに当該事業年度の前事業年度の事業税として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額を当該事業年度の前事業年度の月数で除して得た額の六倍の額に相当する額の事業税（次項及び第三項において「予定申告に係る事業税額」という。）を当該事業年度開始の日から六月を経過した日から二月以内に、事務所又は事業所所在の道府県に申告納付しなければならない。ただし、当該法人（連結法人のうち所得割を申告納付すべきものを除く。）は、当該事業年度開始の日から六月の期間を一事業年度とみなして第七十二条の十二、第七十二条の十四から第七十二条の二十二まで、第七十二条の二十三第一項、第七十二条の二十四から第七十二条の二十四の三まで、第七十二条の二十四の五又は第七十二条の二十四の六の規定により当該期間の付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額を計算したときは

、当該付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額を課税標準として算定した事業税額が予定申告に係る事業税額を超えないと

準として算定した事業税額を申告納付することができる。

2 略

(法人の代表者等の自署及び押印の義務違反に関する罪)

第七十二条の三十六 前条第一項から第三項までの規定に違反した者又はこれらの規定に違反する申告書若しくは修正申告書の提出があつた場合において、その行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

(法人の事業税に係る故意不申告の罪)

第七十二条の三十七 正当な事由がなくて第七十二条の二十五第一項、第七十二条の二十八第一項又は第七十二条の二十九第一項若しくは第三項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限内に提出しなかつた場合においては、法人の代表者（法人課税信託の受託者である個人を含む。）、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

2 法人の代表者又は代理人、使用人 その他の従業者が、その法人の業務又は財産に関して、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対し、同項の罰金刑を科する。

3 略

(法人の事業税に係る虚偽の中間申告納付に関する罪)

準として算定した事業税額を申告納付することができる。

2 略

(法人の代表者等の自署及び押印の義務違反に関する罪)

第七十二条の三十六 前条第一項から第三項までの規定に違反した者又はこれらの規定に違反する申告書若しくは修正申告書の提出があつた場合において、その行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。但し、情状に因り、その刑を免除することができる。

(法人の事業税に係る故意不申告の罪)

第七十二条の三十七 正当な事由がなくて第七十二条の二十五第一項、第七十二条の二十八第一項又は第七十二条の二十九第一項若しくは第三項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限内に提出しなかつた場合においては、法人の代表者（法人課税信託の受託者である個人を含む。）、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

2 法人の代表者又は代理人若しくは使用人その他の従業者が、その法人の業務又は財産に関して、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対し、同項の罰金刑を科する。

3 略

(法人の事業税に係る虚偽の中間申告納付に関する罪)

第七十二条の三十八 第七十二条の二十六第一項ただし書の規定による申告書に虚偽の記載をして提出した場合には、法人の代表者（法人課税信託の受託者である個人を含む。）、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は代理人、使用人 その他の従業者が、その法人の業務又は財産に関して、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対し、同項の罰金刑を科する。

（法人の事業税の脱税に関する罪）

第七十二条の四十九の三 偽りその他不正の行為によつて法人の行う事業に対する事業税の全部又は一部を免れた場合には、法人の代表者（法人課税信託の受託者である個人を含む。第三項において同じ。）、代理人、使用人その他の従業者で、その違反行為をした者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の免れた税額が千万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、千万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

3 第一項に規定するもののほか、第七十二条の二十五第一項、第七十二条の二十八第一項又は第七十二条の二十九第一項若しくは第三項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限内に提出しないことにより、法人の行う事業に対する事業税の全部又は一部を免れた場合

第七十二条の三十八 第七十二条の二十六第一項ただし書の規定による申告書に虚偽の記載をして提出した場合には、法人の代表者（法人課税信託の受託者である個人を含む。）、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は代理人若しくは使用人その他の従業者が、その法人の業務又は財産に関して、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対し、同項の罰金刑を科する。

（法人の事業税の脱税に関する罪）

第七十二条の四十九の三 偽りその他不正の行為によつて法人の行う事業に対する事業税の全部又は一部を免れた場合には、法人の代表者（法人課税信託の受託者である個人を含む。）。又代理人若しくは使用人その他の従業者で、その違反行為をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の免れた税額が五百万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五百万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

においては、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者で、その違反行為をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4| 前項の免れた税額が五百万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五百万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

5| 法人の代表者又は代理人、使用人 その他の従業者がその法人の業務又は財産に関して第一項又は第三項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

6| 前項の規定により第一項又は第三項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの項の罪についての時効の期間による。

7| 人格のない社団等について第五項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(法人の事業税に係る総務省の職員の行う検査拒否等に関する罪)

第七十二条の四十九の六 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 三 略

2 及び 3 略

3| 法人の代表者又は代理人若しくは使用人その他の従業者がその法人の業務又は財産に関して第一項 の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人に対し、この条 の罰金刑を科する。

4| 前項の規定により第一項 の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項 の罪についての時効の期間による。

5| 人格のない社団等について第三項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(法人の事業税に係る総務省の職員の行う検査拒否等に関する罪)

第七十二条の四十九の六 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 三 略

2 及び 3 略

(個人の事業税に係る虚偽の申告等に関する罪)

第七十二条の五十六 第七十二条の五十五の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 人の代理人、使用人、その他の従業者がその人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その人に対し、同項の罰金刑を科する。

(個人の事業税に係る不申告等に関する過料)

第七十二条の五十七 道府県は、個人が行う事業に対する事業税の納税義務者が第七十二条の五十五の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に対し、当該道府県の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(個人の事業税の脱税に関する罪)

第七十二条の六十 偽りその他不正の行為によつて個人が行う事業に対する事業税の全部又は一部を免れた者は、十年以下の懲役若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の免れた税額が千円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、千円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

3 第一項に規定するもののほか、第七十二条の五十五の規定によつて申

(個人の事業税に係る虚偽の申告等に関する罪)

第七十二条の五十六 第七十二条の五十五の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 人の代理人又は使用人、その他の従業者がその人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その人に対し、同項の罰金刑を科する。

(個人の事業税に係る不申告等に関する過料)

第七十二条の五十七 道府県は、個人が行う事業に対する事業税の納税義務者が第七十二条の五十五の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に対し、当該道府県の条例で三万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(個人の事業税の脱税に関する罪)

第七十二条の六十 偽りその他不正の行為によつて個人が行う事業に対する事業税の全部又は一部を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五百円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の免れた税額が五百円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五百円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

告し、又は報告すべき事項について申告又は報告をしないことにより、個人の行う事業に対する事業税の全部又は一部を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の免れた税額が五百万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五百万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

5 人の代理人、使用人その他の従業者がその人の業務又は財産に関して第一項又は第三項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

6 前項の規定により第一項又は第三項の違反行為につき人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの項の罪についての時効の期間による。

(個人の事業税に係る総務省の職員の行う検査拒否等に関する罪)

第七十二条の六十四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 三 略

2 及び 3 略

(事業税に係る滞納処分に関する罪)

第七十二条の六十九 事業税の納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲

3 人の代理人又は使用人その他の従業者がその人の業務又は財産に関して第一項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その人に対し、本条の罰金刑を科する。

4 前項の規定により第一項の違反行為につき人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

(個人の事業税に係る総務省の職員の行う検査拒否等に関する罪)

第七十二条の六十四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 三 略

2 及び 3 略

(事業税に係る滞納処分に関する罪)

第七十二条の六十九 事業税の納税者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲

役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 略

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 及び 5 略

(国税徴収法の例による事業税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第七十二条の七十 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役

又は五十万円以下の罰金に処する。

一 及び二 略

2 及び 3 略

(譲渡割に係る検査拒否等に関する罪)

第七十二条の八十五 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲

役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 及び三 略

2 法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。第七十二条の九十一第二項、第七十二条の九十二第二項、第七十二条の九十五第六項、第七十二条の百二第二項及び第七十二条の百九第三項において同じ。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行

役若しくは五十万円 以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 略

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円 以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 及び 5 略

(国税徴収法の例による事業税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第七十二条の七十 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円

以下の罰金に処する。

一 及び二 略

2 及び 3 略

(譲渡割に係る検査拒否等に関する罪)

第七十二条の八十五 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円

以下の罰金に処する。

一 及び三 略

2 法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。第七十二条の九十一第二項、第七十二条の九十二第二項、第七十二条の九十五第三項、第七十二条の百二第二項及び第七十二条の百九第三項において同じ。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行

為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

3 略

(譲渡割に係る虚偽の中間申告に関する罪)

第七十二条の九十一 第七十二条の八十七各項の規定による申告書で消費税法第四十三条第一項第四号に掲げる金額を記載したものに虚偽の記載をして提出した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2及び3 略

(譲渡割に係る故意不申告の罪)

第七十二条の九十二 正当な理由がなくて第七十二条の八十八第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

2及び3 略

(譲渡割の脱税に関する罪)

第七十二条の九十五 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 偽りその他不正の行為によつて、譲渡割の全部又は一部を免れた者
- 二 偽りその他不正の行為によつて、第七十二条の八十八第二項又は第三項の規定による還付を受けた者

為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

3 略

(譲渡割に係る虚偽の中間申告に関する罪)

第七十二条の九十一 第七十二条の八十七各項の規定による申告書で消費税法第四十三条第一項第四号に掲げる金額を記載したものに虚偽の記載をして提出した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2及び3 略

(譲渡割に係る故意不申告の罪)

第七十二条の九十二 正当な理由がなくて第七十二条の八十八第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

2及び3 略

(譲渡割の脱税に関する罪)

第七十二条の九十五 偽りその他不正の行為によつて、譲渡割の全部若しくは一部を免れ、又は第七十二条の八十八第二項若しくは第三項の規定による還付を受けた者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 偽りその他不正の行為によつて、譲渡割の全部又は一部を免れた者
- 二 偽りその他不正の行為によつて、第七十二条の八十八第二項又は第三項の規定による還付を受けた者

、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(貨物割に係る故意不申告の罪)

第七十二条の百二 正当な理由がなくて前条の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

2及び3 略

(貨物割の脱税に関する罪)

第七十二条の百九 偽りその他不正の行為によつて貨物割の全部又は一部を免れ、又は免れようとした者は、十年以下の懲役若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の免れ、又は免れようとした税額が千円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、千円を超える額でその免れ、又は免れようとした税額に相当する額以下の額とすることができる。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第一項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金を科する。

4及び5 略

、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(貨物割に係る故意不申告の罪)

第七十二条の百二 正当な理由がなくて前条の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

2及び3 略

(貨物割の脱税に関する罪)

第七十二条の百九 偽りその他不正の行為によつて貨物割の全部又は一部を免れ、又は免れようとした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の免れ、又は免れようとした税額が五百円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五百円を超える額でその免れ、又は免れようとした税額に相当する額以下の額とすることができる。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第一項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、本条の罰金を科する。

4及び5 略

第七十二条の百十 偽りその他不正の行為によつて第七十二条の百四第一項の規定による還付を受けた者は、十年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の還付を受けた金額の三倍が百万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、百万円を超え当該相当額の三倍以下の額とすることができる。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第一項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金を科する。

4 略

(用途による不動産取得税の非課税)

第七十三条の四 道府県は、次の各号に規定する者が不動産をそれぞれ当該各号に掲げる不動産として使用するために取得した場合においては、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

一 四の三 略

四の四 社会福祉法人が障害者自立支援法第五条第十三項に規定する障害者支援施設の用に供する不動産

四の五 三十八 略

2 及び 3 略

第七十二条の百十 偽りその他不正の行為によつて第七十二条の百四第一項の規定による還付を受けた者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の還付を受けた金額の三倍が五十万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円を超え当該相当額の三倍以下の額とすることができる。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第一項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、本条の罰金を科する。

4 略

(用途による不動産取得税の非課税)

第七十三条の四 道府県は、次の各号に規定する者が不動産をそれぞれ当該各号に掲げる不動産として使用するために取得した場合においては、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

一 四の三 略

四の四 社会福祉法人が障害者自立支援法第五条第十二項に規定する障害者支援施設の用に供する不動産

四の五 三十八 略

2 及び 3 略

(不動産取得税に係る検査拒否等に関する罪)

第七十三条の九 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 三 略

2 略

(不動産取得税の納税管理人に係る虚偽の申告等に関する罪)

第七十三条の十一 前条第一項の規定によつて申告すべき納税管理人について虚偽の申告をし、又は偽りその他不正の手段により同項の承認若しくは同条第二項の認定を受けた者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 略

(不動産取得税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第七十三条の十二 道府県は、第七十三条の十第二項の認定を受けていない不動産取得税の納税義務者で同条第一項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、当該道府県の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(不動産取得税の課税標準の特例)

第七十三条の十四 略

2 5 略

(不動産取得税に係る検査拒否等に関する罪)

第七十三条の九 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 三 略

2 略

(不動産取得税の納税管理人に係る虚偽の申告等に関する罪)

第七十三条の十一 前条第一項の規定によつて申告すべき納税管理人について虚偽の申告をし、又は偽りその他不正の手段により同項の承認若しくは同条第二項の認定を受けた者は、三万円以下の罰金に処する。

2 略

(不動産取得税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第七十三条の十二 道府県は、第七十三条の十第二項の認定を受けていない不動産取得税の納税義務者で同条第一項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、当該道府県の条例で三万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(不動産取得税の課税標準の特例)

第七十三条の十四 略

2 5 略

6 農業近代化資金融通法(昭和三十六年法律第二百二号)第二条第三項

11	10	9	8	<p>に規定する農業近代化資金で政令で定めるもの若しくは漁業近代化資金融通法（昭和四十四年法律第五十二号）第二条第三項に規定する漁業近代化資金で政令で定めるものの貸付け又は株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第一第八号若しくは第九号の下欄に掲げる資金の貸付け若しくは食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）第十条第一項若しくは沖繩振興開発金融公庫法第十九条第一項第四号の規定に基づく資金の貸付けを受けて、農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用に供する施設で政令で定めるものを取得した場合における当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、価格に当該施設の取得価額に対する当該貸付けを受けた額の割合を乗じて得た額を価格から控除するものとする。</p> <p>7 </p> <p>都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第三号口の資金の貸付けを受けて、同号口に規定する連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業の用に供する施設で政令で定めるものを取得した場合における当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、価格に当該施設の取得価額に対する当該貸付けを受けた額の割合を乗じて得た額を価格から控除するものとする。</p>
独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第十	略	略	略	

10|
略

9|
略

14|
略

12|
略

三条第一項第五号から第九号若しくは附則第七条第二項第一号若しくは第二号に規定する貸付けを受けた者（住宅を建設して賃貸し、又は譲渡する事業を行う者に限る。）又は沖繩振興開発金融公庫から貸付けを受けた者で沖繩振興開発金融公庫法第十九条第一項第三号ハからホまでのいずれか若しくは産業労働者住宅資金融通法（昭和二十八年法律第六十三号）第七条第一項第四号の規定に該当するものが当該貸付けに係る不動産（政令で定めるものを除く。）を取得した場合においては、当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該価格に当該不動産の取得価額に対する当該貸付けを受けた額の割合を乗じて得た額を価格から控除するものとする。

13| 土地改良法第五十三条の三の二第二項（同法第八十九条の二第三項、第九十六条又は第九十六条の四において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する同法第五十三条の三第二項に規定する土地を取得することが適当と認める者が、同法第五十三条の三の二第一項（同法第八十九条の二第三項、第九十六条又は第九十六条の四において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により換地計画において定められた換地であつて、同法第五十三条の三の二第一項第一号に掲げる土地として定められたものを取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該土地の価格の三分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

(不動産取得税に係る虚偽の申告等に関する罪)

第七十三条の十九 前条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 略

(不動産取得税に係る不申告等に関する過料)

第七十三条の二十 道府県は、不動産の取得者が第七十三条の十八の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に対し、当該道府県の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(再開発会社
免除等) の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

第七十三条の二十七の四

(不動産取得税に係る虚偽の申告等に関する罪)

第七十三条の十九 前条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をした者は、五万円以下の罰金に処する。

2 略

(不動産取得税に係る不申告等に関する過料)

第七十三条の二十 道府県は、不動産の取得者が第七十三条の十八の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に対し、当該道府県の条例で三万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(市街地再開発組合等の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

第七十三条の二十七の四

道府県は、市街地再開発組合が、都市再開発法第二条第一号に規定する第一種市街地再開発事業(次項から第四項までにおいて「第一種市街地再開発事業」という。)の施行に伴い施設建築物の敷地を取得し、又は施設建築物を新築した場合において、当該不動産の取得の日から敷地の取得にあつては三年、施設建築物の取得にあつては六月以内に当該市街地再開発組合の組合員(参加組合員を除く。)に当該不動産を譲渡したときは、当該市街地再開発組合による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

2 前条第二項から第五項までの規定は、市街地再開発組合が第一種市街地再開発事業の施行に伴い施設建築物に係る不動産を取得した場合における不動産取得税額の徴収猶予及び当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。この場合において、同条第二項中「当該取得の日から二年以内」とあるのは「敷地の取得にあつては当該取得の日から三年以内、施設建築物の取得にあつては当該取得の日から六月以内」と、同条第四項中「当該譲渡担保権者」とあるのは「当該市街地再開発組合」と読み替えるものとする。

3 道府県は、都市再開発法第五十条の二第三項に規定する再開発会社（以下この項から第八項までにおいて「再開発会社」という。）が、第一種市街地再開発事業の施行に伴い施設建築物の敷地を取得し、又は施設建築物を新築した場合において、当該不動産の取得の日から敷地の取得にあつては三年、施設建築物の取得にあつては六月以内に同法第七十三条第一項第二号に掲げる者に当該不動産を譲渡したときは、当該再開発会社による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

4 前条第二項から第五項までの規定は、再開発会社が第一種市街地再開発事業の施行に伴い施設建築物に係る不動産を取得した場合における不動産取得税額の徴収猶予及び当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。この場合において、同条第二項中「当該取得の日から二年以内」とあるのは「敷地の取得にあつては当該取得の日から三年以内、施設建築物の取得にあつては当該取得の日から六月以内」と、同条第四項中「当該譲渡担保権者」とあるのは「当該再開発会社」と

と読み替えるものとする。

5 | 道府県は、再開発会社は、都市再開発法第二条第一号に規定する第二種市街地再開発事業（次項から第八項までにおいて「第二種市街地再開発事業」という。）の施行に伴い施設建築物（同法第百十八条の七第一項第三号の建築施設の部分を除く。以下この項及び次項において同じ。）の敷地を取得し、又は施設建築物を新築した場合において、同法第百十八条の十七の規定による建築工事の完了の公告があつた日から六月以内に同法第百十八条の七第一項第二号に掲げる者に当該不動産を譲渡したときは、当該再開発会社による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

6 | 前条第二項から第五項までの規定は、再開発会社が第二種市街地再開発事業の施行に伴い施設建築物に係る不動産を取得した場合における不動産取得税額の徴収猶予及び当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。この場合において、同条第二項中「当該取得の日から二年以内」とあるのは「都市再開発法第百十八条の十七の規定による建築工事の完了の公告があつた日の翌日まで」と、同条第四項中「当該譲渡担保権者」とあるのは「当該再開発会社」と読み替えるものとする。

① | 道府県は、都市再開発法第五十条の二第三項に規定する再開発会社（以下この条において「再開発会社」という。）が同法第二条第一号に規定する第二種市街地再開発事業（以下この条において「第二種市街地再開発事業」という。）の施行に伴い同法第百十八条の七第一項第三号の建築施設の部分（以下この条において「建築施設の部分」とい

7 | 道府県は、再開発会社
が第二種市街地再開発事業の施行に伴い都市再開発法
第百十八条の七第一項第三号の
建築施設の部分（以下この項及び次項において「建築施設の部分」とい

う。)を取得した場合において同法第百十八条の十七の規定による建築
工事の完了の公告があつた日の翌日に同法第百十八条の十一第一項に規
定する譲受け予定者が当該建築施設の部分を取得したとき又は再開発会
社が第二種市街地再開発事業の施行に伴い同法第二条第四号に規定する
公共施設(以下この条 において「公共施設」という。)の用に
供する不動産を取得した場合において同法第百十八条の二十第一項の規
定による公共施設の整備に関する工事の完了の公告の日の翌日に国又は
地方公共団体が当該不動産を取得したときは、当該再開発会社による当
該不動産の取得に対する不動産取得税に係る地方団体の徴収金に係る納
税義務を免除するものとする。

2|
略

う。)を取得した場合において同法第百十八条の十七の規定による建築
工事の完了の公告があつた日の翌日に同法第百十八条の十一第一項に規
定する譲受け予定者が当該建築施設の部分を取得したとき又は再開発会
社が第二種市街地再開発事業の施行に伴い同法第二条第四号に規定する
公共施設(以下この項及び次項において「公共施設」という。)の用に
供する不動産を取得した場合において同法第百十八条の二十第一項の規
定による公共施設の整備に関する工事の完了の公告の日の翌日に国又は
地方公共団体が当該不動産を取得したときは、当該再開発会社による当
該不動産の取得に対する不動産取得税に係る地方団体の徴収金に係る納
税義務を免除するものとする。

8|
略

9| 道府県は、住宅街区整備組合が住宅街区整備事業の施行に伴い施設住
宅の敷地を取得し、又は施設住宅を新築した場合において、当該不動産
の取得の日から六月以内に当該住宅街区整備組合の組合員(参加組合員
を除く。)に当該不動産を譲渡したときは、当該住宅街区整備組合によ
る当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る地方団体の徴収金に係
る納税義務を免除するものとする。

10| 前条第二項から第五項までの規定は、住宅街区整備組合が住宅街区整
備事業の施行に伴い施設住宅に係る不動産を取得した場合における不動
産取得税額の徴収猶予及び当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の
還付について準用する。この場合において、同条第二項中「当該取得の

日から二年以内」とあるのは「当該取得の日から六月以内」と、同条第
四項中「当該譲渡担保権者」とあるのは「当該住宅街区整備組合」と読

み替えるものとする。

11) 道府県は、防災街区整備事業組合又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第百六十五条第三項に規定する事業会社（以下この項及び次項において「事業会社」という。）が、同法第二条第五号に規定する防災街区整備事業（次項において「防災街区整備事業」という。）の施行に伴い同法第百十七条第六号に規定する防災施設建築敷地（以下この項及び次項において「防災施設建築敷地」という。）若しくは同法第百二十四条第二項に規定する個別利用区（以下この項及び次項において「個別利用区」という。）内の宅地を取得し、又は同法第百十七号に規定する防災施設建築物（以下この項及び次項において「防災施設建築物」という。）を新築した場合において、当該不動産の取得の日から防災施設建築敷地又は個別利用区内の宅地の取得にあつては三年、防災施設建築物の取得にあつては六月以内に、防災街区整備事業組合にあつては同法第百四十四条第一項に規定する組合員（同法第百四十五条に規定する参加組合員を除く。）に、事業会社にあつては同法第百二十五条第一項第二号若しくは第七号に掲げる者に当該不動産を譲渡したときは、当該防災街区整備事業組合又は事業会社による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

12) 前条第二項から第五項までの規定は、防災街区整備事業組合又は事業会社が防災街区整備事業の施行に伴い防災施設建築敷地、個別利用区内の宅地又は防災施設建築物を取得した場合における不動産取得税額の徴収猶予及び当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準

用する。この場合において、同条第二項中「当該取得の日から二年以内」とあるのは「次条第十一項に規定する防災施設建築敷地又は個別利用区内の宅地の取得にあつては当該取得の日から三年以内、同項に規定する防災施設建築物の取得にあつては当該取得の日から六月以内」と、同条第四項中「当該譲渡担保権者」とあるのは「当該防災街区整備事業組合又は次条第十一項に規定する事業会社」と読み替えるものとする。

（事業協同組合等の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等）

第七十三条の二十七の五 道府県は、事業協同組合又は協同組合連合会（以下この項において「事業協同組合等」という。）が、都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から独立行政法人中小企業基盤整備機構第十五条第一項第三号口の資金の貸付けを受けて、同号口に規定する連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業で政令で定めるものの用に供する不動産を取得した場合において当該不動産の取得の日から五年以内に当該事業協同組合等の組合員又は所属員に当該不動産を譲渡したときは、当該事業協同組合等による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

2 道府県は、不動産の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該不動産の取得者から当該不動産取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から五年以内の期間を限って、当該不動産

(農地保有合理化法人等の農地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

第七十三条の二十七の五 道府県は、農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第八条第一項又は第十一条の十二に規定する農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体(以下この条において「農地保有合理化法人等」という。)が、同法第四条第二項第一号に規定する農地売買等事業(同条第一項に規定する農用地等の貸付けであつてその貸付期間(当該期間のうち延長に係るものを除く。)が五年を超えるものを行うことを目的として当該農用地等を取得するものを除く。次項において同じ。)の実施により政令で定める区域内の農地、採草放牧地又は開発して農地とすることが適当な土地を取得した場合において、これらの土地(開発して農地とすることが適当な土地について開発をした場合にあつては、開発後の農地)をその取得の日から五年以内(これらの土地の取得の日から五年以内に、これらの土地について土地改良法による土地改良事業で同法第二条第二項第二号、第三号、第五号又は第七号に掲げるもの(これらの事業に係る調査で国の行政機関の定めた計画に基づくものが行われる場合には、当該調査)が開始された場

に係る不動産取得税額を徴収猶予するものとする。

3 | **第七十三条の二十五第二項から第四項まで、第七十三条の二十六及び第七十三条の二十七の規定は、前項の場合における不動産取得税額の徴収猶予及びその取消し並びに第一項の場合における当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。**

(農地保有合理化法人等の農地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

第七十三条の二十七の六 道府県は、農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第八条第一項又は第十一条の十二に規定する農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体(以下この条及び次条において「農地保有合理化法人等」という。)が、同法第四条第二項第一号に規定する農地売買等事業(同条第一項に規定する農用地等の貸付けであつてその貸付期間(当該期間のうち延長に係るものを除く。)が五年を超えるものを行うことを目的として当該農用地等を取得するものを除く。次項において同じ。)の実施により政令で定める区域内の農地、採草放牧地又は開発して農地とすることが適当な土地を取得した場合において、これらの土地(開発して農地とすることが適当な土地について開発をした場合にあつては、開発後の農地)をその取得の日から五年以内(これらの土地の取得の日から五年以内に、これらの土地について土地改良法による土地改良事業で同法第二条第二項第二号、第三号、第五号又は第七号に掲げるもの(これらの事業に係る調査で国の行政機関の定めた計画に基づくものが行われる場合には、当該調査)が開始された場

合において、これらの事業の完了の日として政令で定める日後一年を経過する日がこれらの土地の取得の日から五年を経過する日後に到来することとなつたときは、当該一年を経過する日までの間）に当該事業の実施により売り渡し、若しくは交換し、又は農業経営基盤強化促進法第四条第二項第三号に掲げる事業の実施により現物出資したときは、当該農地保有合理化法人等によるこれらの土地の取得に対して課する不動産取得税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

2| 道府県は、不動産の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該不動産の取得者から当該不動産取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から五年以内の期間（当該不動産が同項に定める土地改良事業に係るものである場合には、当該取得の日から同項に定める一年を経過する日までの期間）を限つて、当該不動産に係る不動産取得税額を徴収猶予するものとする。

3| 第七十三条の二十五第二項から第四項まで、第七十三条の二十六及び第七十三条の二十七の規定は、前項の場合における不動産取得税額の徴収猶予及びその取消し並びに第一項の場合における当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。

（土地改良区）の換地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等）

合において、これらの事業の完了の日として政令で定める日後一年を経過する日がこれらの土地の取得の日から五年を経過する日後に到来することとなつたときは、当該一年を経過する日までの間）に当該事業の実施により売り渡し、若しくは交換し、又は農業経営基盤強化促進法第四条第二項第三号に掲げる事業の実施により現物出資したときは、当該農地保有合理化法人等によるこれらの土地の取得に対して課する不動産取得税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

2| 前条第二項及び第三項の規定は、農地保有合理化法人等が農地売買等事業の実施により前項に規定する土地を取得した場合における不動産取得税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「次条第一項」と、「当該取得の日から五年以内の期間」とあるのは「当該取得の日から五年以内の期間（当該不動産が同項に定める土地改良事業に係るものである場合には、当該取得の日から同項に定める一年を経過する日までの期間）」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と読み替えるものとする。

（土地改良区等）の換地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等）

第七十三條の二十七の六 略

2| 第七十三條の二十七の三第二項から第五項までの規定は、土地改良区が前項の換地を取得した場合

における不動産取得税額の徴収の猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。

第七十三條の二十七の七 略

2| 道府県は、農地保有合理化法人等が土地改良法第五十三條の三の二第一項の規定により換地計画において定められた換地であつて、同項第一号に掲げる土地として定められたものを取得した場合において、当該換地をその取得の日から二年以内に譲渡したときは、当該農地保有合理化法人等による当該換地の取得に対して課する不動産取得税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

3| 第七十三條の二十七の三第二項から第五項までの規定は、土地改良区が第一項の換地を取得した場合又は農地保有合理化法人等が前項の換地を取得した場合における不動産取得税額の徴収の猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。

(外国人留學生の寄宿舎の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

第七十三條の二十七の八 道府県は、公益社団法人又は公益財団法人で外国人留學生(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の四の表の留学の在留資格を認められた者をいう。以下この条において同じ。)の寄宿舎の設置及び運営を主たる目的とするものが不動産を取得した場合において、土地の取得にあつては当該取得の日から五年以内に当該土地を外国人留學生の寄宿舎(政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)の用に供したとき、家屋の取得にあつては当該取得の日から引き続き三年以上当該家屋を外国人留學生の寄

宿舎の用に供したときは、当該土地の取得又は家屋の取得に対して課する不動産取得税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

2 第七十三条の二十七の三第二項から第五項までの規定は、公益社団法人又は公益財団法人で外国人留学生の寄宿舎の設置及び運営を主たる目的とするものが不動産を取得した場合における不動産取得税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第七十三条の二十七の八第一項」と、「当該取得の日から二年以内」とあるのは「土地の取得にあつては当該取得の日から五年以内、家屋の取得にあつては当該取得の日から三年以内」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第七十三条の二十七の八第一項」と、「当該譲渡担保権者」とあるのは「当該不動産取得税の納税義務者」と読み替えるものとする。

（農業生産法人の土地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等）

第七十三条の二十七の九 道府県は、農地法第二条第三項に規定する農業生産法人がその組合員、社員又は株主となる資格を有する者から現物出資を受けた場合において、当該出資に係る土地を取得し、かつ、当該土地の取得の日から五年以内に当該土地を同項第一号に規定する農業の用に供したときは、当該土地の取得に対して課する不動産取得税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

(不動産取得税の脱税に関する罪)

第七十三条の三十 偽りその他不正の行為によつて不動産取得税の全部又は一部を免れた者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の免れた税額が百万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、百万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

3 第一項に規定するもののほか、第七十三条の十八の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について申告又は報告をしないことにより、不動産取得税の全部又は一部を免れた者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の免れた税額が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

2 第七十三条の二十七の三第二項から第五項までの規定は、前項の農業生産法人が土地を取得した場合における不動産取得税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。この場合において、第七十三条の二十七の三第二項中「前項」とあるのは「第七十三条の二十七の九第一項」と、「二年」とあるのは「五年」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第七十三条の二十七の九第一項」と、「当該譲渡担保権者」とあるのは「当該農業生産法人」と読み替えるものとする。

(不動産取得税の脱税に関する罪)

第七十三条の三十 詐偽その他不正の行為によつて不動産取得税の全部又は一部を免かれた者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。

2 前項の免かれた税額が五十万円をこえる場合には、情状に因り、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円をこえる額でその免かれた税額に相当する額以下の額とすることができる。

5| 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第一項又は第三項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

6| 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

(不動産取得税に係る滞納処分に関する罪)

第七十三条の三十七 不動産取得税の納税者が滞納処分の執行を免れる

目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以上の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 略

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 略

(国税徴収法の例による不動産取得税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第七十三条の三十八 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

3| 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第一項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、本条の罰金刑を科する。

(不動産取得税に係る滞納処分に関する罪)

第七十三条の三十七 不動産取得税の納税者が滞納処分の執行を免かれる

目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以上の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 略

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 略

(国税徴収法の例による不動産取得税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第七十三条の三十八 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一及び二略

2 略

(たばこ税に係る検査拒否等に関する罪)

第七十四条の八 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 三略

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(たばこ税に係る不申告に関する過料)

第七十四条の十二の二 道府県は、たばこ税の申告納税者が正当な事由がなくて第七十四条の十第一項から第三項までの規定による申告書をこれらの項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者に対し、当該道府県の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(たばこ税の脱税に関する罪)

第七十四条の十五 偽りその他不正の行為によつてたばこ税の全部又は一部を免れた者は、十年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一及び二略

2 略

(たばこ税に係る検査拒否等に関する罪)

第七十四条の八 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 三略

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の刑を科する。

(たばこ税の脱税に関する罪)

第七十四条の十五 偽りその他不正の行為によつてたばこ税の全部又は一部を免れた者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 偽りその他不正の行為によつて前条第二項の規定による還付を受けた者は、十年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 略

4 第一項に規定するもののほか、第七十四条の十第一項又は第三項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限までに提出しないことにより、たばこ税の全部又は一部を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5 前項の免れた税額が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第一項、第二項又は第四項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

7 前項の規定により第一項、第二項又は第四項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの項の罪についての時効の期間による。

(営業の開廃等に係る虚偽の報告等に関する罪)

第七十四条の十八 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一及び二 略

2 偽りその他不正の行為によつて前条第二項の規定による還付を受けた者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 略

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第一項又は第二項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、この条の罰金刑を科する。

(営業の開廃等に係る虚偽の報告等に関する罪)

第七十四条の十八 次の各号の一に 該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一及び二 略

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(たばこ税に係る滞納処分に関する罪)

第七十四条の二十八 たばこ税の申告納税者又は納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 略

3 情を知つて前二項の行為につき申告納税者若しくは納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 略

(国税徴収法の例によるたばこ税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第七十四条の二十九 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一及び二 略

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(たばこ税に係る滞納処分に関する罪)

第七十四条の二十八 たばこ税の申告納税者又は納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 略

3 情を知つて前二項の行為につき申告納税者若しくは納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 略

(国税徴収法の例によるたばこ税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第七十四条の二十九 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一及び二 略

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が

その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(ゴルフ場利用税に係る検査拒否等に関する罪)

第七十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 三 略

2 略

(ゴルフ場利用税の納税管理人に係る虚偽の申告等に関する罪)

第八十条 前条第一項の規定によつて申告すべき納税管理人について虚偽の申告をし、又は偽りその他不正の手段により同項の承認若しくは同条第二項の認定を受けた者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 略

(ゴルフ場利用税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第八十一条 道府県は、第七十九条第二項の認定を受けていないゴルフ場利用税の特別徴収義務者で同条第一項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、当該道府県の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の刑を科する。

(ゴルフ場利用税に係る検査拒否等に関する罪)

第七十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 三 略

2 略

(ゴルフ場利用税の納税管理人に係る虚偽の申告等に関する罪)

第八十条 前条第一項の規定によつて申告すべき納税管理人について虚偽の申告をし、又は偽りその他不正の手段により同項の承認若しくは同条第二項の認定を受けた者は、三万円以下の罰金に処する。

2 略

(ゴルフ場利用税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第八十一条 道府県は、第七十九条第二項の認定を受けていないゴルフ場利用税の特別徴収義務者で同条第一項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、当該道府県の条例で三万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(ゴルフ場利用税の特別徴収義務者の登録等に関する罪)

第八十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 略

二 前条第三項から第五項までの規定のいずれかに違反した者

2 略

(ゴルフ場利用税に係る脱税に関する罪)

第八十六条 第八十三条第二項の規定によつて徴収して納入すべきゴルフ場利用税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつた特別徴収義務者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 略

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第一項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

4 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合には、同項の罪についての時効の期間による。

(ゴルフ場利用税に係る滞納処分に関する罪)

第九十五条 ゴルフ場利用税の特別徴収義務者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はそ

(ゴルフ場利用税の特別徴収義務者の登録等に関する罪)

第八十五条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 略

二 前条第三項から第五項までの規定の一に違反した者

2 略

(ゴルフ場利用税に係る脱税に関する罪)

第八十六条 第八十三条第二項の規定によつて徴収して納入すべきゴルフ場利用税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつた特別徴収義務者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。

2 略

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第一項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、この条の罰金刑を科する。

(ゴルフ場利用税に係る滞納処分に関する罪)

第九十五条 ゴルフ場利用税の特別徴収義務者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はそ

の財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 略

3 情を知つて前二項の行為につき特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 略

(国税徴収法の例によるゴルフ場利用税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第九十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一及び二 略

2 略

(自動車取得税に係る検査拒否等に関する罪)

第一百七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一〜三 略

2 略

(自動車取得税に係る不申告に関する過料)

の財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 略

3 情を知つて前二項の行為につき特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 略

(国税徴収法の例によるゴルフ場利用税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第九十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一及び二 略

2 略

(自動車取得税に係る検査拒否等に関する罪)

第一百七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一〜三 略

2 略

第二百二十四条の二 道府県は、自動車取得税の納税義務者が正当な事由がなく、第二百二十二条第一項の規定による申告書を同項各号に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者に対し、当該道府県の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(自動車取得税の脱税に関する罪)

第二百二十七条 偽りその他不正の行為によつて自動車取得税の全部又は一部を免れた者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金を

に処し、又はこれを併科する。

2 前項の免れた税額が百万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、百万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

3 第一項に規定するもののほか、第二百二十二条第一項の規定による申告書を同項各号に規定する申告書の提出期限までに提出しないことにより、自動車取得税の全部又は一部を免れた者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の免れた税額が五十万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第一項又は第三項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し

(自動車取得税の脱税に関する罪)

第二百二十七条 偽りその他不正の行為によつて自動車取得税の全部又は一部を免れた者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。

2 前項の免れた税額が五十万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第一項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し

、当該各項の罰金刑を科する。

6| 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合には、同項の罪についての時効の期間による。

(自動車取得税に係る滞納処分に関する罪)

第三百三十七条 自動車取得税の納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 略

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 略

(国税徴収法の例による自動車取得税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第三百三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 及び二 略

2 略

(軽油引取税に係る検査拒否等に関する罪)

、この条の罰金刑を科する。

(自動車取得税に係る滞納処分に関する罪)

第三百三十七条 自動車取得税の納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 略

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 略

(国税徴収法の例による自動車取得税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第三百三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 及び二 略

2 略

(軽油引取税に係る検査拒否等に関する罪)

第四百四十四条の十二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 三 略

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(軽油引取税の特別徴収義務者の登録等に関する罪)

第四百四十四条の十七 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 及び二 略

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(軽油引取税に係る故意不申告の罪)

第四百四十四条の十九 正当な理由がなくて前条第一項各号の規定による申告書を当該各号に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

2 略

第四百四十四条の十二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 三 略

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(軽油引取税の特別徴収義務者の登録等に関する罪)

第四百四十四条の十七 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 及び二 略

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(軽油引取税に係る故意不申告の罪)

第四百四十四条の十九 正当な理由がなくて前条第一項各号の規定による申告書を当該各号に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

2 略

(免税証の不正受給による免税軽油の引取りに関する罪等)

第四百四十四条の二十二 偽りその他不正の行為によつて免税証の交付を受け、免税軽油の引取りを行つた者は、十年以下の懲役若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 略

(免税証の譲渡の禁止に関する罪等)

第四百四十四条の二十五 略

2 前条の規定に違反して免税証を譲り受け、免税軽油の引取りを行つた者は、十年以下の懲役若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 略

(道府県知事の承認を受けないでする免税軽油の譲渡に関する罪)

第四百四十四条の二十六 第四百四十四条の三第三項の規定に違反して道府県知事の承認を受けないで免税軽油の譲渡を行つた者は、二年以下の懲役又は百円以下の罰金に処する。

2 及び 3 略

(免税軽油の引取り等に係る報告義務に関する罪)

第四百四十四条の二十八 前条第一項の規定に違反して報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者は、一年以下の懲役又は五十

(免税証の不正受給による免税軽油の引取りに関する罪等)

第四百四十四条の二十二 偽りその他不正の行為によつて免税証の交付を受け、免税軽油の引取りを行つた者は、五年以下の懲役若しくは五百円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 略

(免税証の譲渡の禁止に関する罪等)

第四百四十四条の二十五 略

2 前条の規定に違反して免税証を譲り受け、免税軽油の引取りを行つた者は、五年以下の懲役若しくは五百円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 略

(道府県知事の承認を受けないでする免税軽油の譲渡に関する罪)

第四百四十四条の二十六 第四百四十四条の三第三項の規定に違反して道府県知事の承認を受けないで免税軽油の譲渡を行つた者は、一年以下の懲役又は五十円以下の罰金に処する。

2 及び 3 略

(免税軽油の引取り等に係る報告義務に関する罪)

第四百四十四条の二十八 前条第一項の規定に違反して報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者は、二十万円

万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(製造等の承認を受ける義務等に関する罪)

第四百四十四条の三十三 前条第一項の規定に違反して道府県知事の承認を受けないで同項第一号若しくは第二号の行為を行った者又は偽りその他不正の手段により同項の承認を受け同項第一号若しくは第二号の行為を行った者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 情を知つて、前項の罪に当たる行為に要する資金、土地、建物、艦船、車両、設備、機械、器具、原材料又は薬品を提供し、又は運搬した者は、七年以下の懲役若しくは七百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 第一項の犯罪に係る炭化水素油について、情を知つてこれを運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分の媒介若しくはあつせんをした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前条第一項の規定に違反して道府県知事の承認を受けないで同項第三号若しくは第四号の行為を行った者又は偽りその他不正の手段により同項の承認を受けた者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処す

以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の刑を科する。

(製造等の承認を受ける義務等に関する罪)

第四百四十四条の三十三 前条第一項の規定に違反して道府県知事の承認を受けないで同項第一号若しくは第二号の行為を行った者又は偽りその他不正の手段により同項の承認を受け同項第一号若しくは第二号の行為を行った者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 情を知つて、前項の罪に当たる行為に要する資金、土地、建物、艦船、車両、設備、機械、器具、原材料又は薬品を提供し、又は運搬した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 第一項の犯罪に係る炭化水素油について、情を知つてこれを運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分の媒介若しくはあつせんをした者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前条第一項の規定に違反して道府県知事の承認を受けないで同項第三号若しくは第四号の行為を行った者又は偽りその他不正の手段により同項の承認を受けた者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処す

る。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一及び二 略

6 略

7 前項の規定により第一項又は第二項の違反行為につき法人又は人に罰金を科する場合における時効の期間は、これらの項の罪についての時効の期間による。

(事業の開廃等に係る虚偽の届出等に関する罪)

第四百四十四条の三十七 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 五 略

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金を科する。

(軽油引取税に係る総務省の職員の検査拒否等に関する罪)

第四百四十四条の三十九 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 三 略

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が

る。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一及び二 略

6 略

(事業の開廃等に係る虚偽の届出等に関する罪)

第四百四十四条の三十七 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 五 略

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の刑を科する。

(軽油引取税に係る総務省の職員の検査拒否等に関する罪)

第四百四十四条の三十九 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 三 略

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が

その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(軽油引取税に係る脱税に関する罪)

第四百四十四条の四十一 第四百四十四条の十四第二項の規定によつて徴収して納入すべき軽油引取税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつた軽油引取税の特別徴収義務者は、十年以下の懲役若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 偽りその他不正の行為によつて第四百四十四条の十八の規定によつて納付すべき軽油引取税の全部又は一部を免れた納税者は、十年以下の懲役若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 偽りその他不正の行為によつて第四百四十四条の三十第一項又は第四百四十四条の三十一第一項、第四項若しくは第五項の規定による還付を受けた軽油引取税の特別徴収義務者は、十年以下の懲役若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 第一項の納入しなかつた金額、第二項の免れた税額又は前項の還付を受けた金額が千円を超える場合においては、情状により、当該各項の罰金の額は、当該各項の規定にかかわらず、千円を超える額でその納入しなかつた金額、免れた税額又は還付を受けた金額に相当する額以下の額とすることができる。

5 第二項に規定するもののほか、第四百四十四条の十八第一項各号の規定による申告書を当該各号に規定する申告書の提出期限までに提出しない

その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金を科する。

(軽油引取税に係る脱税に関する罪)

第四百四十四条の四十一 第四百四十四条の十四第二項の規定によつて徴収して納入すべき軽油引取税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつた軽油引取税の特別徴収義務者は、五年以下の懲役若しくは五百円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 偽りその他不正の行為によつて第四百四十四条の十八の規定によつて納付すべき軽油引取税の全部又は一部を免れた納税者は、五年以下の懲役若しくは五百円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 偽りその他不正の行為によつて第四百四十四条の三十第一項又は第四百四十四条の三十一第一項、第四項若しくは第五項の規定による還付を受けた軽油引取税の特別徴収義務者は、五年以下の懲役若しくは五百円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 第一項の納入しなかつた金額、第二項の免れた税額又は前項の還付を受けた金額が五百円を超える場合においては、情状により当該各項の罰金の額は、当該各項の規定にかかわらず、五百円を超える額でその納入しなかつた金額、免れた税額又は還付を受けた金額に相当する額以下の額とすることができる。

ことにより、同条の規定によつて納付すべき軽油引取税の全部又は一部を免れた納税者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

6 前項の免れた税額が五百万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五百万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

7 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第一項から第三項まで又は第五項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

8 前項の規定により第一項から第三項まで又は第五項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの項の罪についての時効の期間による。

(軽油引取税に係る滞納処分に関する罪)

第四百四十四条の五十二 軽油引取税の特別徴収義務者又は納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 略

3 情を知つて前二項の行為につき特別徴収義務者若しくは納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しく

5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第一項から第三項まで の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

6 前項の規定により第一項から第三項まで の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、それぞれ第一項から第三項までの罪についての時効の期間による。

(軽油引取税に係る滞納処分に関する罪)

第四百四十四条の五十二 軽油引取税の特別徴収義務者又は納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円 以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 略

3 情を知つて前二項の行為につき特別徴収義務者若しくは納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しく

は百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 略

(国税徴収法の例による軽油引取税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第四百四十四条の五十三 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一及び二 略

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金を科する。

(自動車税に係る虚偽の申告等に関する罪)

第五十三条 前条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 略

(自動車税に係る不申告等に関する過料)

第五十四条 道府県は、自動車税の納税義務者又は第四百四十五条第二項に規定する自動車の売主が第五十二条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場

は三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 略

(国税徴収法の例による軽油引取税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第四百四十四条の五十三 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一及び二 略

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金を科する。

(自動車税に係る虚偽の申告等に関する罪)

第五十三条 前条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をした者は、五万円以下の罰金に処する。

2 略

(自動車税に係る不申告等に関する過料)

第五十四条 道府県は、自動車税の納税義務者又は第四百四十五条第二項に規定する自動車の売主が第五十二条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場

合においては、その者に対し、当該道府県の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(自動車税に係る検査拒否等に関する罪)

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 三 略

2 略

(自動車税の納税管理人に係る虚偽の申告等に関する罪)

第五十八条 前条第一項の規定によつて申告すべき納税管理人について虚偽の申告をし、又は偽りその他不正の手段により同項の承認若しくは同条第二項の認定を受けた者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 略

(自動車税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第五十九条 道府県は、第五十七条第二項の認定を受けていない自動車税の納税義務者で同条第一項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、当該道府県の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(自動車税の脱税に関する罪)

合においては、その者に対し、当該道府県の条例で三万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(自動車税に係る検査拒否等に関する罪)

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 三 略

2 略

(自動車税の納税管理人に係る虚偽の申告等に関する罪)

第五十八条 前条第一項の規定によつて申告すべき納税管理人について虚偽の申告をし、又は偽りその他不正の手段により同項の承認若しくは同条第二項の認定を受けた者は、三万円以下の罰金に処する。

2 略

(自動車税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第五十九条 道府県は、第五十七条第二項の認定を受けていない自動車税の納税義務者で同条第一項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、当該道府県の条例で三万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(自動車税の脱税に関する罪)

第六十条 偽りその他不正の行為によつて自動車税の全部又は一部を免れた者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の免れた税額が百万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、百万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

3 第一項に規定するもののほか、第五十二条第一項の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について申告又は報告をしないことにより、自動車税の全部又は一部を免れた者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の免れた税額が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第一項又は第三項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

6 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

(自動車税に係る滞納処分に関する罪)

第六十六条 自動車税の納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る

第六十条 詐偽その他不正の行為によつて自動車税の全部又は一部を免れた者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。

2 前項の免かれた税額が五十万円をこえる場合には、情状に因り、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円をこえる額でその免かれた税額に相当する額以下の額とすることができる。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第一項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、本条の罰金刑を科する。

(自動車税に係る滞納処分に関する罪)

第六十六条 自動車税の納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る

負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 略

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 略

(国税徴収法の例による自動車税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第六百六十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一及び二 略

2 略

(鉦区税に係る虚偽の申告等に関する罪)

第八十六条 前条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 略

(鉦区税に係る不申告等に関する過料)

第八十七条 道府県は、鉦区税の納税義務者が第八十五条の規定によ

負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 略

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 略

(国税徴収法の例による自動車税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第六百六十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一及び二 略

2 略

(鉦区税に係る虚偽の申告等に関する罪)

第八十六条 前条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をした者は、五万円以下の罰金に処する。

2 略

(鉦区税に係る不申告等に関する過料)

第八十七条 道府県は、鉦区税の納税義務者が第八十五条の規定によ

つて申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に対し、当該道府県の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(釧路税に係る検査拒否等に関する罪)

第百八十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 三 略

2 略

(釧路税の納税管理人に係る虚偽の申告等に関する罪)

第百九十一条 前条第一項の規定によつて申告すべき納税管理人について虚偽の申告をし、又は偽りその他不正の手段により同項の承認若しくは同条第二項の認定を受けた者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 略

(釧路税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第百九十一条の二 道府県は、第百九十条第二項の認定を受けていない釧路税の納税義務者で同条第一項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、当該道府県の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

つて申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に対し、当該道府県の条例で三万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(釧路税に係る検査拒否等に関する罪)

第百八十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 三 略

2 略

(釧路税の納税管理人に係る虚偽の申告等に関する罪)

第百九十一条 前条第一項の規定によつて申告すべき納税管理人について虚偽の申告をし、又は偽りその他不正の手段により同項の承認若しくは同条第二項の認定を受けた者は、三万円以下の罰金に処する。

2 略

(釧路税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第百九十一条の二 道府県は、第百九十条第二項の認定を受けていない釧路税の納税義務者で同条第一項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、当該道府県の条例で三万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(鉦区税の脱税に関する罪)

第九十二条 偽りその他不正の行為によつて鉦区税の全部又は一部を免れた者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の免れた税額が百万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、百万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

3 第一項に規定するもののほか、第八十五条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について申告又は報告をしないことにより、鉦区税の全部又は一部を免れた者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の免れた税額が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第一項又は第三項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

6 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

(鉦区税に係る滞納処分に関する罪)

第二百一条 鉦区税の納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産

(鉦区税の脱税に関する罪)

第九十二条 詐偽その他不正の行為によつて鉦区税の全部又は一部を免れた者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。

2 前項の免かれた税額が五十万円をこえる場合には、情状に因り、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円をこえる額でその免かれた税額に相当する額以下の額とすることができる。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第一項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、本条の罰金刑を科する。

(鉦区税に係る滞納処分に関する罪)

第二百一条 鉦区税の納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産

を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 略

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 略

(国税徴収法の例による鉦区税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第二百二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一及び二 略

2 略

(道府県法定外普通税に係る検査拒否等に関する罪)

第二百六十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一〜三 略

2 略

(道府県法定外普通税の納税管理人に係る虚偽の申告等に関する罪)

を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 略

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 略

(国税徴収法の例による鉦区税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第二百二条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一及び二 略

2 略

(道府県法定外普通税に係る検査拒否等に関する罪)

第二百六十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一〜三 略

2 略

(道府県法定外普通税の納税管理人に係る虚偽の申告等に関する罪)

第二百六十七条 前条第一項の規定によつて申告すべき納税管理人について虚偽の申告をし、又は偽りその他不正の手段により同項の承認若しくは同条第二項の認定を受けた者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 略

(道府県法定外普通税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第二百六十八条 道府県は、第二百六十六条第二項の認定を受けていない道府県法定外普通税の納税義務者又は特別徴収義務者で同条第一項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、当該道府県の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(道府県法定外普通税に係る虚偽の申告等に関する罪)

第二百七十二條 前条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 略

(道府県法定外普通税に係る不申告等に関する過料)

第二百七十三條 道府県は、道府県法定外普通税の納税義務者が第二百七十一條の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に対し、当

第二百六十七条 前条第一項の規定によつて申告すべき納税管理人について虚偽の申告をし、又は偽りその他不正の手段により同項の承認若しくは同条第二項の認定を受けた者は、三万円以下の罰金に処する。

2 略

(道府県法定外普通税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第二百六十八条 道府県は、第二百六十六条第二項の認定を受けていない道府県法定外普通税の納税義務者又は特別徴収義務者で同条第一項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、当該道府県の条例で三万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(道府県法定外普通税に係る虚偽の申告等に関する罪)

第二百七十二條 前条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をした者は、五万円以下の罰金に処する。

2 略

(道府県法定外普通税に係る不申告等に関する過料)

第二百七十三條 道府県は、道府県法定外普通税の納税義務者が第二百七十一條の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に対し、当

該道府県の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(道府県法定外普通税の脱税等に関する罪)

第二百八十一条 偽りその他不正の行為によつて道府県法定外普通税の全部又は一部を免れた納税者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第二百七十五条第二項の規定によつて徴収して納入すべき道府県法定外普通税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつた特別徴収義務者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 第一項の免れた税額又は前項の納入しなかつた金額が百万円を超える場合においては、情状により、当該各項の罰金の額は、当該各項の規定にかかわらず、百万円を超える額でその免れた税額又は納入しなかつた金額に相当する額以下の額とすることができる。

4 第一項に規定するもののほか、第二百七十一条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について申告又は報告をしないことにより、道府県法定外普通税の全部又は一部を免れた納税者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5 前項の免れた税額が五十万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が

該道府県の条例で三万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(道府県法定外普通税の脱税等に関する罪)

第二百八十一条 詐偽その他不正の行為によつて道府県法定外普通税の全部又は一部を免かれた納税者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。

2 第二百七十五条第二項の規定によつて徴収して納入すべき道府県法定外普通税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつた特別徴収義務者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。

3 第一項の免かれた税額又は前項の納入しなかつた金額が五十万円を超える場合においては、情状に因り、当該各項の罰金の額は、当該各項の規定にかかわらず、五十万円をこえる額でその免かれた税額又は納入しなかつた金額に相当する額以下の額とすることができる。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が

その法人又は人の業務又は財産に関して第一項、第二項又は第四項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

7 前項の規定により第一項又は第二項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの項の罪についての時効の期間による。

(道府県法定外普通税に係る滞納処分に関する罪)

第二百八十六条 道府県法定外普通税の納税者又は特別徴収義務者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽って増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 略

3 情を知つて前二項の行為につき納税者若しくは特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 略

(国税徴収法の例による道府県法定外普通税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第二百八十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

その法人又は人の業務又は財産に関して第一項又は第二項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、本条の罰金刑を科する。

(道府県法定外普通税に係る滞納処分に関する罪)

第二百八十六条 道府県法定外普通税の納税者又は特別徴収義務者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽って増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 略

3 情を知つて前二項の行為につき納税者若しくは特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 略

(国税徴収法の例による道府県法定外普通税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第二百八十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一及び二 略

2 略

(市町村民税に関する用語の意義)

第二百九十二条 市町村民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 三 略

四 法人税額 法人税法その他の法人税に関する法令の規定によつて計算した法人税額（法人税法第八十一条の十九第一項（同法第八十一条の二十第一項の規定が適用される場合を含む。）及び第八十一条の二十二第一項の規定による申告書に係る法人税額を除く。）で法人税法第六十八条（同法第四百四十四条（租税特別措置法第四十二条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）において準用する場合並びに租税特別措置法第三条の三第五項、第八条の三第五項、第九条の二第四項及び第四十一条の十二第四項において読み替えて適用する場合を含む。）、第六十九条及び第七十条並びに租税特別措置法第四十二条の四、第四十二条の十一（同条第一項、第六項及び第七項を除く。）

）及び第四十二条の十二の規定の適用を受ける前のものをいい、法人税に係る延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を含まないものとする。

四の二 略

四の三 調整前個別帰属法人税額 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額をいう。

一及び二 略

2 略

(市町村民税に関する用語の意義)

第二百九十二条 市町村民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 三 略

四 法人税額 法人税法その他の法人税に関する法令の規定によつて計算した法人税額（法人税法第八十一条の十九第一項（同法第八十一条の二十第一項の規定が適用される場合を含む。）及び第八十一条の二十二第一項の規定による申告書に係る法人税額を除く。）で法人税法第六十八条（同法第四百四十四条（租税特別措置法第四十二条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）において準用する場合並びに租税特別措置法第三条の三第五項、第八条の三第五項、第九条の二第四項及び第四十一条の十二第四項において読み替えて適用する場合を含む。）、第六十九条及び第七十条並びに租税特別措置法第四十二条の四

の規定の適用を受ける前のものをいい、法人税に係る延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を含まないものとする。

四の二 略

四の三 調整前個別帰属法人税額 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額をいう。

イ 連結法人（法人税法第二条第十二号の七の四に規定する連結法人をいう。以下この節において同じ。）の同法第八十一条の十八第一項の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額があるとき 当該法人税の負担額として帰せられる金額（租税特別措置法第六十八条の九及び第六十八条の十五の規定により加算された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額がある場合にあっては、当該法人税の負担額として帰せられる金額から当該相当する金額を差し引いた額）に同項第二号から第四号までに掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の九、第六十八条の十五及び第六十八条の十五の二の規定により控除された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額を加算した額

ロ 連結法人の法人税法第八十一条の十八第一項の規定により計算される法人税の減少額として帰せられる金額があるとき 当該法人税の減少額として帰せられる金額（租税特別措置法第六十八条の九及び第六十八条の十五の規定により加算された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額がある場合にあっては、当該法人税の減少額として帰せられる金額に当該相当する金額を加算した額）を同項第二号から第四号までに掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の九、第六十八条の十五及び第六十八条の十五の二の規定により控除された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額から差し引いた額

四の四 個別帰属特別控除戻税額等 租税特別措置法第六十八条の第十項、第六十八条の十の二第五項、第六十八条の十一第五項、六十

イ 連結法人（法人税法第二条第十二号の七の四に規定する連結法人をいう。以下この節において同じ。）の同法第八十一条の十八第一項の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額があるとき 当該法人税の負担額として帰せられる金額（租税特別措置法第六十八条の九 の規定により加算された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額がある場合にあっては、当該法人税の負担額として帰せられる金額から当該相当する金額を差し引いた額）に同項第二号から第四号までに掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の九

の規定により控除された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額を加算した額

ロ 連結法人の法人税法第八十一条の十八第一項の規定により計算される法人税の減少額として帰せられる金額があるとき 当該法人税の減少額として帰せられる金額（租税特別措置法第六十八条の九 の規定により加算された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額がある場合にあっては、当該法人税の減少額として帰せられる金額に当該相当する金額を加算した額）を同項第二号から第四号までに掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の九 の規定により控除された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額から差し引いた額

四の四 個別帰属特別控除戻税額等 租税特別措置法第六十八条の第十項、第六十八条の十一第五項、第六

八条の第十二第七項、第六十八条の第十三第四項又は第六十八条の第十四第五項の規定により加算された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額その他政令で定める金額の合計額をいう。

四の五〇七 略

八 扶養親族 市町村民税の納税義務者の親族（その納税義務者の配偶者を除く。）並びに児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第一項に規定する里親に委託された児童及び老人福祉法第十一条第一項第三号の規定により同号に規定する養護受託者に委託された老人でその納税義務者と生計を一にするもの（第三百十三条第三項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除く。）のうち、前年の合計所得金額が三十八万円以下である者をいう。

九〇十三 略

二〇四 略

（法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用）

第二百九十四条の二 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等（信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この項及び次項において同じ。）及び固有資産等（法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。次項において同じ。）ごとに、それぞれ別の者とみなして、

この節（前条、次条、第二百九十四条の三、第二百九十六条、第二百九

十八条の第十二第七項、第六十八条の第十三第四項又は第六十八条の第十四第五項の規定により加算された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額その他政令で定める金額の合計額をいう。

四の五〇七 略

八 扶養親族 市町村民税の納税義務者の親族（その納税義務者の配偶者を除く。）並びに児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の三第一項に規定する里親に委託された児童及び老人福祉法第十一条第一項第三号の規定により同号に規定する養護受託者に委託された老人でその納税義務者と生計を一にするもの（第三百十三条第三項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除く。）のうち、前年の合計所得金額が三十八万円以下である者をいう。

九〇十三 略

二〇四 略

（法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用）

第二百九十四条の二 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等（信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この項及び次項において同じ。）及び固有資産等（法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。次項において同じ。）ごとに、それぞれ別の者とみなして、

この節（前条、次条、第二百九十四条の三、第二百九十六条、第二百九

十九条から第三百二条まで、第三百十二条、第三百十七条の四、第三百十七條の五、第三百十七條の七、第三百二十一條の八第十九項、第三百二十一條の八の三、第三百二十一條の九、第三百二十四條、第三百二十八條の八、第三百二十八條の十六、第六款及び第八款を除く。第三項から第五項までにおいて同じ。）の規定を適用する。

2
2
6
略

(市町村民税に係る検査拒否等に関する罪)

第二百九十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 三
略

2 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（人格のない社団等を除く。以下この項において同じ。）を含む。第三百十七條の七第二項、第三百二十四條第七項及び第八項、第三百二十八條の十六第四項及び第五項、第三百三十二條第四項並びに第三百三十三條第二項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。第三百十七條の七第二項、第三百二十四條第七項、第三百二十八條の十六第四項、第三百三十二條第四項及び第三百三十三條第二項において同じ。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

十九条から第三百二条まで、第三百十二条、第三百十七条の四、第三百十七條の五、第三百十七條の七、第三百二十一條の八第十九項、第三百二十一條の八の三、第三百二十一條の九、第三百二十四條、第三百二十八條の八、第三百二十八條の十六、第六款及び第八款を除く。第三項から第五項までにおいて同じ。）の規定を適用する。

2
2
6
略

(市町村民税に係る検査拒否等に関する罪)

第二百九十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 三
略

2 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（人格のない社団等を除く。以下この項において同じ。）を含む。第三百十七條の七第二項、第三百二十四條第四項、第三百二十八條の十六第四項及び第三百三十二條第四項及び第三百三十三條第二項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。第三百十七條の七第二項、第三百二十四條第四項、第三百二十八條の十六第四項、第三百三十二條第四項及び第三百三十三條第二項において同じ。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

3 略

(市町村民税の納税管理人に係る虚偽の申告等に関する罪)

第三百一条 前条第一項の規定によつて申告すべき納税管理人について虚偽の申告をし、又は偽りその他不正の手段により同項の承認若しくは同条第二項の認定を受けた者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者(人格のない社団等の管理人を含む。)又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

3 略

(市町村民税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第三百二条 市町村は、第三百条第二項の認定を受けていない市町村民税の納税義務者で同条第一項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、当該市町村の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(寄附金税額控除)

第三百十四条の七 市町村は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当す

3 略

(市町村民税の納税管理人に係る虚偽の申告等に関する罪)

第三百一条 前条第一項の規定によつて申告すべき納税管理人について虚偽の申告をし、又は偽りその他不正の手段により同項の承認若しくは同条第二項の認定を受けた者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者
又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

3 略

(市町村民税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第三百二条 市町村は、第三百条第二項の認定を受けていない市町村民税の納税義務者で同条第一項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、当該市町村の条例で三万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(寄附金税額控除)

第三百十四条の七 市町村は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当す

る金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額）が二千円を超える場合には、その超える金額の百分の六に相当する金額（当該納税義務者が前年中に第一号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が二千円を超える場合にあつては、当該百分の六に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第三百十四条の三及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

一及び二 略

三 所得税法第七十八条第二項第二号及び第三号に掲げる寄附金（同条

第三項 の規定により特定寄

附金とみなされるものを含む。）並びに租税特別措置法第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（次号に掲げる寄附金を除く。）のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該市町村の条例で定めるもの

四 特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人

（以下この号及び第三項において「特定非営利活動法人」という。）に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該市町村の条例で定めるもの（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した

る金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額）が五千円を超える場合には、その超える金額の百分の六に相当する金額（当該納税義務者が前年中に第一号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が五千円を超える場合にあつては、当該百分の六に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第三百十四条の三及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

一及び二 略

三 所得税法第七十八条第二項第二号及び第三号に掲げる寄附金（同条

第三項及び租税特別措置法第四十一条の十八の三の規定により特定寄

附金とみなされるものを含む。）のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該市町村の条例で定めるもの

2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した

同項第一号に掲げる寄附金の額の合計額のうち二千円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の五分の三に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第三百十四条の三及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の十に相当する金額を超えるときは、当該百分の十に相当する金額）とする。

一〽三 略

3 | 第一項第四号の規定による市町村の条例の定めは、当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（以下この条において「控除対象特定非営利活動法人」という。）からの申出があつた場合において適切と認められるときに行うものとし、当該条例においては、当該控除対象特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地を明らかにしなければならぬ。

4 | 控除対象特定非営利活動法人は、総務省令で定めるところにより、寄附者名簿（各事業年度に当該法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名又は名称及びその住所又は事務所の所在地並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。次項において同じ。）を備え、これを保存しなければならない。

5 | 市町村長は、第一項（同項第四号に掲げる寄附金に係る部分に限る。）の規定によつて控除すべき金額の計算のために必要があると認めるときは、控除対象特定非営利活動法人に対し、同号に掲げる寄附金の受入りに関し報告又は寄附者名簿その他の資料の提出をさせることができる。

同項第一号に掲げる寄附金の額の合計額のうち五千円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の五分の三に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第三百十四条の三及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の十に相当する金額を超えるときは、当該百分の十に相当する金額）とする。

一〽三 略

(市町村民税の申告等)

第三百七十七条の二 第二百九十四条第一項第一号の者は、三月十五日までに、総務省令の定めるところによつて、次に掲げる事項を記載した申告書を賦課期日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならない。ただし、第三百七十七条の六第一項又は第四項の規定によつて給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から一月一日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この節において「給与」と総称する。）又は所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等（以下この節において「公的年金等」という。）の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（政令で定めるものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは第三百十四条の二第五項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、第三百十三条第八項に規定する純損失の金額の控除、同条第九項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第三百十四条の七第一項（同項第四号に掲げる寄附金（租税特別措置法第六十六条の十一の二第三項に規定する認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第五項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第二項の規定によつて控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。）並びに所得割の納税義務を負わない

(市町村民税の申告等)

第三百七十七条の二 第二百九十四条第一項第一号の者は、三月十五日までに、総務省令の定めるところによつて、次に掲げる事項を記載した申告書を賦課期日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならない。ただし、第三百七十七条の六第一項又は第四項の規定によつて給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から一月一日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この節において「給与」と総称する。）又は所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等（以下この節において「公的年金等」という。）の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（政令で定めるものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは第三百十四条の二第五項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、第三百十三条第八項に規定する純損失の金額の控除、同条第九項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第三百十四条の七第一項（同項第四号に掲げる寄附金（租税特別措置法第六十六条の十一の二第三項に規定する認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第五項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第二項の規定によつて控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。）並びに所得割の納税義務を負わない

と認められる者のうち当該市町村の条例で定めるものについては、この限りでない。

一〇八 略

2〇4 略

5 | 第二百九十四条第一項第一号の者は、第三百十四条の七第一項（同項第四号に掲げる寄附金に係る部分に限る。）の規定によつて控除すべき金額の控除を受けようとする場合においては、三月十五日までに、総務省令で定めるところにより、当該寄附金の額その他必要な事項を記載した申告書を、賦課期日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならぬ。

6 | 略

7 | 略

8 | 略

（市町村民税に係る虚偽の申告に関する罪）

第三百十七条の四 第三百十七条の二第一項から第五項までの規定によつて提出すべき申告書に虚偽の記載をして提出した者又は同条第七項若しくは第八項の規定によつて申告すべき事項について虚偽の申告をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

と認められる者のうち当該市町村の条例で定めるものについては、この限りでない。

一〇八 略

2〇4 略

5 | 略

6 | 略

7 | 略

（市町村民税に係る虚偽の申告に関する罪）

第三百十七条の四 第三百十七条の二第一項から第四項までの規定によつて提出すべき申告書に虚偽の記載をして提出した者又は同条第六項若しくは第七項の規定によつて申告すべき事項について虚偽の申告をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者 又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

3 略

(市町村民税に係る不申告に関する過料)

第三百十七條の五 市町村は、市町村民税の納税義務者が第三百十七條の二第一項若しくは第二項の規定によつて提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかつた場合又は同條第七項若しくは第八項の規定によつて申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、当該市町村の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(給与支払報告書等の提出義務違反に関する罪)

第三百十七條の七 前條の規定によつて提出すべき給与支払報告書、届出書若しくは公的年金等支払報告書を提出しなかつた者又は虚偽の記載をした給与支払報告書、届出書若しくは公的年金等支払報告書を提出した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2及び3 略

(法人の市町村民税の申告納付)

第三百二十一条の八 略

2と4 略

5 法人税法第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。)若しくは第七十四条第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第八十一条の二十二第一項

3 略

(市町村民税に係る不申告に関する過料)

第三百十七條の五 市町村は、市町村民税の納税義務者が第三百十七條の二第一項若しくは第二項の規定によつて提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかつた場合又は同條第六項若しくは第七項の規定によつて申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、当該市町村の条例で三万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(給与支払報告書等の提出義務違反に関する罪)

第三百十七條の七 前條の規定によつて提出すべき給与支払報告書、届出書若しくは公的年金等支払報告書を提出しなかつた者又は虚偽の記載をした給与支払報告書、届出書若しくは公的年金等支払報告書を提出した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2及び3 略

(法人の市町村民税の申告納付)

第三百二十一条の八 略

2と4 略

5 法人税法第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。)若しくは第七十四条第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第八十一条の二十二第一項

の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）について、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前七年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額（同法第五十七条第一項の欠損金額のうちこれらの法人の最初連結事業年度（同法第十五条の二第一項に規定する最初連結事業年度をいう。以下この項から第八項までにおいて同じ。）の開始の日の前日の属する事業年度以前の事業年度において生じたもので、同法第八十一条の九第二項の規定により連結欠損金額（同法第二条第十九号の二に規定する連結欠損金額をいう。以下この項、第十六項及び第十七項において同じ。）とみなされたもの及び同法第八十一条の九第四項の規定により損金の額に算入されたもの以外のものをいう。次項から第八項までにおいて同じ。）又は連結適用前災害損失欠損金額（同法第五十八条第一項の災害損失欠損金額のうちこれらの法人の最初連結事業年度の開始の日の前日の属する事業年度以前の事業年度において生じたもので、同法第八十一条の九第二項の規定により連結欠損金額とみなされたもの及び同条第四項の規定により損金の額に算入されたもの以外のものをいう。次項から第八項までにおいて同じ。）がある場合のこれらの法人が納付すべき当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、第一項、前項、第二十二項又は第二十三項の規定にかかわらず、これらの規定によつて申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法

の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）について、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前七年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額（同法第五十七条第一項の欠損金額のうちこれらの法人の最初連結事業年度（同法第十五条の二第一項に規定する最初連結事業年度をいう。以下この項から第八項までにおいて同じ。）の開始の日の前日の属する事業年度以前の事業年度において生じたもので、同法第八十一条の九第二項の規定により連結欠損金額（同法第二条第十九号の二に規定する連結欠損金額をいう。以下この項、第十六項及び第十七項において同じ。）とみなされたもの及び同法第八十一条の九第四項の規定により損金の額に算入されたもの以外のものをいう。次項から第八項までにおいて同じ。）又は連結適用前災害損失欠損金額（同法第五十八条第一項の災害損失欠損金額のうちこれらの法人の最初連結事業年度の開始の日の前日の属する事業年度以前の事業年度において生じたもので、同法第八十一条の九第二項の規定により連結欠損金額とみなされたもの及び同条第四項の規定により損金の額に算入されたもの以外のものをいう。次項から第八項までにおいて同じ。）がある場合のこれらの法人が納付すべき当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、第一項、前項、第二十二項又は第二十三項の規定にかかわらず、これらの規定によつて申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法

人税額（当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の五の二第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、控除対象個別帰属調整額を控除するものとする。この場合において、控除対象個別帰属調整額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた額に限る。

6～8 略

9 法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）若しくは第七十四条第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第八十一条の二十二第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）について、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前七年以内に開始した連結事業年度において控除対象個別帰属税額（零（個別帰属特別控除取戻税額等）がある場合にあつては、当該個別帰属特別控除取戻税額等）から調整前個別帰属法人税額を差し引いた額であつて、零を超えるものをいう。以下この項から第十一項までにおいて同じ。）が生じた場合におけるこれらの法人が納付すべき当該事業年度分又は連結事業

人税額（当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、控除対象個別帰属調整額を控除するものとする。この場合において、控除対象個別帰属調整額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた額に限る。

6～8 略

9 法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）若しくは第七十四条第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第八十一条の二十二第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）について、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前七年以内に開始した連結事業年度において控除対象個別帰属税額（零（個別帰属特別控除取戻税額等）がある場合にあつては、当該個別帰属特別控除取戻税額等）から調整前個別帰属法人税額を差し引いた額であつて、零を超えるものをいう。以下この項から第十一項までにおいて同じ。）が生じた場合におけるこれらの法人が納付すべき当該事業年度分又は連結事業

年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、第一項、第四項、第二十二項又は第二十三項の規定にかかわらず、これらの規定によつて申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の五の二第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、控除対象個別帰属税額を控除するものとする。この場合において、控除対象個別帰属税額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた額に限る。

10 及び 11 略

12 法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）若しくは第七十四条第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第八十一条の二十二第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）で、当該事業年度開始の日前七年以内に開始した事業年度又は

年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、第一項、第四項、第二十二項又は第二十三項の規定にかかわらず、これらの規定によつて申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の五の二第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、控除対象個別帰属税額を控除するものとする。この場合において、控除対象個別帰属税額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた額に限る。

10 及び 11 略

12 法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）若しくは第七十四条第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第八十一条の二十二第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）で、当該事業年度開始の日前七年以内に開始した事業年度又は

当該連結事業年度開始の日前七年以内に開始した事業年度において損金の額が益金の額を超えることとなつたため、同法第八十条（同法第四百十五条において準用する場合を含む。）の規定によつて法人税額の還付を受けたものが納付すべき当該事業年度分又は当該連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、第一項、第四項、第二十二項又は第二十三項の規定にかかわらず、これらの規定によつて申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の五の二第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、還付を受けた法人税額（以下この項から第十四項までにおいて「控除対象還付法人税額」という。）を控除するものとする。この場合において、控除対象還付法人税額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた額に限る。

13及び14 略

15 法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用され

当該連結事業年度開始の日前七年以内に開始した事業年度において損金の額が益金の額を超えることとなつたため、同法第八十条（同法第四百十五条において準用する場合を含む。）の規定によつて法人税額の還付を受けたものが納付すべき当該事業年度分又は当該連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、第一項、第四項、第二十二項又は第二十三項の規定にかかわらず、これらの規定によつて申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、還付を受けた法人税額（以下この項から第十四項までにおいて「控除対象還付法人税額」という。）を控除するものとする。この場合において、控除対象還付法人税額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた額に限る。

13及び14 略

15 法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用され

る場合に限る。)若しくは第七十四条第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第八十一条の二十二第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)について、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前七年以内に開始した連結事業年度において損金の額が益金の額を超えることとなつたため、これらの法人に同法第八十一条の十八第一項第四号に掲げる金額(以下この項から第十七項までにおいて「控除対象個別帰属還付税額」という。)がある場合のこれらの法人が納付すべき当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、第一項、第四項、第二十二項又は第二十三項の規定にかかわらず、これらの規定によつて申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額(当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の五の二第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額)又は当該個別帰属法人税額(当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額)を限度として、控除対象個別帰属還付税額を控除するものとする。この場合において、控除対象個別帰属還付税額は、前事業年度又は前連結

る場合に限る。)若しくは第七十四条第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第八十一条の二十二第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)について、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前七年以内に開始した連結事業年度において損金の額が益金の額を超えることとなつたため、これらの法人に同法第八十一条の十八第一項第四号に掲げる金額(以下この項から第十七項までにおいて「控除対象個別帰属還付税額」という。)がある場合のこれらの法人が納付すべき当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、第一項、第四項、第二十二項又は第二十三項の規定にかかわらず、これらの規定によつて申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額(当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の五の二第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額)又は当該個別帰属法人税額(当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額)を限度として、控除対象個別帰属還付税額を控除するものとする。この場合において、控除対象個別帰属還付税額は、前事業年度又は前連結

事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた額に限る。

16
～
40
略

（法人の市町村民税に係る故意不申告の罪）

第三百二十一条の八の三 正当な事由がなくて第三百二十一条の八第一項、第二項、第四項又は第十九項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限内に提出しなかつた場合においては、法人の代表者（人格のない社団等の管理人及び法人課税信託の受託者である個人を含む。）、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

2 法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）、又は代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務又は財産に関して、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対し、同項の罰金を科する。

3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

（法人の市町村民税に係る虚偽の申告に関する罪）

第三百二十一条の九 第三百二十一条の八第一項に規定する法人税法第七

事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた額に限る。

16
～
40
略

（法人の市町村民税に係る虚偽の申告に関する罪）

第三百二十一条の九 第三百二十一条の八第一項に規定する法人税法第七

十一条第一項の規定による法人税に係る申告書（同法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したものに限る。）を提出する義務がある法人が第三百二十一条の八第一項の申告書又はこれに係る同条第二十二項の申告書に虚偽の記載をして提出した場合において、法人の代表者（法人課税信託の受託者である個人を含む。）、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は代理人、使用人 その他の従業者がその法人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人に対し、同項の罰金刑を科する。

（市町村民税の脱税に関する罪）

第三百二十四条 偽りその他不正の行為によつて市町村民税（法人税割にあつては、法人税割に係る申告書に記載されるべき法人税額又は個別帰属法人税額を課税標準として算定したものとし、第三百二十一条の八第一項の規定によつて法人税法第七十一条第一項の規定による法人税に係る申告書（同法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したものに限る。）を提出する義務がある法人が第三百二十一条の八第一項の申告又はこれに係る同条第二十二項の申告によつて納付すべきものを除く。第五項において同じ。）の全部又は一部を免れた者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金 に処し、又はこれを併科する。

2 前項の免れた税額が千万円を超える場合においては、情状により、同

十一条第一項の規定による法人税に係る申告書（同法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したものに限る。）を提出する義務がある法人が第三百二十一条の八第一項の申告書又はこれに係る同条第二十二項の申告書に虚偽の記載をして提出した場合において、法人の代表者又は代理人若しくは使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は代理人若しくは使用人その他の従業者がその法人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人に対し、同項の罰金刑を科する。

（市町村民税の脱税に関する罪）

第三百二十四条 偽りその他不正の行為によつて市町村民税（法人税割にあつては、法人税割に係る申告書に記載されるべき法人税額又は個別帰属法人税額を課税標準として算定したものとし、第三百二十一条の八第一項の規定によつて法人税法第七十一条第一項の規定による法人税に係る申告書（同法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したものに限る。）を提出する義務がある法人が第三百二十一条の八第一項の申告又はこれに係る同条第二十二項の申告によつて納付すべきものを除く。の全部又は一部を免れた者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。

項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、千万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

- 3| 第三百二十一条の五第一項若しくは第二項ただし書又は第三百二十一条の七の六（第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定によつて徴収して納入すべき個人の市町村民税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつた特別徴収義務者は、十年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金 に処し、又はこれを併科する。

- 4| 前項の納入しなかつた金額が二百万円を超える場合には、情状により、同項 の罰金の額は、同項 の規定にかかわらず、二百万円を超える額でその 納入しなかつた金額に相当する額以下の額とすることができる。

- 5| 第一項に規定するもののほか、第三百十七条の二第一項若しくは第二項の規定によつて提出すべき申告書を提出しないこと若しくは同条第七項若しくは第八項の規定によつて申告すべき事項について申告しないこと又は第三百二十一条の八第一項、第二項、第四項若しくは第十九項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限内に提出しないことにより、市町村民税の全部又は一部を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 6| 前項の免れた税額が五百万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五百万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

- 7| 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が

- 2| 第三百二十一条の五第一項若しくは第二項ただし書又は第三百二十一条の七の六（第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定によつて徴収して納入すべき個人の市町村民税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつた特別徴収義務者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。

- 3| 第一項の免れた税額又は前項の納入しなかつた金額が百万円 を超える場合には、情状により、当該各項の罰金の額は、当該各項の規定にかかわらず、百万円 を超える額でその免れた税額又は納入しなかつた金額に相当する額以下の額とすることができる。

- 4| 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が

その法人又は人の業務又は財産に関して第一項、第三項又は第五項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

8| 前項の規定により第一項、第三項又は第五項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの項の罪についての時効の期間による。

9| 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものについて第七項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(退職所得申告書の不提出に関する過料)

第三百二十八条の八 市町村は、分離課税に係る所得割の納税義務者が退職所得申告書を正当な理由がなくて提出しなかつた場合には、その者に対し、当該市町村の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(脱税、虚偽記載等の罪)

第三百二十八条の十六 第三百二十八条の五第二項の規定によつて徴収して納入すべき分離課税に係る所得割の納入金の全部又は一部を納入しなかつた特別徴収義務者は、十年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

その法人又は人の業務又は財産に関して第一項又は第二項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、この条の罰金刑を科する。

5| 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

6| 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものについて第四項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(退職所得申告書の不提出に関する過料)

第三百二十八条の八 市町村は、分離課税に係る所得割の納税義務者が退職所得申告書を正当な理由がなくて提出しなかつた場合には、その者に対し、当該市町村の条例で三万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(脱税、虚偽記載等の罪)

第三百二十八条の十六 第三百二十八条の五第二項の規定によつて徴収して納入すべき分離課税に係る所得割の納入金の全部又は一部を納入しなかつた特別徴収義務者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一及び二 略

3 第一項の納入しなかつた金額が二百万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、二百万円を超える額でその納入しなかつた金額に相当する額以下の額とすることができる。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第一項又は第二項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

5 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

6 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものについて第四項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(市町村民税に係る滞納処分に關する罪)

第三百三十二条 市町村民税の納税者又は特別徴収義務者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこ

2 次の各号の一に 該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一及び二 略

3 第一項の納入しなかつた金額が五十万円をこえる場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円をこえる額でその納入しなかつた金額に相当する額以下の額とすることができる。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第一項又は第二項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、これらの項の罰金刑を科する。

5 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものについて前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(市町村民税に係る滞納処分に關する罪)

第三百三十二条 市町村民税の納税者又は特別徴収義務者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円 以下の罰金に処し、又はこ

れを併科する。

2 略

3 情を知つて前二項の行為につき納税者若しくは特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 及び 5 略

(国税徴収法の例による市町村民税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第三百三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 及び 二 略

2 及び 3 略

(固定資産税の非課税の範囲)

第三百四十八条 略

2 固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない。
。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産として使用する場合においては、当該固定資産の所有者に課することができる。

一 十の三 略

十の四 社会福祉法人が障害者自立支援法第五条第十三項に規定する障害者支援施設の用に供する固定資産

れを併科する。

2 略

3 情を知つて前二項の行為につき納税者若しくは特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 及び 5 略

(国税徴収法の例による市町村民税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第三百三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 及び 二 略

2 及び 3 略

(固定資産税の非課税の範囲)

第三百四十八条 略

2 固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない。
。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産として使用する場合においては、当該固定資産の所有者に課することができる。

一 十の三 略

十の四 社会福祉法人が障害者自立支援法第五条第十二項に規定する障害者支援施設の用に供する固定資産

十の五〇四十四 略

3〇10 略

(変電又は送電施設等に対する固定資産税の課税標準等の特例)

第三百四十九条の三 略

2〇6 略

7 前項に規定する外航船舶及び準外航船舶以外の船舶のうち、離島航路整備法(昭和二十七年法律第二百二十六号)第二条第二項に規定する離島航路事業者が専ら同項に規定する離島航路事業の用に供するものに対して課する固定資産税の課税標準は、前項の規定により課税標準とされる額に三分の一を乗じて得た額とする。

8 略

9 主として離島路線として総務省令で定める路線に就航する航空機で総務省令で定めるもののうち、航空法第百条の許可を受けた者が当該航空機に係る第三百四十三条第一項の所有者(同条第八項の規定により所有者とみなされる者を含む。)であり、かつ、当該許可を受けた者が運航するものに対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該航空機に対して課する固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税については当該航空機の価格の三分の一の額とし、その後三年度分の固定資産税については当該航空機の価格の三分の二の額とする。ただし、当該航空機のうち、特に地域的な航空運送の用に供する小型の航空機として総務省令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、当該航空機の価格の四分

十の五〇四十四 略

3〇10 略

(変電又は送電施設等に対する固定資産税の課税標準等の特例)

第三百四十九条の三 略

2〇6 略

7 略

8 主として離島路線として総務省令で定める路線に就航する航空機で総務省令で定めるもののうち、航空法第百条の許可を受けた者が当該航空機に係る第三百四十三条第一項の所有者(同条第八項の規定により所有者とみなされる者を含む。)であり、かつ、当該許可を受けた者が運航するものに対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該航空機に対して課する固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税については当該航空機の価格の三分の一(当該航空機のうち

特に地域的な航空運送の用に供する小型の航空機として総務省令で定めるもの(以下この項において「小型航空機」という。)にあつては、当該航空機の価格の四分

の一

の額とする。

10| 略

11| 略

12| 略

13| 略

14| 本州と北海道を連絡する鉄道に係る鉄道施設で政令で定めるもの又は本州と四国を連絡する鉄道に係る鉄道施設で政令で定めるものに係る償却資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該償却資産の価格の六分の一の額（第二項又は第二十七項の規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の六分の一の額）とする。

15| 略

16| 略

17| 略

18| 略

の二)の額とし、その後三年度分の固定資産税については当該航空機の

価格の三分の二(小型航空機にあつては、当該航空機の価格の二分の一)の額とする。

9| 略

10| 略

11| 略

12| 略

13| 本州と北海道を連絡する鉄道に係る鉄道施設で政令で定めるもの又は本州と四国を連絡する鉄道に係る鉄道施設で政令で定めるものに係る償却資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該償却資産の価格の六分の一の額（第二項又は第二十八項の規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の六分の一の額）とする。

14| 略

15| 略

16| 略

17| 略

18| 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構が所有し、かつ、直接

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法(平成十四年法律第九十四号)第十一条第一項第五号に規定する石油等の探鉱及び採取に係る技術に関する指導並びに当該技術の海外における実証の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に対して新たに固定資産

19 独立行政法人水資源機構が所有するダム（ダムと一体となつてその効用を全うする施設及び工作物を含む）。）の用に供する家屋及び償却資産（第三百四十八条第二項第二号に掲げる家屋及び償却資産を除く。）のうち水道又は工業用水道の用に供するものとして政令で定める部分に対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とし、その後五年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三の額とする。

20 日本国有鉄道改革法等施行法（昭和六十一年法律第九十三号）附則第二十三条第八項の規定により旅客会社法改正法による改正前の旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第一項に規定する旅客会社から無償で日本国有鉄道改革法等施行法附則第二十三条第一項に規定する特定地方交通線に係る鉄道施設の譲渡を受けた者、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（以下この項において「債務等処理法」という。）附則第六条の規定による廃止前の日本国有鉄道清算事業団法（昭和六十一年法律第九十号。以下「旧日本国有鉄道清算事業団法」という。）附則第十三条第一項の規定により債務等処理法

税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とし、その後五年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の五分の四の額とする。

19 独立行政法人水資源機構が所有するダム（ダムと一体となつてその効用を全うする施設及び工作物を含む。第二十七項において同じ。）の用に供する家屋及び償却資産（第三百四十八条第二項第二号に掲げる家屋及び償却資産を除く。）のうち水道又は工業用水道の用に供するものとして政令で定める部分に対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とし、その後五年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三の額とする。

20 日本国有鉄道改革法等施行法（昭和六十一年法律第九十三号）附則第二十三条第八項の規定により旅客会社法改正法による改正前の旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第一項に規定する旅客会社から無償で日本国有鉄道改革法等施行法附則第二十三条第一項に規定する特定地方交通線に係る鉄道施設の譲渡を受けた者、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（以下この項において「債務等処理法」という。）附則第六条の規定による廃止前の日本国有鉄道清算事業団法（昭和六十一年法律第九十号。以下「旧日本国有鉄道清算事業団法」という。）附則第十三条第一項の規定により債務等処理法

附則第二条第一項の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下「旧日本国有鉄道清算事業団」という。）から無償で旧日本国有鉄道清算事業団法附則第十三条第一項各号に掲げる鉄道施設の譲渡を受けた者又は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（以下この項において「機構法」という。）附則第十八条の規定による改正前の債務等処理法（以下この項において「旧債務等処理法」という。）第二十四条第一項の規定により機構法附則第二条第一項の規定による解散前の日本鉄道建設公団から無償で旧債務等処理法第二十四条第一項各号に掲げる鉄道施設の譲渡を受けた者がこれらの鉄道施設の譲渡により取得した固定資産で政令で定めるものを鉄道事業の用に供する場合には、当該固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の一の額（第二項、第十五項又は第二十七項の規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の四分の一の額）とする。

21及び22 略

23 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が所有し、かつ、直接農業機械化促進法第十六条第一項一号に規定する業務の用に供する土地（第三百四十八条第二項第三十六号に掲げる土地を除く。）で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の規定にかかわらず、当該土地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一（当該土地のうちほ場の用に供するものにあつては、当該土地に係る固定資産税の

附則第二条第一項の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下「旧日本国有鉄道清算事業団」という。）から無償で旧日本国有鉄道清算事業団法附則第十三条第一項各号に掲げる鉄道施設の譲渡を受けた者又は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（以下この項において「機構法」という。）附則第十八条の規定による改正前の債務等処理法（以下この項において「旧債務等処理法」という。）第二十四条第一項の規定により機構法附則第二条第一項の規定による解散前の日本鉄道建設公団から無償で旧債務等処理法第二十四条第一項各号に掲げる鉄道施設の譲渡を受けた者がこれらの鉄道施設の譲渡により取得した固定資産で政令で定めるものを鉄道事業の用に供する場合には、当該固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の一の額（第二項、第十四項又は第二十八項の規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の四分の一の額）とする。

21及び22 略

23 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が所有し、かつ、直接農業機械化促進法第十六条第一項一号に規定する業務の用に供する固定資産（第三百四十八条第二項第三十六号に掲げる固定資産を除く。）で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産のうち、土地にあつては当該土地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一（当該土地のうちほ場の用に供するものにあつては、当該土地に係る固定資産税の

課税標準となるべき価格の六分の一)の額

とする。

24
～
26
略

28| 27|
略 略

課税標準となるべき価格の六分の一)の額とし、家屋及び償却資産にあつては当該家屋及び償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税については当該家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とし、その後五年度分の固定資産税については当該家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

24
～
26
略

27| 独立行政法人水資源機構が所有する水道又は工業用水道の用に供する施設のうちダム以外のものに供する土地(第三百四十八条第二項第二号に掲げる土地を除く。)で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の規定にかかわらず、当該土地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

28| 略

29| 略

30| 独立行政法人情報通信研究機構が所有し、かつ、直接基盤技術研究円滑化法第七条第一号に規定する業務の用に供する償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税については当該償却資産の価格の三分の一の額とし、その後五年度分の固定資産税については当該償却資産の価格の三分の二の額とする。

31| 社会保険診療報酬支払基金が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫に対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、

29|
略

(住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例)

第三百四十九条の三の二 専ら人の居住の用に供する家屋又はその一部を人の居住の用に供する家屋で政令で定めるものの敷地の用に供されている土地で政令で定めるもの（前条（第十二項を除く。）の規定の適用を受けるものを除く。以下この条、次条第一項、第三百五十二条の二第一項及び第三項並びに第三百八十四条において「住宅用地」という。）に對して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条及び前条第十二項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とする。

当該事務所及び倉庫に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とする。

32| 自動車安全運転センターが所有し、かつ、直接自動車安全運転センタ

ー法（昭和五十年法律第五十七号）第二十九条第一項第一号又は第二号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とする。

33| 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が所有し、かつ、直接

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第一百号）第十三条に規定する業務の用に供する固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

34|
略

(住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例)

第三百四十九条の三の二 専ら人の居住の用に供する家屋又はその一部を人の居住の用に供する家屋で政令で定めるものの敷地の用に供されている土地で政令で定めるもの（前条（第十一項を除く。）の規定の適用を受けるものを除く。以下この条、次条第一項、第三百五十二条の二第一項及び第三項並びに第三百八十四条において「住宅用地」という。）に對して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条及び前条第十一項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とする。

2 住宅用地のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める住宅用地に該当するもの（以下この項において「小規模住宅用地」という。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条、前条第十二項及び前項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の一の額とする。

一及び二 略

3 略

（固定資産税に係る検査拒否等に関する罪）

第三百五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 三 略

2 略

（固定資産税の納税管理人に係る虚偽の申告等に関する罪）

第三百五十六条 前条第一項の規定によつて申告すべき納税管理人について虚偽の申告をし、又は偽りその他不正の手段により同項の承認若しくは同条第二項の認定を受けた者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 略

（固定資産税の納税管理人に係る不申告に関する過料）

第三百五十七条 市町村は、第三百五十五条第二項の認定を受けていない固定資産税の納税義務者で同条第一項の承認を受けていないものが同項

2 住宅用地のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める住宅用地に該当するもの（以下この項において「小規模住宅用地」という。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条、前条第十一項及び前項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の一の額とする。

一及び二 略

3 略

（固定資産税に係る検査拒否等に関する罪）

第三百五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 三 略

2 略

（固定資産税の納税管理人に係る虚偽の申告等に関する罪）

第三百五十六条 前条第一項の規定によつて申告すべき納税管理人について虚偽の申告をし、又は偽りその他不正の手段により同項の承認若しくは同条第二項の認定を受けた者は、三万円以下の罰金に処する。

2 略

（固定資産税の納税管理人に係る不申告に関する過料）

第三百五十七条 市町村は、第三百五十五条第二項の認定を受けていない固定資産税の納税義務者で同条第一項の承認を受けていないものが同項

の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、当該市町村の条例で十^万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(固定資産税の脱税に関する罪)

第三百五十八条 偽りその他不正の行為によつて固定資産税の全部又は一

部を免れた者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金

に処し、又はこれを併科する。

2 前項の免れた税額が百万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、百万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

3 第一項に規定するもののほか、第三百八十三条、第三百八十四条又は第三百九十四条の規定によつて申告すべき事項について申告をしないことにより、固定資産税の全部又は一部を免れた者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の免れた税額が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第一項又は第三項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金を科する。

6 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金を科す

の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、当該市町村の条例で三^万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(固定資産税の脱税に関する罪)

第三百五十八条 詐偽その他不正の行為によつて固定資産税の全部又は一

部を免かれた者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。

2 前項の免かれた税額が百万円をこえる場合には、情状に因り、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、百万円をこえる額でその免かれた税額に相当する額以下の額とすることができる。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第一項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、本条の罰金を科する。

る場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

(固定資産税に係る滞納処分に関する罪)

第三百七十四条 固定資産税の納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 略

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 略

(国税徴収法の例による固定資産税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第三百七十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 及び二 略

2 略

(固定資産に係る虚偽の申告等に関する罪)

第三百八十五条 前三条の規定によつて申告すべき事項について虚偽の申告をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(固定資産税に係る滞納処分に関する罪)

第三百七十四条 固定資産税の納税者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 略

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 略

(国税徴収法の例による固定資産税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第三百七十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 及び二 略

2 略

(固定資産に係る虚偽の申告等に関する罪)

第三百八十五条 前三条の規定によつて申告すべき事項について虚偽の申告をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2
略

(固定資産に係る不申告に関する過料)

第三百八十六条 市町村は、固定資産の所有者(第三百四十三条第八項及び第九項の場合にあつては、これらの規定によつて所有者とみなされる者とする。第三百九十三条及び第三百九十四条において同じ。)が第三百八十三条又は第三百八十四条の規定によつて申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、当該市町村の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(道府県知事又は総務大臣が評価する固定資産に係る申告の義務違反に関する罪)

第三百九十五条 前条の規定によつて申告すべき事項について申告をせず、又は虚偽の申告をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2
略

(固定資産税に係る道府県の職員及び総務省の職員が行う検査拒否等に関する罪)

第三百九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 三 略

2
略

(固定資産に係る不申告に関する過料)

第三百八十六条 市町村は、固定資産の所有者(第三百四十三条第八項及び第九項の場合にあつては、これらの規定によつて所有者とみなされる者とする。第三百九十三条及び第三百九十四条において同じ。)が第三百八十三条又は第三百八十四条の規定によつて申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、当該市町村の条例で三万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(道府県知事又は総務大臣が評価する固定資産に係る申告の義務違反に関する罪)

第三百九十五条 前条の規定によつて申告すべき事項について申告をせず、又は虚偽の申告をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2
略

(固定資産税に係る道府県の職員及び総務省の職員が行う検査拒否等に関する罪)

第三百九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 三 略

2 略

(軽自動車税に係る虚偽の申告等に関する罪)

第四百四十八条 前条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 略

(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

第四百四十九条 市町村は、軽自動車税の納税義務者又は第四百四十二条の第二項に規定する軽自動車等の売主が第四百四十七条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に対し、当該市町村の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(軽自動車税に係る検査拒否等に関する罪)

第四百五十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 三 略

2 略

(軽自動車税の脱税に関する罪)

第四百五十二条 偽りその他不正の行為によつて軽自動車税の全部又は一部を免れた者は、百万円以下の罰金に処する。

2 略

(軽自動車税に係る虚偽の申告等に関する罪)

第四百四十八条 前条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をした者は、五万円以下の罰金に処する。

2 略

(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

第四百四十九条 市町村は、軽自動車税の納税義務者又は第四百四十二条の第二項に規定する軽自動車等の売主が第四百四十七条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に対し、当該市町村の条例で三万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(軽自動車税に係る検査拒否等に関する罪)

第四百五十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 三 略

2 略

(軽自動車税の脱税に関する罪)

第四百五十二条 詐偽その他不正の行為によつて軽自動車税の全部又は一部を免れた者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

2 前項の免れた税額が百万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、百万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

3 第一項に規定するもののほか、第四百四十七条第一項の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について申告又は報告をしないことにより、軽自動車税の全部又は一部を免れた者は、五十万円以下の罰金に処する。

4 前項の免れた税額が五十万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第一項又は第三項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

(軽自動車税に係る滞納処分に関する罪)

第四百六十条 軽自動車税の納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者

2 前項の免れた税額が十万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、十万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第一項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、本条の罰金刑を科する。

(軽自動車税に係る滞納処分に関する罪)

第四百六十条 軽自動車税の納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者

の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 略

(国税徴収法の例による軽自動車税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第四百六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一及び二 略

2 略

(たばこ税に係る検査拒否等に関する罪)

第四百七十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 三 略

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(たばこ税に係る不申告に関する過料)

第四百七十五条の二 市町村は、たばこ税の申告納税者が正当な事由がなくして第四百七十三条第一項又は第二項の規定による申告書を当該各項に

の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 略

(国税徴収法の例による軽自動車税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第四百六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一及び二 略

2 略

(たばこ税に係る検査拒否等に関する罪)

第四百七十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 三 略

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の刑を科する。

規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者に対し、当該市町村の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(たばこ税の脱税に関する罪)

第四百七十八条 偽りその他不正の行為によつてたばこ税の全部又は一部を免れた者は、十年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 偽りその他不正の行為によつて前条第二項の規定による還付を受けた者は、十年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 略

4 第一項に規定するもののほか、第四百七十三条第一項又は第二項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限までに提出しないことにより、たばこ税の全部又は一部を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5 前項の免れた税額が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第一項、第二項又は第四項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

(たばこ税の脱税に関する罪)

第四百七十八条 偽りその他不正の行為によつてたばこ税の全部又は一部を免れた者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 偽りその他不正の行為によつて前条第二項の規定による還付を受けた者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 略

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第一項又は第二項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、この条の罰金刑を科する。

7 前項の規定により第一項、第二項又は第四項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの項の罪についての時効の期間による。

(たばこ税に係る滞納処分に関する罪)

第四百八十五条の四 たばこ税の申告納税者又は納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 略

3 情を知つて前二項の行為につき申告納税者若しくは納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 略

(国税徴収法の例によるたばこ税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第四百八十五条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一及び二 略

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には

(たばこ税に係る滞納処分に関する罪)

第四百八十五条の四 たばこ税の申告納税者又は納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 略

3 情を知つて前二項の行為につき申告納税者若しくは納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 略

(国税徴収法の例によるたばこ税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第四百八十五条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一及び二 略

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には

、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(鉱産税に係る不申告に関する過料)

第五百二十二条の二 市町村は、鉱産税の納税者が正当な事由がなくて前条の規定による申告書を同条に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者に対し、当該市町村の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(法人の代表者等の自署及び押印の義務)

第五百二十三条 第五百二十二条の規定によつて提出すべき申告書には、法人の代表者（二人以上の者が共同して法人を代表する場合においては、その全員）が自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。ただし、法人の代表者が二人以上ある場合（二人以上の者が共同して法人を代表する場合を除く。）においては、これらの者のうち、社長、理事長、専務取締役、常務取締役その他の者で申告書の作成の時にあって法人の業務を主宰している者が自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。

2～4 略

(法人の代表者等の自署及び押印の義務違反に関する罪)

第五百二十四条 前条第一項から第三項までの規定に違反した者又はこれらの規定に違反する申告書の提出があつた場合においてその行為をした

、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の刑を科する。

(法人の代表者等の自署及び押印の義務)

第五百二十三条 前条 の規定によつて提出すべき申告書には、法人の代表者（二人以上の者が共同して法人を代表する場合においては、その全員）が自署し、且つ、自己の印を押さなければならない。但し、法人の代表者が二人以上ある場合（二人以上の者が共同して法人を代表する場合を除く。）においては、これらの者のうち、社長、理事長、専務取締役、常務取締役その他の者で申告書の作成の時にあって法人の業務を主宰している者が自署し、且つ、自己の印を押さなければならない。

2～4 略

(法人の代表者等の自署及び押印の義務違反に関する罪)

第五百二十四条 前条第一項から第三項までの規定に違反した者又はこれらの規定に違反する申告書の提出があつた場合においてその行為をした

者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

(鉅産税に係る検査拒否等に関する罪)

第五百二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 三 略

2 略

(鉅産税の納税管理人に係る虚偽の申告等に関する罪)

第五百二十八条 前条第一項の規定によつて申告すべき納税管理人について虚偽の申告をし、又は偽りその他不正の手段により同項の承認若しくは同条第二項の認定を受けた者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 略

(鉅産税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第五百二十九条 市町村は、第五百二十七条第二項の認定を受けていない鉅産税の納税義務者で同条第一項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、当該市町村の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(鉅産税の脱税に関する罪)

者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。但し、情状に因り、その刑を免除することができる。

(鉅産税に係る検査拒否等に関する罪)

第五百二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 三 略

2 略

(鉅産税の納税管理人に係る虚偽の申告等に関する罪)

第五百二十八条 前条第一項の規定によつて申告すべき納税管理人について虚偽の申告をし、又は偽りその他不正の手段により同項の承認若しくは同条第二項の認定を受けた者は、三万円以下の罰金に処する。

2 略

(鉅産税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第五百二十九条 市町村は、第五百二十七条第二項の認定を受けていない鉅産税の納税義務者で同条第一項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、当該市町村の条例で三万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(鉅産税の脱税に関する罪)

第五百三十条 偽りその他不正の行為によつて鉱産税の全部又は一部を免れた者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の免れた税額が千万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、千万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

3 第一項に規定するもののほか、第五百二十二条の規定による申告書を同条に規定する申告書の提出期限までに提出しないことにより、鉱産税の全部又は一部を免れた者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の免れた税額が五百万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五百万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第一項又は第三項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

6 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

(鉱産税に係る滞納処分に関する罪)

第五百四十二条 鉱産税の納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る

第五百三十条 詐偽その他不正の行為によつて鉱産税の全部又は一部を免れた者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の免かれた税額が五百万円をこえる場合には、情状に因り、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五百万円をこえる額でその免かれた税額に相当する額以下の額とすることができる。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第一項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、本条の罰金刑を科する。

(鉱産税に係る滞納処分に関する罪)

第五百四十二条 鉱産税の納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る

負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 略

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 略

(国税徴収法の例による鉱産税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第五百四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一及び二 略

2 略

(特別土地保有税の非課税)

第五百八十六条 略

2 市町村は、次に掲げる土地又はその取得に対しては、特別土地保有税を課することができない。

一 四の四 略

四の五 生活保護法第三十八条第一項に規定する保護施設、児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設、老人福祉法第五条の三に規定する老人福祉施設及び障害者自立支援法第五条第十三項に規定する障

負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 略

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 略

(国税徴収法の例による鉱産税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第五百四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一及び二 略

2 略

(特別土地保有税の非課税)

第五百八十六条 略

2 市町村は、次に掲げる土地又はその取得に対しては、特別土地保有税を課することができない。

一 四の四 略

四の五 生活保護法第三十八条第一項に規定する保護施設、児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設、老人福祉法第五条の三に規定する老人福祉施設及び障害者自立支援法第五条第十二項に規定する障

害者支援施設並びに社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業及び更生保護事業法第二条第一項に規定する更生保護事業の用に供する土地

五〇三十 略

3及び4 略

(特別土地保有税に係る検査拒否等に関する罪)

第五百八十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一〇三 略

2 略

(特別土地保有税の納税管理人に係る虚偽の申告等に関する罪)

第五百九十一条 前条第一項の規定によつて申告すべき納税管理人について虚偽の申告をし、又は偽りその他不正の手段により同項の承認若しくは同条第二項の認定を受けた者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 略

(特別土地保有税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第五百九十二条 市町村は、第五百九十条第二項の認定を受けていない特別土地保有税の納税義務者で同条第一項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告をしなかつた場合には、その者に対し、当該市町村の条例で十万円以

害者支援施設並びに社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業及び更生保護事業法第二条第一項に規定する更生保護事業の用に供する土地

五〇三十 略

3及び4 略

(特別土地保有税に係る検査拒否等に関する罪)

第五百八十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一〇三 略

2 略

(特別土地保有税の納税管理人に係る虚偽の申告等に関する罪)

第五百九十一条 前条第一項の規定によつて申告すべき納税管理人について虚偽の申告をし、又は偽りその他不正の手段により同項の承認若しくは同条第二項の認定を受けた者は、三万円以下の罰金に処する。

2 略

(特別土地保有税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第五百九十二条 市町村は、第五百九十条第二項の認定を受けていない特別土地保有税の納税義務者で同条第一項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告をしなかつた場合には、その者に対し、当該市町村の条例で三万円以

下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(特別土地保有税に係る不申告に関する過料)

第六百条の二 市町村は、特別土地保有税の納税義務者が正当な事由がな
くて第五百九十九条第一項の規定による申告書を同項各号に規定する申
告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者に対し、
当該市町村の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることが
できる。

第六百三条 市町村は、土地の所有者が所有する土地で、その取得が第七
十三条の二十七の二から第七十三条の二十七の四まで

の規定の適用がある取得その他これらに類するものとして政
令で定める取得に該当するものうち政令で定めるものに対しては、土
地に対して課する特別土地保有税に係る地方団体の徴収金に係る納税義
務を免除するものとする。

2 市町村は、土地の取得で第七十三条の二十七の二から第七十三条の二
十七の四まで
の規定の適用がある取得その
他これらに類するものとして政令で定める取得に該当するものに対して
は、土地の取得に対して課する特別土地保有税に係る地方団体の徴収金
に係る納税義務を免除するものとする。

3及び4 略

(特別土地保有税の脱税に関する罪)

下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

第六百三条 市町村は、土地の所有者が所有する土地で、その取得が第七
十三条の二十七の二から第七十三条の二十七の四まで又は第七十三条の
二十七の九の規定の適用がある取得その他これらに類するものとして政
令で定める取得に該当するものうち政令で定めるものに対しては、土
地に対して課する特別土地保有税に係る地方団体の徴収金に係る納税義
務を免除するものとする。

2 市町村は、土地の取得で第七十三条の二十七の二から第七十三条の二
十七の四まで又は第七十三条の二十七の九の規定の適用がある取得その
他これらに類するものとして政令で定める取得に該当するものに対して
は、土地の取得に対して課する特別土地保有税に係る地方団体の徴収金
に係る納税義務を免除するものとする。

3及び4 略

(特別土地保有税の脱税に関する罪)

第六百四条 偽りその他不正の行為によつて特別土地保有税の全部又は一部を免れた者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 略

3 第一項に規定するもののほか、第五百九十九条第一項の規定による申告書を同項各号に規定する申告書の提出期限までに提出しないことにより、特別土地保有税の全部又は一部を免れた者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の免れた税額が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第一項又は第三項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金を科する。

6 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

(特別土地保有税に係る滞納処分に関する罪)

第六百十四条 特別土地保有税の納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第六百四条 偽りその他不正の行為によつて特別土地保有税の全部又は一部を免れた者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。

2 略

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第一項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、本条の罰金を科する。

(特別土地保有税に係る滞納処分に関する罪)

第六百十四条 特別土地保有税の納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

<p>2 略</p> <p>3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>4 略</p>	<p>(国税徴収法の例による特別土地保有税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)</p> <p>第六百十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第六百十三条第六項の場合において、国税徴収法第四百一条の規定の例によつて行^う市町村の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者</p> <p>二 略</p> <p>2 略</p>	<p>(市町村法定外普通税に係る検査拒否等に関する罪)</p> <p>第六百七十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 略</p> <p>2 略</p> <p>(市町村法定外普通税の納税管理人に係る虚偽の申告等に関する罪)</p>
<p>2 略</p> <p>3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>4 略</p>	<p>(国税徴収法の例による特別土地保有税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)</p> <p>第六百十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第六百十三条第六項の場合において、国税徴収法第四百一条の規定の例によつて行^なう市町村の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者</p> <p>二 略</p> <p>2 略</p>	<p>(市町村法定外普通税に係る検査拒否等に関する罪)</p> <p>第六百七十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 略</p> <p>2 略</p> <p>(市町村法定外普通税の納税管理人に係る虚偽の申告等に関する罪)</p>

第六百七十七条 前条第一項の規定によつて申告すべき納税管理人について虚偽の申告をし、又は偽りその他不正の手段により同項の承認若しくは同条第二項の認定を受けた者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 略

(市町村法定外普通税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第六百七十八条 市町村は、第六百七十六条第二項の認定を受けていない市町村法定外普通税の納税義務者又は特別徴収義務者で同条第一項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告をすべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、当該市町村の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(市町村法定外普通税に係る虚偽の申告等に関する罪)

第六百八十二条 前条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 略

(市町村法定外普通税に係る不申告等に関する過料)

第六百八十三条 市町村は、市町村法定外普通税の納税義務者が第六百八十一条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に対し、当

第六百七十七条 前条第一項の規定によつて申告すべき納税管理人について虚偽の申告をし、又は偽りその他不正の手段により同項の承認若しくは同条第二項の認定を受けた者は、三万円以下の罰金に処する。

2 略

(市町村法定外普通税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第六百七十八条 市町村は、第六百七十六条第二項の認定を受けていない市町村法定外普通税の納税義務者又は特別徴収義務者で同条第一項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告をすべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、当該市町村の条例で三万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(市町村法定外普通税に係る虚偽の申告等に関する罪)

第六百八十二条 前条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をした者は、五万円以下の罰金に処する。

2 略

(市町村法定外普通税に係る不申告等に関する過料)

第六百八十三条 市町村は、市町村法定外普通税の納税義務者が第六百八十一条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に対し、当

該市町村の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(市町村法定外普通税の脱税に関する罪)

第六百九十一条 偽りその他不正の行為によつて市町村法定外普通税の全部又は一部を免れた納税者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第六百八十五条第二項の規定によつて徴収して納入すべき市町村法定外普通税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつた特別徴収義務者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 第一項の免れた税額又は前項の納入しなかつた金額が百万円を超える場合においては、情状により、当該各項の罰金の額は、当該各項の規定にかかわらず、百万円を超える額でその免れた税額又は納入しなかつた金額に相当する額以下の額とすることができる。

4 第一項に規定するもののほか、第六百八十一条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について申告又は報告をしないことにより、市町村法定外普通税の全部又は一部を免れた納税者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5 前項の免れた税額が五十万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が

該市町村の条例で三万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(市町村法定外普通税の脱税に関する罪)

第六百九十一条 詐偽その他不正の行為によつて市町村法定外普通税の全部又は一部を免かれた納税者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。

2 第六百八十五条第二項の規定によつて徴収して納入すべき市町村法定外普通税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつた特別徴収義務者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。

3 第一項の免かれた税額又は前項の納入しなかつた金額が五十万円を超える場合においては、情状に因り、当該各項の罰金の額は、当該各項の規定にかかわらず、五十万円をこえる額でその免かれた税額又は納入しなかつた金額に相当する額以下の額とすることができる。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が

その法人又は人の業務に関して第一項、第二項又は第四項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

7 前項の規定により第一項又は第二項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの項の罪についての時効の期間による。

(市町村法定外普通税に係る滞納処分に関する罪)

第六百九十六条 市町村法定外普通税の納税者又は特別徴収義務者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽って増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 略

3 情を知つて前二項の行為につき納税者若しくは特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 略

(国税徴収法の例による市町村法定外普通税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第六百九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

その法人又は人の業務に関して第一項又は第二項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、本条の罰金刑を科する。

(市町村法定外普通税に係る滞納処分に関する罪)

第六百九十六条 市町村法定外普通税の納税者又は特別徴収義務者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽って増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 略

3 情を知つて前二項の行為につき納税者若しくは特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 略

(国税徴収法の例による市町村法定外普通税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第六百九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一及び二略

2略

(狩猟税に係る虚偽の申告等に関する罪)

第七百条の五十七 前条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2略

(狩猟税に係る不申告等に関する過料)

第七百条の五十八 道府県は、狩猟税の納税義務者が第七百条の五十六の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に対し、当該道府県の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(狩猟税に係る検査拒否等に関する罪)

第七百条の六十 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 三略

2略

(狩猟税の脱税に関する罪)

第七百条の六十一 偽りその他不正の行為によつて狩猟税の全部又は一部を免れた者は、百万円以下の罰金に処する。

一及び二略

2略

(狩猟税に係る虚偽の申告等に関する罪)

第七百条の五十七 前条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をした者は、五万円以下の罰金に処する。

2略

(狩猟税に係る不申告等に関する過料)

第七百条の五十八 道府県は、狩猟税の納税義務者が第七百条の五十六の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に対し、当該道府県の条例で三万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(狩猟税に係る検査拒否等に関する罪)

第七百条の六十 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 三略

2略

(狩猟税の脱税に関する罪)

第七百条の六十一 偽りその他不正の行為によつて狩猟税の全部又は一部を免れた者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

2 前項に規定するもののほか、第七百条の五十六の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について申告又は報告をしないことにより、狩猟税の全部又は一部を免れた者は、五十万円以下の罰金に処する。

3 人の代理人又は使用人がその人の狩猟に関して、前二項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

(狩猟税に係る滞納処分に関する罪)

第七百条の六十七 狩猟税の納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 略

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 略

(国税徴収法の例による狩猟税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第七百条の六十八 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一及び二 略

2 人の代理人又は使用人がその人の狩猟に関して、前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その人に対し、同項の罰金刑を科する。

(狩猟税に係る滞納処分に関する罪)

第七百条の六十七 狩猟税の納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠ぺいし、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 略

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 略

(国税徴収法の例による狩猟税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第七百条の六十八 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一及び二 略

2 略

(入湯税に係る検査拒否等に関する罪)

第七百一条の六 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 三 略

2 略

(入湯税の脱税に関する罪)

第七百一条の七 第七百一条の四第二項の規定によつて徴収して納入すべき入湯税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつた特別徴収義務者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の納入しなかつた金額が百万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、百万円を超え、額でその納入しなかつた金額に相当する額以下の額とすることができ

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第一項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

4 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

2 略

(入湯税に係る検査拒否等に関する罪)

第七百一条の六 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 三 略

2 略

(入湯税の脱税に関する罪)

第七百一条の七 第七百一条の四第二項の規定によつて徴収して納入すべき入湯税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつた特別徴収義務者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。

2 前項の納入しなかつた金額が五十万円をこえる場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円をこえ、額でその納入しなかつた金額に相当する額以下の額とすることができ

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第一項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、本条の罰金刑を科する。

2 略	第七百一条の三十四 略	(事業所税の非課税の範囲)		2 略	一及び二 略		第七百一条の二十	次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。			4 略		3	情を知つて前二項の行為につき特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。	2 略		第七百一条の十九	入湯税の特別徴収義務者が滞納処分 ^滞 の執行を免れる	目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。					
2 略	第七百一条の三十四 略	(事業所税の非課税の範囲)		2 略	一及び二 略		第七百一条の二十	次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。			4 略		3	情を知つて前二項の行為につき特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。	2 略		第七百一条の十九	入湯税の特別徴収義務者が滞納処分 ^滞 の執行を免かれる	目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。					

- 3 指定都市等は、次に掲げる施設に係る事業所等において行う事業に対しては、事業所税を課することができない。
- 一 十の三 略
- 十の四 障害者自立支援法第五条第十三項に規定する障害者支援施設
- 十の五 二十九 略
- 4 7 略

(事業所税に係る検査拒否等に関する罪)

第七百一条の三十六 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 三 略

2 法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。第七百一条の三十八第二項、第七百一条の五十三第二項、第七百一条の五十六第五項、第七百一条の六十六第四項及び第七百一条の六十七第二項において同じ。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

3 略

(事業所税の納税管理人に係る虚偽の申告等に関する罪)

第七百一条の三十八 前条第一項の規定によつて申告すべき納税管理人について虚偽の申告をし、又は偽りその他不正の手段により同項の承認若しくは同条第二項の認定を受けた者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 3 指定都市等は、次に掲げる施設に係る事業所等において行う事業に対しては、事業所税を課することができない。
- 一 十の三 略
- 十の四 障害者自立支援法第五条第十二項に規定する障害者支援施設
- 十の五 二十九 略
- 4 7 略

(事業所税に係る検査拒否等に関する罪)

第七百一条の三十六 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 三 略

2 法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。第七百一条の三十八第二項、第七百一条の五十三第二項、第七百一条の五十六第三項、第七百一条の六十六第四項及び第七百一条の六十七第二項において同じ。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

3 略

(事業所税の納税管理人に係る虚偽の申告等に関する罪)

第七百一条の三十八 前条第一項の規定によつて申告すべき納税管理人について虚偽の申告をし、又は偽りその他不正の手段により同項の承認若しくは同条第二項の認定を受けた者は、三万円以下の罰金に処する。

2及び3 略

(事業所税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第七百一条の三十九 指定都市等は、第七百一条の三十七第二項の認定を受けていない事業所税の納税義務者で同条第一項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告をしなかつた場合には、その者に対し、当該指定都市等の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(事業所税の課税標準の特例)

第七百一条の四十一 略

2 心身障害者を多数雇用するものとして政令で定める事業所等(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第四十九条第一項第六号の助成金その他これに類するものとして総務省令で定めるもの)の支給に係る施設又は設備に係るものに限る。)において行う事業に対して課する資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該事業に係る事業所床面積(第七百一条の三十四の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。)から当該事業所床面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。

3及び4 略

(事業所税に係る不申告に関する過料)

第七百一条の四十九の二 指定都市等は、事業所税の納税義務者が正当な

2及び3 略

(事業所税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第七百一条の三十九 指定都市等は、第七百一条の三十七第二項の認定を受けていない事業所税の納税義務者で同条第一項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告をしなかつた場合には、その者に対し、当該指定都市等の条例で三万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(事業所税の課税標準の特例)

第七百一条の四十一 略

2 心身障害者を多数雇用するものとして政令で定める事業所等(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第四十九条第一項第六号の助成金
の支給に係る施設又は設備に係るものに限る。)において行う事業に対して課する資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該事業に係る事業所床面積(第七百一条の三十四の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。)から当該事業所床面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。

3及び4 略

事由がなくて第七百一条の四十六第一項若しくは第三項又は第七百一条の四十七第一項若しくは第三項の規定による申告書をこれらの項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者に対し、当該指定都市等の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(事業所税の賦課徴収に係る虚偽の申告に関する罪)

第七百一条の五十三 前条の規定によつて申告すべき事項について虚偽の申告をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2及び3 略

(事業所税の賦課徴収に係る不申告に関する過料)

第七百一条の五十四 指定都市等は、第七百一条の五十二の規定により申告をすべき者が同条の規定によつて申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかつた場合には、その者に対し、当該指定都市等の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(事業所税の脱税に関する罪)

第七百一条の五十六 偽りその他不正の行為によつて事業所税の全部又は一部を免れた者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金

に処し、又はこれを併科する。

2 略

3 第一項に規定するもののほか、第七百一条の四十六第一項又は第七百

(事業所税) に係る虚偽の申告に関する罪)

第七百一条の五十三 前条の規定によつて申告すべき事項について虚偽の申告をした者は、五万円 以下の罰金に処する。

2及び3 略

(事業所税) に係る不申告に関する過料)

第七百一条の五十四 指定都市等は、第七百一条の五十二の規定により申告をすべき者が同条の規定によつて申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかつた場合には、その者に対し、当該指定都市等の条例で三万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(事業所税の脱税に関する罪)

第七百一条の五十六 偽りその他不正の行為によつて事業所税の全部又は一部を免れた者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金若しくは

科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。

2 略

一条の四十七第一項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限までに提出しないことにより、事業所税の全部又は一部を免れた者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4| 前項の免れた税額が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

5| 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第一項又は第三項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

6| 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

7| 人格のない社団等について第五項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(事業所税に係る滞納処分に關する罪)

第七百一条の六十六 事業所税の納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、指定都市等の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する

3| 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第一項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、本条の罰金刑を科する。

4| 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(事業所税に係る滞納処分に關する罪)

第七百一条の六十六 事業所税の納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、指定都市等の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する

- 2 略
- 3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 4及び5 略

(国税徴収法の例による事業所税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第七百一条の六十七 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一及び二 略
- 2及び3 略

(都市計画税の課税客体等)

第七百二条 略

2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格(第三百四十九条の三第十項から第十二項まで、第二十三項、第二十四項、第二十六項又は第二十八項

の規定の適用を受ける土地又は家屋にあつては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額)をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について第三百四十三条(第三項、第八項及び第九項を除く。)において所有者とされ

- 2 略
- 3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 4及び5 略

(国税徴収法の例による事業所税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第七百一条の六十七 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

- 一及び二 略
- 2及び3 略

(都市計画税の課税客体等)

第七百二条 略

2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格(第三百四十九条の三第九項から第十一項まで、第二十三項、第二十四項、第二十六項、第二十七項、第二十九項又は第三十一項から第三十三項までの規定の適用を受ける土地又は家屋にあつては、

その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額)をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について第三百四十三条(第三項、第八項及び第九項を除く。)において所有者とされ

、又は所有者とみなされる者をいう。

(国民健康保険税)

第七百三条の四 略

2～5 略

6 前項の所得割額は、第四項の所得割総額を第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第二項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(第十五項及び第二十三項において「基礎控除後の総所得金額等」という。)に按分して算定する。

7 略

8 第五項の資産割額は、第四項の資産割総額を固定資産税額又は固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分の額に按分して算定する。

、又は所有者とみなされる者をいう。

(国民健康保険税)

第七百三条の四 略

2～5 略

6 前項の所得割額は、第四項の所得割総額を第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第二項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(第十六項及び第二十五項において「基礎控除後の総所得金額等」という。)にあん分して算定する。

7 略

8 前二項の規定によつて第五項の所得割額を算定することが著しく困難であると認める市町村においては、同項の所得割額は、前二項の規定にかかわらず、当該市町村の条例の定めるところによつて、第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同項各号及び同条第二項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(第十七項及び第二十六項において「各種控除後の総所得金額等」という。)又は市町村民税の所得割(退職所得に係る所得割を除く。第七百六条の二第一項において同じ。)の額(第十七項及び第二十六項において「市町村民税所得割額」という。)にあん分して算定することができる。

9 第五項の資産割額は、第四項の資産割総額を固定資産税額又は固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分の額にあん分して算定する。

<p>9 第五項の被保険者均等割額は、第四項の被保険者均等割総額を被保険者の数に按分してして算定する。</p>	<p>10 第五項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第六条第八号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日の属する月以後五年を経過するまでの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。以下この項及び第十八項において同じ。）以外の世帯 第四項の世帯別平等割総額を被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に二分の一を乗じて得た数を控除した数に按分して算定した額</p> <p>二 略</p>	<p>11 略</p>	<p>12 略</p>	<p>13 略</p>	<p>14 略</p>	<p>15 前項の所得割額は、第十三項の所得割総額を基礎控除後の総所得金額等に按分して算定する。</p>
<p>10 第五項の被保険者均等割額は、第四項の被保険者均等割総額を被保険者の数にあん分して算定する。</p>	<p>11 第五項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第六条第八号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日の属する月以後五年を経過するまでの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。以下この項及び第二十項において同じ。）以外の世帯 第四項の世帯別平等割総額を被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に二分の一を乗じて得た数を控除した数にあん分して算定した額</p> <p>二 略</p>	<p>12 略</p>	<p>13 略</p>	<p>14 略</p>	<p>15 略</p>	<p>16 前項の所得割額は、第十四項の所得割総額を基礎控除後の総所得金額等にあん分して算定する。</p> <p>17 第八項の規定に基づいて第五項の所得割額の算定を行つている市町村においては、第十五項の所得割額は、前項の規定にかかわらず、各種控除後の総所得金額等又は市町村民税所得割額にあん分して算定する。</p>

<p>16 第十四項の資産割額は、第十三項の資産割総額を固定資産税額又は固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分の額に按分して算定する。</p> <p>17 第十四項の被保険者均等割額は、第十三項の被保険者均等割総額を被保険者の数に按分して算定する。</p>	<p>18 第十四項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 特定世帯以外の世帯 第十三項の世帯別平等割総額を被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に二分の一を乗じて得た数を控除した数に按分して算定した額</p> <p>二 略</p>	<p>19 第十四項の後期高齢者支援金等課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。</p> <p>20 略</p> <p>21 略</p> <p>22 略</p>	<p>23 前項の所得割額は、第二十一項の所得割総額を介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に按分して算定する。</p>	<p>24 第二十二項の資産割額は、第二十一項の資産割総額を介護納付金課税被保険者に係る固定資産税額又は固定資産税額のうち土地及び家屋に係</p>
<p>18 第十五項の資産割額は、第十四項の資産割総額を固定資産税額又は固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分の額にあん分して算定する。</p> <p>19 第十五項の被保険者均等割額は、第十四項の被保険者均等割総額を被保険者の数にあん分して算定する。</p>	<p>20 第十五項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 特定世帯以外の世帯 第十四項の世帯別平等割総額を被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に二分の一を乗じて得た数を控除した数にあん分して算定した額</p> <p>二 略</p>	<p>21 第十五項の後期高齢者支援金等課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。</p> <p>22 略</p> <p>23 略</p> <p>24 略</p>	<p>25 前項の所得割額は、第二十三項の所得割総額を介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等にあん分して算定する。</p>	<p>26 第八項の規定に基づいて第五項の所得割額の算定を行っている市町村においては、第二十四項の所得割額は、前項の規定にかかわらず、介護納付金課税被保険者に係る各種控除後の総所得金額等又は市町村民税所得割額にあん分して算定する。</p> <p>27 第二十四項の資産割額は、第二十三項の資産割総額を介護納付金課税被保険者に係る固定資産税額又は固定資産税額のうち土地及び家屋に係</p>

る部分の額に按分して算定する。

25| 第二十二項の被保険者均等割額は、第二十一項の被保険者均等割総額を介護納付金課税被保険者の数に按分して算定する。

26| 第二十二項の世帯別平等割額は、第二十一項の世帯別平等割総額を介護納付金課税被保険者が属する世帯の数に按分して算定する。

27| 第二十二項の介護納付金課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。

28| 国民健康保険の被保険者である資格がない世帯主の属する世帯内に国民健康保険の被保険者がある場合においては、当該世帯主を第一項の被保険者である世帯主とみなして国民健康保険税を課する。この場合において、第五項及び第十四項の規定の適用については、これらの規定中「被保険者である世帯主及びその世帯に属する被保険者」とあるのは「その世帯に属する被保険者（世帯主を除く。）」と、第二十二項の規定の適用については、同項中「介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第九条第二号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）」である世帯主及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者」とあるのは「その世帯に属する介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第九条第二号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）」（世帯主を除く。）」とする。

（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第七百三条の五の二 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特

る部分の額にあん分して算定する。

28| 第二十四項の被保険者均等割額は、第二十三項の被保険者均等割総額を介護納付金課税被保険者の数にあん分して算定する。

29| 第二十四項の世帯別平等割額は、第二十三項の世帯別平等割総額を介護納付金課税被保険者が属する世帯の数にあん分して算定する。

30| 第二十四項の介護納付金課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。

31| 国民健康保険の被保険者である資格がない世帯主の属する世帯内に国民健康保険の被保険者がある場合においては、当該世帯主を第一項の被保険者である世帯主とみなして国民健康保険税を課する。この場合において、第五項及び第十五項の規定の適用については、これらの規定中「被保険者である世帯主及びその世帯に属する被保険者」とあるのは「その世帯に属する被保険者（世帯主を除く。）」と、第二十四項の規定の適用については、同項中「介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第九条第二号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）」である世帯主及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者」とあるのは「その世帯に属する介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第九条第二号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）」（世帯主を除く。）」とする。

（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第七百三条の五の二 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特

例対象被保険者等である場合における第七百三条の四

及び前条の規定の適用については、第七百三条の四第六項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第七百三条の五の二第二項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第二十八条第二項の規定によつて計算した金額の百分の三十に相当する金額によるものとする。次項）において同じ。」と、「同条第二項」とあるのは「第三百十四条の二第二項」と

、前条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（次条第二項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第二十八条第二項の規定によつて計算した金額の百分の三十に相当する金額によるものとし、」と、「所得税法」とあるのは「同法」とする。

2
略

例対象被保険者等である場合における第七百三条の四第六項から第八項

まで及び前条の規定の適用については、第七百三条の四第六項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第七百三条の五の二第二項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第二十八条第二項の規定によつて計算した金額の百分の三十に相当する金額によるものとする。次項及び第八項において同じ。）と、「同条第二項」とあるのは「第三百十四条の二第二項」と、同条第八項中「市町村民税

の所得割（退職所得に係る所得割を除く。第七百六条の二第一項において同じ。）の額（とあるのは「市町村民税の所得割（退職所得に係る所得割を除く。以下この項及び第七百六条の二第一項において同じ。）の額（第七百三条の五の二第二項に規定する特例対象被保険者等の市町村民税の所得割の課税標準である総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得を所得税法第二十八条第二項の規定によつて計算した金額の百分の三十に相当する金額として計算した場合における市町村民税の所得割の額に相当する額。」と、前条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（次条第二項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第二十八条第二項の規定によつて計算した金額の百分の三十に相当する金額によるものとし、」と、「所得税法」とあるのは「同法」とする。

2
略

(国民健康保険税の徴収の特例)

第七百六条の二 市町村は、国民健康保険税の所得割額の算定の基礎に用いる第七百三条の四第六項に規定する控除後の総所得金額及び山林所得金額の合計額が確定しないため当該年度分の国民健康保険税額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において普通徴収の方法によつて徴収すべき国民健康保険税に限り、国民健康保険税の納税義務者について、その者の前年度の国民健康保険税額を当該年度の納期の数で除して得た額又はその者の前年度の国民健康保険税の最後の納期の税額に相当する額の範囲内において、それぞれの納期に係る国民健康保険税を徴収することができる。ただし、当該徴収することができない総額は、前年度の国民健康保険税額の二分の一に相当する額を超えることができない。

2 略

(水利地益税等に係る検査拒否等に関する罪)

第七百八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 三 略

2 略

(水利地益税等の納税管理人に係る虚偽の申告等に関する罪)

第七百十条 前条第一項の規定によつて申告すべき納税管理人について虚

(国民健康保険税の徴収の特例)

第七百六条の二 市町村は、国民健康保険税の所得割額の算定の基礎に用いる第七百三条の四第六項若しくは第八項に規定する控除後の総所得金額及び山林所得金額の合計額又は市町村民税の所得割の額が確定しないため当該年度分の国民健康保険税額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において普通徴収の方法によつて徴収すべき国民健康保険税に限り、国民健康保険税の納税義務者について、その者の前年度の国民健康保険税額を当該年度の納期の数で除して得た額又はその者の前年度の国民健康保険税の最後の納期の税額に相当する額の範囲内において、それぞれの納期に係る国民健康保険税を徴収することができる。ただし、当該徴収することができない総額は、前年度の国民健康保険税額の二分の一に相当する額を超えることができない。

2 略

(水利地益税等に係る検査拒否等に関する罪)

第七百八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 三 略

2 略

(水利地益税等の納税管理人に係る虚偽の申告等に関する罪)

第七百十条 前条第一項の規定によつて申告すべき納税管理人について虚

偽の申告をし、又は偽りその他不正の手段により同項の承認若しくは同条第二項の認定を受けた者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 略

(水利地益税等の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第七百一十一条 地方団体は、第七百九条第二項の認定を受けていない水利地益税等の納税義務者又は特別徴収義務者で同条第一項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、当該地方団体の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(水利地益税等に係る虚偽の申告等に関する罪)

第七百十五条 前条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 略

(水利地益税等に係る不申告等に関する過料)

第七百十六条 地方団体は、水利地益税等の納税義務者が第七百十四条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に対し、当該地方団体の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

偽の申告をし、又は偽りその他不正の手段により同項の承認若しくは同条第二項の認定を受けた者は、三万円以下の罰金に処する。

2 略

(水利地益税等の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第七百一十一条 地方団体は、第七百九条第二項の認定を受けていない水利地益税等の納税義務者又は特別徴収義務者で同条第一項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、当該地方団体の条例で三万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(水利地益税等に係る虚偽の申告等に関する罪)

第七百十五条 前条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をした者は、五万円以下の罰金に処する。

2 略

(水利地益税等に係る不申告等に関する過料)

第七百十六条 地方団体は、水利地益税等の納税義務者が第七百十四条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に対し、当該地方団体の条例で三万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(水利地益税等の脱税に関する罪)

第七百二十四条 偽りその他不正の行為によつて水利地益税等の全部又は

一部を免れた納税者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金

に処し、又はこれを併科する。

2 第七百十八条第二項又は第七百十八条の四(第七百十八条の六、第七百十八条の七第三項又は第七百十八条の八第三項において準用する場合を含む。)の規定によつて徴収して納入すべき水利地益税等に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつた特別徴収義務者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金を併科する。

3 第一項の免れた税額又は前項の納入しなかつた金額が百万円を超える場合には、情状により、当該各項の罰金の額は、当該各項の規定にかかわらず、百万円を超える額でその免れた税額又は納入しなかつた金額に相当する額以下とすることができる。

4 第一項に規定するもののほか、第七百十四条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について申告又は報告をしないことにより、水利地益税等の全部又は一部を免れた納税者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5 前項の免れた税額が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下とすることができる。

6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が

(水利地益税等の脱税に関する罪)

第七百二十四条 詐偽その他不正の行為によつて水利地益税等の全部又は

一部を免かれた納税者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。

2 第七百十八条第二項又は第七百十八条の四(第七百十八条の六、第七百十八条の七第三項又は第七百十八条の八第三項において準用する場合を含む。)の規定によつて徴収して納入すべき水利地益税等に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつた特別徴収義務者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。

3 第一項の免かれた税額又は前項の納入しなかつた金額が十万円をこえる場合には、情状に因り、当該各項の罰金の額は、当該各項の規定にかかわらず、十万円をこえる額でその免かれた税額又は納入しなかつた金額に相当する額以下とすることができる。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が

その法人又は人の業務又は財産に関して第一項、第二項又は第四項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

(水利地益税等に係る滞納処分に関する罪)

第七百二十九条 水利地益税等の納税者又は特別徴収義務者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、地方団体の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 略

3 情を知つて前二項の行為につき納税者若しくは特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 略

(国税徴収法の例による水利地益税等に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第七百三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 及び二 略

2 略

その法人又は人の業務又は財産に関して第一項又は第二項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、本条の罰金刑を科する。

(水利地益税等に係る滞納処分に関する罪)

第七百二十九条 水利地益税等の納税者又は特別徴収義務者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、地方団体の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 略

3 情を知つて前二項の行為につき納税者若しくは特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 略

(国税徴収法の例による水利地益税等に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第七百三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 及び二 略

2 略

(法定外目的税に係る検査拒否等に関する罪)

第七百三十三条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 三略

2 略

(法定外目的税の納税管理人に係る虚偽の申告等に関する罪)

第七百三十三条の七 前条第一項の規定によつて申告すべき納税管理人について虚偽の申告をし、又は偽りその他不正の手段により同項の承認若しくは同条第二項の認定を受けた者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 略

(法定外目的税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第七百三十三条の八 地方団体は、第七百三十三条の六第二項の認定を受けていない法定外目的税の納税義務者又は特別徴収義務者で同条第一項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、当該地方団体の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(法定外目的税に係る虚偽の申告等に関する罪)

第七百三十三条の十一 前条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をした者は、一年以下の懲役又は五十万円

(法定外目的税に係る検査拒否等に関する罪)

第七百三十三条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 三略

2 略

(法定外目的税の納税管理人に係る虚偽の申告等に関する罪)

第七百三十三条の七 前条第一項の規定によつて申告すべき納税管理人について虚偽の申告をし、又は偽りその他不正の手段により同項の承認若しくは同条第二項の認定を受けた者は、三万円以下の罰金に処する。

2 略

(法定外目的税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第七百三十三条の八 地方団体は、第七百三十三条の六第二項の認定を受けていない法定外目的税の納税義務者又は特別徴収義務者で同条第一項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、当該地方団体の条例で三万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(法定外目的税に係る虚偽の申告等に関する罪)

第七百三十三条の十一 前条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をした者は、五万円

以下の罰金に処する。

2 略

(法定外目的税に係る不申告等に関する過料)

第七百三十三条の十二 地方団体は、法定外目的税の納税義務者が第七百三十三条の十の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に対し、当該地方団体の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(法定外目的税の脱税等に関する罪)

第七百三十三条の二十一 偽りその他不正の行為によつて法定外目的税の全部又は一部を免れた納税者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第七百三十三条の十五第二項の規定によつて徴収して納入すべき法定外目的税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつた特別徴収義務者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 第一項の免れた税額又は前項の納入しなかつた金額が百万円を超える場合においては、情状により、当該各項の罰金の額は、当該各項の規定にかかわらず、百万円を超える額でその免れた税額又は納入しなかつた金額に相当する額以下の額とすることができる。

4 第一項に規定するもののほか、第七百三十三条の十の規定によつて申

以下の罰金に処する。

2 略

(法定外目的税に係る不申告等に関する過料)

第七百三十三条の十二 地方団体は、法定外目的税の納税義務者が第七百三十三条の十の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に対し、当該地方団体の条例で三万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(法定外目的税の脱税等に関する罪)

第七百三十三条の二十一 偽りその他不正の行為によつて法定外目的税の全部又は一部を免れた納税者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。

2 第七百三十三条の十五第二項の規定によつて徴収して納入すべき法定外目的税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつた特別徴収義務者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。

3 第一項の免れた税額又は前項の納入しなかつた金額が五十万円を超える場合においては、情状により、当該各項の罰金の額は、当該各項の規定にかかわらず、五十万円を超える額でその免れた税額又は納入しなかつた金額に相当する額以下の額とすることができる。

告し、又は報告すべき事項について申告又は報告をしないことにより、法定外目的税の全部又は一部を免れた納税者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5| 前項の免れた税額が五十万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

6| 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第一項、第二項又は第四項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

7| 前項の規定により第一項又は第二項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの項の罪についての時効の期間による。

(法定外目的税に係る滞納処分に関する罪)

第七百三十三条の二十五 法定外目的税の納税者又は特別徴収義務者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、地方団体の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 略

3 情を知つて前二項の行為につき納税者若しくは特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは

4| 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第一項又は第二項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、本条の罰金刑を科する。

(法定外目的税に係る滞納処分に関する罪)

第七百三十三条の二十五 法定外目的税の納税者又は特別徴収義務者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、地方団体の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 略

3 情を知つて前二項の行為につき納税者若しくは特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは

は百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 略

(国税徴収法の例による法定外目的税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第七百三十三条の二十六 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 及び二 略

2 略

附 則

(個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除)

第五条の四 道府県は、平成二十年度から平成二十八年度までの各年度分の個人の道府県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合(同法第四十一条第一項に規定する居住年(以下この条及び次条において「居住年」という。)が平成十一年から平成十八年までの各年である場合に限る。)において、第一号に掲げる金額と第二号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から第三号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。)の五分の二に相当する金額(第三項及び第十三項において「道府県民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第三十五条及び第三十七条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

は三十万円 以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 略

(国税徴収法の例による法定外目的税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第七百三十三条の二十六 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 及び二 略

2 略

附 則

(個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除)

第五条の四 道府県は、平成二十年度から平成二十八年度までの各年度分の個人の道府県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合(同法第四十一条第一項に規定する居住年(以下この条及び次条において「居住年」という。)が平成十一年から平成十八年までの各年である場合に限る。)において、第一号に掲げる金額と第二号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から第三号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。)の五分の二に相当する金額(第三項及び第十三項において「道府県民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第三十五条及び第三十七条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

一・二 略

三 当該納税義務者の前年分の所得税の額（同年分の所得税について、租税特別措置法第四十一条、第四十一条の二の二、第四十一条の十八、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三若しくは第四十一条の十九の二から第四十一条の十九の五まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第七十七号）第二条又は所得税法第九十五条の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額）

2 5 略

6 市町村は、平成二十年度から平成二十八年度までの各年度分の個人の市町村民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合（居住年が平成十一年から平成十八年までの各年である場合に限る。）において、第一号に掲げる金額と第二号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から第三号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の五分の三に相当する金額（第八項及び第十三項において「市町村民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第三百十四条の三及び第三百十四条の六の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

一・二 略

三 当該納税義務者の前年分の所得税の額（同年分の所得税について、租税特別措置法第四十一条、第四十一条の二の二、第四十一条の十八、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三若しくは第四

一・二 略

三 当該納税義務者の前年分の所得税の額（同年分の所得税について、租税特別措置法第四十一条、第四十一条の二の二、第四十一条の十八、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三若しくは第四十一条の十九の二から第四十一条の十九の五まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第七十七号）第二条又は所得税法第九十五条の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額）

2 5 略

6 市町村は、平成二十年度から平成二十八年度までの各年度分の個人の市町村民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合（居住年が平成十一年から平成十八年までの各年である場合に限る。）において、第一号に掲げる金額と第二号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から第三号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の五分の三に相当する金額（第八項及び第十三項において「市町村民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第三百十四条の三及び第三百十四条の六の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

一・二 略

三 当該納税義務者の前年分の所得税の額（同年分の所得税について、租税特別措置法第四十一条、第四十一条の二の二、第四十一条の十八、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三若しくは第四

十一條の十九の二から第四十一條の十九の五まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第二条又は所得税法第九十五条の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額)

7
7
12 略

13 第三項及び第八項の申告書に道府県民税の住宅借入金等特別税額控除額及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項に關し虚偽の記載をして提出した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

14 略

第五條の四の二 道府県は、平成二十二年度から平成三十五年度までの各年度分の個人の道府県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一條又は第四十一條の二の二の規定の適用を受けた場合（居住年が平成十一年から平成十八年まで又は平成二十一年から平成二十五年までの各年である場合に限る。）において、前条第一項の規定の適用を受けないときは、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の五分の二に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第三十五條及び第三十七條の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十九條第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金

十一條の十九の二から第四十一條の十九の五まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第二条又は所得税法第九十五条の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額)

7
7
12 略

13 第三項及び第八項の申告書に道府県民税の住宅借入金等特別税額控除額及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項に關し虚偽の記載をして提出した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

14 略

第五條の四の二 道府県は、平成二十二年度から平成三十五年度までの各年度分の個人の道府県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一條又は第四十一條の二の二の規定の適用を受けた場合（居住年が平成十一年から平成十八年まで又は平成二十一年から平成二十五年までの各年である場合に限る。）において、前条第一項の規定の適用を受けないときは、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の五分の二に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第三十五條及び第三十七條の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十九條第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金

額の合計額の百分の二に相当する金額（当該金額が三万九千円を超える場合には、三万九千円。以下この項において「控除限度額」という。）を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

一 略

二 当該納税義務者の前年分の所得税の額（同年分の所得税について、租税特別措置法第四十一条、第四十一条の二の二、第四十一条の十八、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三若しくは第四十一条の十九の二から第四十一条の十九の五まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第二条又は所得税法第九十五条の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額）

254 略

5 市町村は、平成二十二年度から平成三十五年度までの各年度分の個人の市町村民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合（居住年が平成十一年から平成十八年まで又は平成二十一年から平成二十五年までの各年である場合に限る。）において、前条第六項の規定の適用を受けないときは、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の五分の三に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第三百十四条の三及び第三百十四条の六の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該

額の合計額の百分の二に相当する金額（当該金額が三万九千円を超える場合には、三万九千円。以下この項において「控除限度額」という。）を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

一 略

二 当該納税義務者の前年分の所得税の額（同年分の所得税について、租税特別措置法第四十一条、第四十一条の二の二、第四十一条の十八、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三若しくは第四十一条の十九の二から第四十一条の十九の五まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第二条又は所得税法第九十五条の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額）

254 略

5 市町村は、平成二十二年度から平成三十五年度までの各年度分の個人の市町村民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合（居住年が平成十一年から平成十八年まで又は平成二十一年から平成二十五年までの各年である場合に限る。）において、前条第六項の規定の適用を受けないときは、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の五分の三に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第三百十四条の三及び第三百十四条の六の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該

控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十九条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の百分の三に相当する金額（当該金額が五万八千五百円を超える場合には、五万八千五百円。以下この項において「控除限度額」という。）を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

一 略

二 当該納税義務者の前年分の所得税の額（同年分の所得税について、租税特別措置法第四十一条、第四十一条の二の二、第四十一条の十八、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三若しくは第四十一条の十九の二から第四十一条の十九の五まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第二条又は所得税法第九十五条の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額）

6～8 略

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第五条の五 第三十七条の二の規定の適用を受ける道府県民税の所得割の納税義務者が、同条第二項第二号若しくは第三号に掲げる場合に該当する場合又は第三十五条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第三十三条の二第一項、附則第三十三条の三第一項、附則第三十四条第一項、附則第三十五条第一項、附則第三十

控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十九条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の百分の三に相当する金額（当該金額が五万八千五百円を超える場合には、五万八千五百円。以下この項において「控除限度額」という。）を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

一 略

二 当該納税義務者の前年分の所得税の額（同年分の所得税について、租税特別措置法第四十一条、第四十一条の二の二、第四十一条の十八、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三若しくは第四十一条の十九の二から第四十一条の十九の五まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第二条又は所得税法第九十五条の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額）

6～8 略

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第五条の五 第三十七条の二の規定の適用を受ける道府県民税の所得割の納税義務者が、同条第二項第二号若しくは第三号に掲げる場合に該当する場合又は第三十五条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第三十三条の二第一項、附則第三十三条の三第一項、附則第三十四条第一項、附則第三十五条第一項、附則第三十

五条の二第一項又は附則第三十五条の四第一項の規定の適用を受けるときは、第三十七条の二第二項に規定する特例控除額は、同項第二号及び第三号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第一項第一号に掲げる寄附金の額の合計額のうち二千円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合の二以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合）を乗じて得た金額の五分の二に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第三十五条及び第三十七条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の十に相当する金額を超えるときは、当該百分の十に相当する金額）とする。

一 五 略

2 第三百十四条の七の規定の適用を受ける市町村民税の所得割の納税義務者が、同条第二項第二号若しくは第三号に掲げる場合に該当する場合又は第三百十四条の三第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第三十三条の二第五項、附則第三十三条の三第五項、附則第三十四条第四項、附則第三十五条第五項、附則第三十五条の二第六項又は附則第三十五条の四第四項の規定の適用を受けるときは、第三百十四条の七第二項に規定する特例控除額は、同項第二号及び第三号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第一項第一号に掲げる寄附金の額の合計額のうち二千円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合の二以上に該当するときは、当該各号に定める割合のう

五条の二第一項又は附則第三十五条の四第一項の規定の適用を受けるときは、第三十七条の二第二項に規定する特例控除額は、同項第二号及び第三号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第一項第一号に掲げる寄附金の額の合計額のうち五千円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合の二以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合）を乗じて得た金額の五分の二に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第三十五条及び第三十七条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の十に相当する金額を超えるときは、当該百分の十に相当する金額）とする。

一 五 略

2 第三百十四条の七の規定の適用を受ける市町村民税の所得割の納税義務者が、同条第二項第二号若しくは第三号に掲げる場合に該当する場合又は第三百十四条の三第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第三十三条の二第五項、附則第三十三条の三第五項、附則第三十四条第四項、附則第三十五条第五項、附則第三十五条の二第六項又は附則第三十五条の四第四項の規定の適用を受けるときは、第三百十四条の七第二項に規定する特例控除額は、同項第二号及び第三号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第一項第一号に掲げる寄附金の額の合計額のうち五千円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合の二以上に該当するときは、当該各号に定める割合のう

ち最も低い割合) を乗じて得た金額の五分の三に相当する金額 (当該金額が当該納税義務者の第三百十四条の三及び第三百十四条の六の規定を適用した場合の所得割の額の百分の十に相当する金額を超えるときは、当該百分の十に相当する金額) とする。

一〇五 略

(寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例)

第五条の六 租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用がある場合における第三十七条の二第一項及び第二項並びに前条第一項の規定の適用については、第三十七条の二第一項各号列記以外の部分及び第二項並びに前条第一項中「掲げる寄附金」とあるのは、「掲げる寄附金(租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。)」とする。

2) 租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用がある場合における第三百十四条の七第一項及び第二項並びに前条第二項の規定の適用については、第三百十四条の七第一項各号列記以外の部分及び第二項並びに前条第二項中「掲げる寄附金」とあるのは、「掲げる寄附金(租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。)」とする。

(肉用牛の売却による事業所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税

ち最も低い割合) を乗じて得た金額の五分の三に相当する金額 (当該金額が当該納税義務者の第三百十四条の三及び第三百十四条の六の規定を適用した場合の所得割の額の百分の十に相当する金額を超えるときは、当該百分の十に相当する金額) とする。

一〇五 略

(肉用牛の売却による事業所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税

の特例)

第六条 道府県は、昭和五十七年度から平成二十七年までの各年度分の個人の道府県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第二十五条第一項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛が全て同項に規定する免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が千五百頭以内である場合に限る。）において、第四十五条の二第一項の規定による申告書（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第四十五条の三第一項の確定申告書を含む。次項において同じ。）にその肉用牛の売却に係る同法第二十五条第一項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る道府県民税の所得割の額として政令で定める額を免除するものとする。

2 道府県は、前項に規定する各年度分の個人の道府県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第二十五条第一項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうち免税対象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が千五百頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合（その売却した肉用牛が全て免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）において、第四十五条の二第一項の規定による申告書にその肉用牛の売却に係る同法

の特例)

第六条 道府県は、昭和五十七年度から平成二十四年度までの各年度分の個人の道府県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第二十五条第一項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が二千頭以内である場合に限る。）において、第四十五条の二第一項の規定による申告書（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第四十五条の三第一項の確定申告書を含む。次項において同じ。）にその肉用牛の売却に係る同法第二十五条第一項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る道府県民税の所得割の額として政令で定める額を免除するものとする。

2 道府県は、前項に規定する各年度分の個人の道府県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第二十五条第一項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうち免税対象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が二千頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合（その売却した肉用牛がすべて免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）において、第四十五条の二第一項の規定による申告書にその肉用牛の売却に係る同法

第二十五条第二項第二号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る道府県民税の所得割の額は、第三十二条から第三十七条の三まで、附則第五条第一項、附則第五条の四第一項、附則第五条の四の二第一項及び附則第五条の五第一項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。

一 略

二 租税特別措置法第二十五条第二項第二号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第三十二条から第三十七条の三まで、附則第五条第一項、附則第五条の四第一項、附則第五条の四の二第一項及び附則第五条の五第一項の規定により計算した所得割の額に相当する金額

3 略

4 市町村は、昭和五十七年度から平成二十七年までの各年度分の個人の市町村民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第二十五条第一項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛が全て 同項に規定する免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が千五百頭以内である場合に限る。）において、第三百十七条の二第一項の規定による申告書（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第三百十七条の三第一項の確定申告書を含む。次項において同じ。）にその肉用牛の売却に係る同法第二十五条第一項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの

第二十五条第二項第二号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る道府県民税の所得割の額は、第三十二条から第三十七条の三まで、附則第五条第一項、附則第五条の四第一項、附則第五条の四の二第一項及び前条第一項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。

一 略

二 租税特別措置法第二十五条第二号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第三十二条から第三十七条の三まで、附則第五条第一項、附則第五条の四第一項、附則第五条の四の二第一項及び前条第一項の規定により計算した所得割の額に相当する金額

3 略

4 市町村は、昭和五十七年度から平成二十四年度までの各年度分の個人の市町村民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第二十五条第一項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛がすべて 同項に規定する免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が二千頭以内である場合に限る。）において、第三百十七条の二第一項の規定による申告書（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第三百十七条の三第一項の確定申告書を含む。次項において同じ。）にその肉用牛の売却に係る同法第二十五条第一項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの

申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市町村民税の所得割の額として政令で定める額を免除するものとする。

5 市町村は、前項に規定する各年度分の個人の市町村民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第二十五条第一項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうちに免税対象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が千五百頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合（その売却した肉用牛が全て免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）において、第三百七十七条の二第一項の規定による申告書にその肉用牛の売却に係る同法第二十五条第二項第二号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市町村民税の所得割の額は、第三百十三条から第三百十四条の三まで、第三百十四条の六から第三百十四条の八まで、附則第五条第三項、附則第五条の四第六項、附則第五条の四の二第五項及び附則第五条の五第二項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。

一 略

二 租税特別措置法第二十五条第二項第二号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第三百十三条から第三百十四条の三まで、第三百十四条の六から第三百十四条の八まで、附則第五条第三項、附則第五条の四第六項、附則第五条の四の二第五項及び附則第五条の五第二項の規定により計算

申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市町村民税の所得割の額として政令で定める額を免除するものとする。

5 市町村は、前項に規定する各年度分の個人の市町村民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第二十五条第一項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうちに免税対象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が二千頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合（その売却した肉用牛がすべて免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）において、第三百七十七条の二第一項の規定による申告書にその肉用牛の売却に係る同法第二十五条第二項第二号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市町村民税の所得割の額は、第三百十三条から第三百十四条の三まで、第三百十四条の六から第三百十四条の八まで、附則第五条第三項、附則第五条の四第六項、附則第五条の四の二第五項及び前条第二項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。

一 略

二 租税特別措置法第二十五条第二項第二号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第三百十三条から第三百十四条の三まで、第三百十四条の六から第三百十四条の八まで、附則第五条第三項、附則第五条の四第六項、附則第五条の四の二第五項及び前条第二項の規定により計算

した所得割の額に相当する金額

6 略

(法人の道府県民税及び市町村民税に係る特例)

第八条 略

2 略

3 当分の間、租税特別措置法第六十八条の九第六項に規定する中小連結親法人又は当該中小連結親法人との間に連結完全支配関係（法人税法第二条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係をいう。以下この条において同じ。）がある連結子法人（法人税法第二条第十二号の七の三に規定する連結子法人をいう。以下この条において同じ。）（以下この項及び第六項において「中小連結親法人等」という。）の各連結事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税にあつては、当該連結事業年度の連結法人税額（法人税法その他の法人税に関する法令の規定によつて計算した法人税額（法人税法第八十一条の二十二第一項の規定による申告書に係る法人税額に限る。）をいう。次項及び第六項において同じ。）に係る調整前個別帰属法人税額について租税特別措置法第六十八条の九第六項又は第七項の規定により控除された金額のうち当該中小連結親法人等に係る金額に相当する金額がある場合における第二十三条第一項第四号の三及び第二百九十二条第一項第四号の三の規定の適用については、これらの規定中「並びに租税特別措置法第六十八条の九、

とあるのは、「並びに租税特別措置法」とする。

した所得割の額に相当する金額

6 略

(法人の道府県民税及び市町村民税に係る特例)

第八条 略

2 略

3 当分の間、租税特別措置法第六十八条の九第六項に規定する中小連結親法人又は当該中小連結親法人との間に連結完全支配関係（法人税法第二条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係をいう。以下この条において同じ。）がある連結子法人（法人税法第二条第十二号の七の三に規定する連結子法人をいう。以下この条において同じ。）（以下この項において「中小連結親法人等」という。）の各連結事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税にあつては、当該連結事業年度の連結法人税額（法人税法その他の法人税に関する法令の規定によつて計算した法人税額（法人税法第八十一条の二十二第一項の規定による申告書に係る法人税額に限る。）をいう。次項 において同じ。）に係る調整前個別帰属法人税額について租税特別措置法第六十八条の九第六項又は第七項の規定により控除された金額のうち当該中小連結親法人等に係る金額に相当する金額がある場合における第二十三条第一項第四号の三及び第二百九十二条第一項第四号の三の規定の適用については、これらの規定中「及び租税特別措置法第六十八条の九の規定により控除された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額」

とあるのは、「の合計額」とする。

4 当分の間、租税特別措置法第六十八条の九第十一項に規定する連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（以下この項において「連結親法人等」という。）の各連結事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税にあつては、当該連結事業年度の連結法人税額に係る調整前個別帰属法人税額について同条第十一項の規定により加算された金額のうち当該連結親法人等に係る金額に相当する金額がある場合における第二十三条第一項第四号の三及び第四号の四並びに第二百九十二条第一項第四号の三及び第四号の四の規定の適用については、第二十三条第一項第四号の三及び第二百九十二条第一項第四号の三中「加算された金額」とあるのは「加算された金額（同法第六十八条の九第六項又は第七項の規定により控除された金額を除く。）」と、「同項」とあるのは「法人税法第八十一条の十八第一項」と、第二十三条第一項第四号の四及び第二百九十二条第一項第四号の四中「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の九第十一項の規定により加算された金額（同条第六項又は第七項の規定により控除された金額に限る。）」のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額、同法」とする。

5 租税特別措置法第四十二条の四第六項に規定する中小企業者等の平成二十三年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税に限り、当該事業年度の法人税額について同法第四十二条の十二第一項の規定により控除された金額がある場合における第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号の規定の適用については、これらの規定中「、第四十二条の十一（同条第一項、第六項及び第七項を除く。）」及び第四十二条の十二

4 当分の間、租税特別措置法第六十八条の九第十一項に規定する連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（以下この項において「連結親法人等」という。）の各連結事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税にあつては、当該連結事業年度の連結法人税額に係る調整前個別帰属法人税額について同条第十一項の規定により加算された金額のうち当該連結親法人等に係る金額に相当する金額がある場合における第二十三条第一項第四号の三及び第四号の四並びに第二百九十二条第一項第四号の三及び第四号の四の規定の適用については、第二十三条第一項第四号の三及び第二百九十二条第一項第四号の三中「加算された金額」とあるのは「加算された金額（同条第六項又は第七項の規定により控除された金額を除く。）」と、「同項」とあるのは「法人税法第八十一条の十八第一項」と、第二十三条第一項第四号の四及び第二百九十二条第一項第四号の四中「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の九第十一項の規定により加算された金額（同条第六項又は第七項の規定により控除された金額に限る。）」のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額、同法」とする。

とあるのは、「及び第四十二条の十一（同条第一項、第六項及び第七項を除く。）」とする。

6 中小連結親法人等の平成二十三年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税に限り、当該連結事業年度の連結法人税額に係る調整前個別帰属法人税額について租税特別措置法第六十八条の十五の二第一項の規定により控除された金額のうち当該中小連結親法人等に係る金額に相当する金額がある場合における第二十三条第一項第四号の三及び第二百九十二条第一項第四号の三の規定の適用については、これらの規定中「第六十八条の十五及び第六十八条の十五の二」とあるのは、「及び第六十八条の十五」とする。

7 略

（特定寄附信託に係る利子等に係る利子割の課税の特例）

第八条の三の二 当分の間、租税特別措置法第四条の五第五項の規定の適用を受ける同条第一項に規定する利子等については、同条第五項に規定する特定寄附信託の受託者が当該利子等を支払つたものとみなして、利子割に関する規定を適用する。

（事業税の課税標準等の特例）

第九条 略

2 2 7 略

8 電気供給業を行う法人が収入金額に対する事業税を課される他の電気

5 略

（事業税の課税標準等の特例）

第九条 略

2 2 7 略

8 電気供給業を行う法人が収入金額に対する事業税を課される他の電気

供給業を行う法人から電気事業法第二十四条の三第一項に規定する託送供給を受けて同法第二条第一項第七号に規定する特定規模需要に應ずる電気の供給を行う場合における第七十二条の十二第二号の各事業年度の収入金額は、平成十二年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、第七十二条の二十四の二第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した収入金額から当該特定規模需要に應ずる電気の供給に係る収入金額のうち政令で定めるものを控除した金額による。

9
略

10| 略
11| 略
12| 略
13| 前項の場合における会社に対する事業税の資本割の課税標準の算定については、各事業年度の資本金等の額（同項の規定により適用される第七十二条の二十一第五項又は第七十二条の二十二第一項若しくは第二項の規定により控除すべき金額があるときは、これらの金額を控除した後

供給業を行う法人から電気事業法第二十四条の三第一項に規定する託送供給を受けて同法第二条第一項第七号に規定する特定規模需要に應ずる電気の供給を行う場合における第七十二条の十二第二号の各事業年度の収入金額は、平成十二年四月一日から平成二十三年六月三十日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、第七十二条の二十四の二第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した収入金額から当該特定規模需要に應ずる電気の供給に係る収入金額のうち政令で定めるものを控除した金額による。

9
略

10| 保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者に係る第七十二条の十二第二号の各事業年度の収入金額は、平成十八年四月一日から平成二十三年六月三十日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、第七十二条の二十四の二第四項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した収入金額から、当該収入金額に二分の一の割合を乗じて得た金額を控除した金額による。

11| 略
12| 略
13| 略
14| 前項の場合における会社に対する事業税の資本割の課税標準の算定については、各事業年度の資本金等の額（同項の規定により適用される第七十二条の二十一第五項又は第七十二条の二十二第一項若しくは第二項の規定により控除すべき金額があるときは、これらの金額を控除した後

本金等の額に当該各号に定める割合を乗じて得た金額を控除するものとする。この場合における第七十二条の二十一第六項の規定の適用については、同項中「前項又は次条第一項若しくは第二項」とあるのは、「前項、次条第一項若しくは第二項又は附則第九条第十三項」とする。

14| 略

一〇五 略

(不動産取得税の非課税)

第十条 道府県は、預金保険法附則第七条第一項第一号に規定する協定銀行が、同項に規定する協定の定めにより同法附則第八条第一項第一号に規定する内閣総理大臣のあつせんを受けて行う同法附則第七条第一項に規定する破綻金融機関等の事業の譲受け又は同法附則第八条第一項第二号に規定する預金保険機構の委託（同法附則第十条第一項第一号及び第二号に掲げる場合に係るものに限る。）を受けて行う資産の買取りにより不動産を取得した場合には、当該あつせん又は当該委託の申出が平成十三年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間になされたときに限り、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

2 略

3 道府県は、保険業法附則第一条の二の三第一項第一号に規定する協定銀行が、同項に規定する協定の定めにより同法附則第一条の二の四第一項第一号に規定する保険契約者保護機構の委託を受けて行う同法第二百六十条第二項に規定する破綻保険会社、同法第二百七十条の三の六第一

本金等の額に当該各号に定める割合を乗じて得た金額を控除するものとする。この場合における第七十二条の二十一第六項の規定の適用については、同項中「前項又は次条第一項若しくは第二項」とあるのは、「前項、次条第一項若しくは第二項又は附則第九条第十四項」とする。

15| 略

一〇五 略

(不動産取得税の非課税)

第十条 道府県は、預金保険法附則第七条第一項第一号に規定する協定銀行が、同項に規定する協定の定めにより同法附則第八条第一項第一号に規定する内閣総理大臣のあつせんを受けて行う同法附則第七条第一項に規定する破綻金融機関等の事業の譲受け又は同法附則第八条第一項第二号に規定する預金保険機構の委託（同法附則第十条第一項第一号及び第二号に掲げる場合に係るものに限る。）を受けて行う資産の買取りにより不動産を取得した場合には、当該あつせん又は当該委託の申出が平成十三年四月一日から平成二十三年六月三十日までの間になされたときに限り、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

2 略

3 道府県は、保険業法附則第一条の二の三第一項第一号に規定する協定銀行が、同項に規定する協定の定めにより同法附則第一条の二の四第一項第一号に規定する保険契約者保護機構の委託を受けて行う同法第二百六十条第二項に規定する破綻保険会社、同法第二百七十条の三の六第一

項第一号に規定する協定承継保険会社又は同法第二百六十五条の二十八第二項第三号に規定する清算保険会社の資産の買取りにより不動産を取得した場合には、当該委託の申出が平成二十五年三月三十一日までになされたときに限り、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

4 道府県は、日本環境安全事業株式会社、日本環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）第一条第一項に規定する事業の用に供する不動産で政令で定めるものを取得した場合には、当該取得が平成二十六年三月三十一日までに行われたときに限り、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

5| 略
6| 略

（不動産取得税の課税標準の特例）

第十一条 農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画に基づき農業振興地域の整備に関する法律第八条第二

項第一号に規定する協定承継保険会社又は同法第二百六十五条の二十八第二項第三号に規定する清算保険会社の資産の買取りにより不動産を取得した場合には、当該委託の申出が平成二十三年六月三十日までになされたときに限り、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

4 道府県は、日本環境安全事業株式会社、日本環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）第一条第一項に規定する事業の用に供する不動産で政令で定めるものを取得した場合には、当該取得が平成二十三年六月三十日までにに行われたときに限り、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

6| 略
7| 略

（不動産取得税の課税標準の特例）

第十一条 農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画に基づき農業振興地域の整備に関する法律第八条第二

5| 道府県は、独立行政法人都市再生機構が、独立行政法人都市再生機構法附則第十二条第一項第一号又は第二号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものを取得した場合には、当該取得が平成二十一年四月一日から平成二十三年六月三十日までの間に行われたときに限り、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

項第一号に規定する農用地区域内にある土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十一年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで間に行われたときに限り、当該土地の価格の三分の一に相当する額（当該取得が他の土地との交換による取得である場合にあつては、当該三分の一に相当する額又は当該交換によつて失つた土地の固定資産課税台帳に登録された価格（当該交換によつて失つた土地の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合には、政令で定めるところにより、道府県知事が第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格）に相当する額のいずれか多い額）を価格から控除するものとする。

項第一号に規定する農用地区域内にある土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十一年四月一日から平成二十三年六月三十日まで間に行われたときに限り、当該土地の価格の三分の一に相当する額（当該取得が他の土地との交換による取得である場合にあつては、当該三分の一に相当する額又は当該交換によつて失つた土地の固定資産課税台帳に登録された価格（当該交換によつて失つた土地の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合には、政令で定めるところにより、道府県知事が第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格）に相当する額のいずれか多い額）を価格から控除するものとする。

2 | 道路交通法第三条に規定する大型自動二輪車（側車付きのものを除く

。）又は同条に規定する普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場（複数の階に設けられるもの又は地下に設けられるものに限る。）で同法第十二条の規定により届出がなされたもの（同法第四条第一項に規定する駐車場整備計画において同条第二項第五号に掲げる事業として定められた事業に係るもので当該計画に従つて整備されるものに限る。）のうち中心市街地の活性化に関する法律第十七条第一項の規定に基づき同項に規定する路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要が定められたもの（駐車場法第二十条第一項若しくは第二項又は第二十条の二第一項の規定に基づく条例で定めるところにより設置されるものを除く。）の用に供する家屋を取得した場合における当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成十九年四月一日から平成

2| 略

3| 資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社（同法第四条第一項の規定による届出を行ったものに限る。）で政令で定めるものが同法第二条第四項に規定する資産流動化計画に基づき同条第一項に規定する特定資産のうち不動産（宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）の宅地又は建物をいう。以下この項において同じ。）で政令で定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号。以下「平成二十三年改正法」という。）の施行の日の翌日から平成二十五年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の五分の三に相当する額を価格から控除するものとする。

3| 略

二十三年六月三十日までの間に行われたときに限り、当該家屋のうち当該路外駐車場の用に供する部分の価格の六分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

4| 資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社（同法第四条第一項の規定による届出を行ったものに限る。）で政令で定めるものが同法第二条第四項に規定する資産流動化計画に基づき同条第一項に規定する特定資産のうち不動産（宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）の宅地又は建物をいう。以下この項において同じ。）で政令で定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成十三年四月一日から平成二十三年六月三十日まで

の間に
行われたときに限り、当該不動産の価格の三分の二に相当する額を価格から控除するものとする。

5| 河川法第五十八条の二第二項に規定する河川立体区域に係る同条第一項の河川管理施設の整備に係る事業の用に供するために使用された土地の上に建築されていた家屋（以下この項において「従前の家屋」という。）について移転補償金を受けた者が、同条第二項の規定により当該河川立体区域の公示があつた日から二年以内に、当該土地の上に従前の家屋に代わるものと道府県知事が認める家屋を取得した場合においては、当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定について

は、当該取得が平成二十三年六月三十日までに行われたときに限り、従前の家屋の固定資産課税台帳に登録された価格（従前の家屋の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合にあつては、政令で定めるところにより、道府県知事が第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格）に相当する額を価格から控除するものとする。

6| 民間都市開発の推進に関する特別措置法第十四条の六に規定する認定計画に記載された同法第十四条の二第五項第四号の交換により同項第三号に規定する隣接土地の所有者が同条第三項に規定する事業用地の区域外の土地で同法第十四条の五第一項に規定する認定事業者が所有するもの（首都圏整備法第二条第三項に規定する既成市街地、近畿圏整備法第二条第三項に規定する既成都市区域又は中部圏開発整備法第二条第三項に規定する都市整備区域の区域内にあるものを除く。以下この項において「特定土地」という。）を取得した場合における当該特定土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成十九年四月一日から平成二十三年六月三十日までの間に行われたときに限り、当該特定土地の価格の十分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

7| 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十九条第二項の規定による認定（同条第三項の規定による認定を含む。）を受けた同法第二十八条第一項に規定する公共交通特定事業計画に従つて実施される同法第二条第二十三号に規定する公共交通特定事業（同号イ又はロに掲げるもので既設の鉄道（鉄道事業法第二条第六項に規定する専用鉄道を除く。）又は軌道の駅又は停留場に係る改良工事を行うものに限

る。)で政令で定めるものにより、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第四号イに規定する鉄道事業者若しくは同号ロに規定する軌道経営者又はこれらの者に当該公共交通特定事業により整備される施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものが停車場建物その他の家屋で政令で定めるものを取得した場合における当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十三年六月三十日までに行われたときに限り、当該家屋の価格の六分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

4| 投資信託及び投資法人に関する法律第三条に規定する信託会社等が、同法第二条第三項に規定する投資信託で政令で定めるものの引受けにより、同法第四条第一項又は第四十九条第一項に規定する投資信託約款に従い同法第二条第一項に規定する特定資産(次項において「特定資産」という。)のうち不動産(宅地建物取引業法の宅地又は建物をいう。以下この項及び次項において同じ。)で政令で定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十三年改正法の施行の日の翌日から平成二十五年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の五分の三に相当する額を価格から控除するものとする。

5| 投資信託及び投資法人に関する法律第十二項に規定する投資法人(同法第八十七条の登録を受けたものに限る。)で政令で定めるものが、同法第六十七条第一項に規定する規約に従い特定資産のうち不動産で政令で定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二

8| 投資信託及び投資法人に関する法律第三条に規定する信託会社等が、同法第二条第三項に規定する投資信託で政令で定めるものの引受けにより、同法第四条第一項又は第四十九条第一項に規定する投資信託約款に従い同法第二条第一項に規定する特定資産(次項において「特定資産」という。)のうち不動産(宅地建物取引業法の宅地又は建物をいう。以下この項及び次項において同じ。)で政令で定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十三年六月三十日までに

行われたときに限り、当該不動産の価格の三分の二に相当する額を価格から控除するものとする。

9| 投資信託及び投資法人に関する法律第十二項に規定する投資法人(同法第八十七条の登録を受けたものに限る。)で政令で定めるものが、同法第六十七条第一項に規定する規約に従い特定資産のうち不動産で政令で定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二

十三年改正法の施行の日の翌日から平成二十五年三月三十一日までの間
に行われたときに限り、当該不動産の価格の五分の三に相当する額を価
格から控除するものとする。

6| 略

7| 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二十三条に規定
する認定事業者が同法第二十四条第一項に規定する認定計画に基づき当
該認定計画に係る事業区域の区域内において同法第二十五条に規定する
認定事業の用に供する不動産を取得した場合における当該不動産の取得
に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が
都市再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十四
号）の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間に行われたとき
に限り、当該不動産の価格の五分の一（当該取得が都市再生特別措置法
第二条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域の区域内において行
われた場合にあつては、当該不動産の価格の二分の一）に相当する額を
価格から控除するものとする。

8| 略

十三年六月三十日まで
に行われたときに限り、当該不動産の価格の三分の二に相当する額を価
格から控除するものとする。

10| 略

11| 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二十三条に規定
する認定事業者が同法第二十四条第一項に規定する認定計画に基づき当
該認定計画に係る事業区域の区域内において同法第二十五条に規定する
認定事業の用に供する不動産を取得した場合における当該不動産の取得
に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が
平成二十三年六月三十日まで
に行われたとき
に限り、当該不動産の価格の五分の一
に相当する額を
価格から控除するものとする。

12| 略

13| 農業経営基盤強化促進法第四条第三項第一号イに規定する農地所有者
代理事業により農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に
規定する農用地区域内にある土地を取得した場合における当該土地の取
得（第一項の規定の適用を受ける土地の取得を除く。）に対して課する
不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十三年六
月三十日までに行われたときに限り、当該土地の価格の三分の一に相当
する額（当該取得が他の土地との交換による取得である場合にあつては

、当該三分の一に相当する額又は当該交換によつて失つた土地の固定資産課税台帳に登録された価格（当該交換によつて失つた土地の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合には、政令で定めるところにより、道府県知事が第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格）に相当する額のいずれか多い額）を価格から控除するものとする。

14| 放送法第二条第三号の三に規定する一般放送事業者が高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（平成十一年法律第六十三号）第五条第三項に規定する認定計画に従つて実施する同法第二条第三項に規定する高度テレビジョン放送施設整備事業により同条第二項に規定する高度テレビジョン放送施設の用に供する家屋で政令で定めるものを取得した場合における当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十三年六月三十日までに行われたときに限り、当該家屋の価格の四分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

15| 都市再生特別措置法第六十五条に規定する認定整備事業者が同法第六十六条第一項に規定する認定整備事業計画に基づき当該認定整備事業計画に係る整備事業区域（その面積が政令で定める規模以上のものに限る。）の区域内において同法第六十七条に規定する認定整備事業で政令で定めるものの用に供する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十三年六月三十日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の五分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

16 都市再生特別措置法第六十六条第一項に規定する認定整備事業計画に係る整備事業区域（その面積が政令で定める規模以上のものに限る。以下この項において同じ。）の区域内にある不動産の所有者が、当該不動産を当該認定整備事業計画に基づき同法第六十五条に規定する認定整備事業者又は独立行政法人都市再生機構に譲渡し、同法第六十七条に規定する認定整備事業で政令で定めるものにより当該整備事業区域の区域内に建築された建築物の一部（その建築物の共用部分の共有持分を含む。）及びその建築物の存する土地の共有持分（以下この項において「建築物の一部等」という。）を取得した場合における当該建築物の一部等の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十二年四月一日から平成二十三年六月三十日までの間に行われたときに限り、当該建築物の一部等の価格の五分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

17 農業経営基盤強化促進法第二十三条第四項に規定する特定農業法人が農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域内にある土地で農地法第三十五条第二項の規定による協議又は同法第三十六条第二項の規定による調停に係るものを取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）の施行の日から平成二十三年六月三十日までの間に行われたときに限り、当該土地の価格の三分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

18 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第七条第一項

9| 略

10| 都市再生特別措置法第二条第三項に規定する都市再生緊急整備地域又は同法第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画の区域内において中高層耐火建築物（主要構造部を耐火構造とした建築物又は建築基準法第二条第九号の三イ若しくはロのいずれかに該当する建築物で、地上階数（政令で定めるところにより計算した地上階数をいう。）三以上を有するものをいう。）である住宅以外の用途で政令で定めるものに供する家屋（当該家屋の敷地の用に供する土地の面積が五百平方メートル以上であるものに限る。）が新築された場合における当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、第三項から第五項まで又は第七項の規定の適用がある場合を除き、当該取得が平成二十二年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該家屋の価格の十分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

11| 略
12| 略

19| 略

20| 都市再生特別措置法第二条第三項に規定する都市再生緊急整備地域又は同法第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画の区域内において中高層耐火建築物（主要構造部を耐火構造とした建築物又は建築基準法第二条第九号の三イ若しくはロのいずれかに該当する建築物で、地上階数（政令で定めるところにより計算した地上階数をいう。）三以上を有するものをいう。）である住宅以外の用途で政令で定めるものに供する家屋（当該家屋の敷地の用に供する土地の面積が五百平方メートル以上であるものに限る。）が新築された場合における当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、第四項、第八項、第九項、第十一項、第十五項又は第十六項の規定の適用がある場合を除き、当該取得が平成二十二年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該家屋の価格の十分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

21| 略
22| 略

13] 公益社団法人又は公益財団法人が文化財保護法第七十一条第一項に規定する重要無形文化財の公演のための施設で政令で定めるものの用に供する不動産で政令で定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十五年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

14] 農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項に規定する農業近代化資金で政令で定めるもの若しくは漁業近代化資金融通法（昭和四十四年法律第五十二号）第二条第三項に規定する漁業近代化資金で政令で定めるものの貸付け又は株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第一第八号若しくは第九号の下欄に掲げる資金の貸付け若しくは食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）第十条第一項若しくは沖繩振興開発金融公庫法第十九条第一項第四号の規定に基づく資金の貸付けを受け、農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用に供する施設で政令で定めるものを取得した場合における当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十五年三月三十一日までに行われたときに限り、価格に当該施設の取得価額に対する当該貸付けを受けた額の割合を乗じて得た額を価格から控除するものとする。

15] 土地改良法第五十三条の三の二第二項（同法第八十九条の二第三項、第九十六条又は第九十六条の四において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する同法第五十三条の三第二項に規定する土地を取得

23] 公益社団法人又は公益財団法人が文化財保護法第七十一条第一項に規定する重要無形文化財の公演のための施設で政令で定めるものの用に供する不動産で政令で定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十三年六月三十日 までに行われたときに限り、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

することが適当と認める者が、同法第五十三条の三の二第一項（同法第八十九条の二第三項、第九十六条又は第九十六条の四において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により換地計画において定められた換地であつて、同法第五十三条の三の二第一項第一号に掲げる土地として定められたものを取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十五年三月三十一日までに行われたときに限り、当該土地の価格の三分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

16) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で政令で定めるものの新築を平成二十五年三月三十一日までにした場合における第七十三条の十四第一項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で政令で定めるものの新築」と、「含むものとし、政令で定めるものに限る」とあるのは「含む」と、「一戸につき千二百万円（共同住宅、寄宿舎その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅（以下「共同住宅等」という。）にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で政令で定めるものにつき千二百万円）」とあるのは「当該取得が平成二十五年三月三十一日までに行われ

たときに限り、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で政令で定めるものにつき千二百万円」とする。

(住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)

第十一条の二 略

2 前項に規定する住宅又は土地の取得が第七十三条の二十四第一項若しくは第二項、第七十三条の二十七の二第一項又は附則第十一条の四第一項若しくは第三項の規定に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「税率」とあるのは、「当該税額の算定に用いられた税率」とする。

(不動産取得税の減額等)

第十一条の四 道府県は、心身障害者を多数雇用するものとして政令で定

める事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律第四十九条第一項第六号の助成金その他これに類するものとして総務省令で定めるものの支給を受けて、当該事業所の事業の用に供する施設で政令で定めるものを取得した場合において、その者が当該施設の取得の日から引き続き三年以上当該施設を当該事業所の事業の用に供したときは、当該施設の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成二十三年改正法の施行の日の翌日から平成二十五年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該税額から価格の十分の一に相当する額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

2 略

(住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)

第十一条の二 略

2 前項に規定する住宅又は土地の取得が第七十三条の二十四第一項若しくは第二項、第七十三条の二十七の二第一項又は附則第十一条の四第一項、第三項若しくは第五項の規定に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「税率」とあるのは、「当該税額の算定に用いられた税率」とする。

(不動産取得税の減額等)

第十一条の四 道府県は、心身障害者を多数雇用するものとして政令で定

める事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律第四十九条第一項第六号の助成金
の支給を受けて、当該事業所の事業の用に供する施設で政令で定めるものを取得した場合において、その者が当該施設の取得の日から引き続き三年以上当該施設を当該事業所の事業の用に供したときは、当該施設の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成元年四月一日から平成二十三年六月三十日まで
の間に行われたときに限り、当該税額から価格の十分の一に相当する額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

2 略

3

道府県は、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第百二十六号）第二条第一項に規定する入会権者又は同条第三項に規定する旧慣使用权者が同法第十二条又は第二十三条第一項の規定により政令で定める土地を取得した場合において、これらの者が当該取得の日から引き続き三年以上当該土地について当該土地に係る同法第十一条第三項の規定による公告があつた入会林野整備計画又は同法第二十二條第四項の規定による公告があつた旧慣使用权林野整備計画に適合する利用をしたときは、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が昭和六十二年四月一日から平成二十三年六月三十日までの間に行われたときに限り、当該税額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

一 当該土地の取得が入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律第十二条の規定による土地の取得である場合 当該土地に係る同法第十一条第三項の規定による公告があつた入会林野整備計画において定められた同法第二条第二項の入会林野整備の対象となつた土地の固定資産課税台帳に登録された価格（当該入会林野整備の対象となつた土地の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合には、政令で定めるところにより、道府県知事が第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格）に当該土地を取得した者の当該入会林野整備の対象となつた土地に係る同法第十二条の規定により消滅した入会権に基づく入会林野の使用又は収益の状況に対応する割合として政令で定める割合を乗じて得た額

二 当該土地の取得が入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律第二十三条第一項の規定による土地の取得である場合 当該土地に係る同法第二十二條第四項の規定による公告があつた旧慣使用林野整備計画において定められた同法第二條第四項の旧慣使用林野整備の対象となつた土地の固定資産課税台帳に登録された価格（当該旧慣使用林野整備の対象となつた土地の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合には、政令で定めるところにより、道府県知事が第三百八十八條第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格）に当該土地を取得した者の当該旧慣使用林野整備の対象となつた土地に係る同法第二十三條第一項の規定により消滅した旧慣使用権に基づく旧慣使用林野の使用又は収益の状況に対応する割合として政令で定める割合を乗じて得た額

4 第七十三條の二十五から第七十三條の二十七までの規定は、前項に規定する土地の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。この場合において、第七十三條の二十五第一項中「前條第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「附則第十一条の四第三項」と、「同條第一項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から二年以内、同條第二項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年以内」とあるのは「当該取得の日から三年以内」と、「これら」とあるのは「同項」と、第七十三條の二十六第一項中「第七十三條の二十四第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「附則第十一条の四第三項」と、第七十三條の二十七第一項

3 道府県は、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（

平成十一年法律第三百一十一号）第三十九条の第三項に規定する認定中小企業承継事業再生計画（当該計画に係る同法第三十九条の第二項の規定による認定（同法第三十九条の第三項の規定による変更の認定を含む。以下この項において同じ。）が平成二十三年改正法の施行の日の翌日から平成二十四年三月三十一日まで

間にされたものに限る。）に従つて事業の譲

渡又は 資産の譲渡（当該計画に従つて行われる事業の譲渡と一体のものとして行われる資産の譲渡又は当該計画に従つて行われる他の資産の譲渡と併せて一の事業の譲渡とみなすことができる資産の譲渡として総務省令で定めるものに限る。）を受けた同

法第三十九条の第三項に規定する認定中小企業承継事業再生事業者

が、当該譲渡に係る不動産で政

令で定めるものを取得し、かつ、当該不動産の取得の日から引き続き三年以上当該不動産を政令で定めるところにより当該計画に係る事業の用に供したときは、当該不動産の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が当該計画に係る同法第三十九条の第二項の規定による認定の日から一年以内に行われたときに限り、当該税額から価格の六

中「第七十三条の二十四第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「附則第十一条の第四第三項」と、「これら」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

5 道府県は、次の表の上欄に掲げる計画

（当該計画に係る同表の中欄に掲げる認定

が我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十九号）の施行の日から平成二十三年六月三十日までの間にされたものに限る。以下この項において同じ。）に従つて事業の譲渡若しくは資産の譲渡（当該計画に従つて行われる事業の譲渡と一体のものとして行われる資産の譲渡又は当該計画に従つて行われる他の資産の譲渡と併せて一の事業の譲渡とみなすことができる資産の譲渡として総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）を受けた同表の下欄に掲げる者又は同表の上欄に掲げる計画（同表第二号及び第五号の上欄に掲げる計画を除く。）に従つて同表の下欄に掲げる者から事業の譲渡若しくは資産の譲渡を受けた者が、当該譲渡に係る不動産で政令で定めるものを取得し、かつ、当該不動産の取得の日から引き続き三年以上当該不動産を政令で定めるところにより当該計画に係る事業の用に供したときは、当該不動産の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得がそれぞれ同表の中欄に掲げる

認定の日から一年以内に行われたときに限り、当該税額から価格の六

分の一に相当する額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

分の一に相当する額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

<p>一 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号。以下この表において「特別措置法」という。）第六條第二項に規定する認定事業再構築計画</p>	<p>特別措置法第五條第一項の規定による認定（特別措置法第六條第一項の規定による変更の認定を含む。）</p>	<p>特別措置法第六條第一項に規定する認定事業再構築事業者</p>
<p>二 特別措置法第八條第二項に規定する認定経営資源再活用計画</p>	<p>特別措置法第七條第一項の規定による認定（特別措置法第八條第一項の規定による変更の認定を含む。）</p>	<p>特別措置法第八條第一項に規定する認定経営資源再活用事業者</p>
<p>三 特別措置法第十條第二項に規定する認定経営資源融合計画</p>	<p>特別措置法第九條第一項の規定による認定（特別措置法第十條第一項の規定による変更の</p>	<p>特別措置法第十條第一項に規定する認定経営資源融合事業者</p>

4| 第七十三条の二十五から第七十三条の二十七までの規定は、前項に規定する不動産の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。この場合において、第七十三条の二十五第一項中「、土地の取得」とあるのは、「附則第十一条の四第三項に規定する不動産（以下この条及び第七十三条の二十七において「不動産」という。）の取得」と、「当該土地」とあるのは「当該不動産」と、「前条第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「同項」と、「同条第一項第一号の規

6| 第七十三条の二十五から第七十三条の二十七までの規定は、前項に規定する不動産の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。この場合において、第七十三条の二十五第一項中「、土地の取得」とあるのは、「附則第十一条の四第五項に規定する不動産（以下この条及び第七十三条の二十七において「不動産」という。）の取得」と、「当該土地」とあるのは「当該不動産」と、「前条第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「同項」と、「同条第一項第一号の規

<p>四 特別措置法第十二条第二項に規定する認定資源生産性革新計画</p>	<p>認定を含む。） 特別措置法第十一条第一項の規定による認定 （特別措置法第十二条第一項の規定による変更の認定を含む。）</p>	<p>特別措置法第十二条第一項に規定する認定資源生産性革新事業者</p>
<p>五 特別措置法第三十九条の三第三項に規定する認定中小企業承継事業再生計画</p>	<p>特別措置法第三十九条の二第一項の規定による認定（特別措置法第三十九条の三第一項の規定による変更の認定を含む。）</p>	<p>特別措置法第三十九条の三第一項に規定する認定中小企業承継事業再生事業者</p>

定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から二年以内、同条第二項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年以内」とあるのは「当該取得の日から三年以内」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第二項中「土地」とあるのは「不動産」と、第七十三條の二十六第一項中「第七十三條の二十四第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「附則第十一条の四第三項」と、第七十三條の二十七第一項中「土地」とあるのは「不動産」と、「第七十三條の二十四第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「附則第十一条の四第三項」と、「これら」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

5 | 高齢者の居住の安定確保に関する法律第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で政令で定めるものの用に供する土地の取得を平成二十五年三月三十一日までにした場合における第七十三條の二十四第一項の規定の適用については、同項中「については」とあるのは「については、当該取得が平成二十五年三月三十一日までに行われたときに限り」と、「住宅（政令で定める住宅に限る。以下この項及び次項において「特例適用住宅」という。）一戸について（共同住宅等にあつては、居住の用に供するたために独立的に区画された一の部分で政令で定めるものについて）」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居と

定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から二年以内、同条第二項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年以内」とあるのは「当該取得の日から三年以内」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第二項中「土地」とあるのは「不動産」と、第七十三條の二十六第一項中「第七十三條の二十四第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「附則第十一条の四第五項」と、第七十三條の二十七第一項中「土地」とあるのは「不動産」と、「第七十三條の二十四第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「附則第十一条の四第五項」と、「これら」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

して貸家の用に供される家屋をいう。)で政令で定めるもの(以下この項において「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。)の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で政令で定めるものについて」と、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。

(宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)

第十一条の五 略

2 略

3 平成十八年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間において、第七十三条の十四第六項に規定する被収用不動産等を収用され若しくは譲渡した場合、同条第八項に規定する従前の不動産について受けた同項各号に掲げる清算金若しくは補償金に同じ当該各号に定める日がある場合、同条第九項に規定する交換分合によつて失つた土地に係る交換分合計画の公告があつた場合、第七十三条の二十七の二第一項に規定する被収用不動産等を収用され若しくは譲渡した場合又は附則第十一条第一項に規定する交換によつて土地が失われた場合

において、これらの規定に規

定する固定資産課税台帳に登録された価格(当該価格が登録されていない場合にあつては、道府県知事が第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格)中に第一項に規定する宅地評価土地の価格

(宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)

第十一条の五 略

2 略

3 平成十八年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間において、第七十三条の十四第八項に規定する被収用不動産等を収用され若しくは譲渡した場合、同条第十項に規定する従前の不動産について受けた同項各号に掲げる清算金若しくは補償金に同じ当該各号に定める日がある場合、同条第十二項に規定する交換分合によつて失つた土地に係る交換分合計画の公告があつた場合、第七十三条の二十七の二第一項に規定する被収用不動産等を収用され若しくは譲渡した場合、附則第十一条第一項若しくは第十三項に規定する交換によつて土地が失われた場合、前条第三項第一号に規定する入会林野整備の対象となつた土地に係る入会権が消滅した場合又は同項第二号に規定する旧慣使用林野整備の対象となつた土地に係る旧慣使用権が消滅した場合において、これらの規定に規

定する固定資産課税台帳に登録された価格(当該価格が登録されていない場合にあつては、道府県知事が第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格)中に第一項に規定する宅地評価土地の価格

があるときににおける第七十三条の第十四第六項、第八項若しくは第九項、第七十三条の二十七の二第二項又は附則第十一条第一項

の規定の適用については、これらの規定中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」とする。

(不動産の価格の決定の特例)

第十一条の六 第七十三条の第十四第六項、第八項若しくは第九項、第七十三条の二十一第二項、第七十三条の二十七の二第二項又は附則第十一条第一項

の規定により道府県知事が不動産の価格を決定する場合において、当該不動産が附則第十七条の二第一項又は第二項の規定の適用を受ける土地であるときにおける第七十三条の第十四第六項、第八項若しくは第九項、第七十三条の二十一第二項、第七十三条の二十七の二第二項、附則第十一条第一項

又は前条第三項の規定の適用については、これらの規定中「第三百八十八条第一項の固定資産評価基準」とあるのは、「第三百八十八条第一項の固定資産評価基準及び附則第十七条の二第一項の修正基準」と読み替えるものとする。

があるときににおける第七十三条の第十四第八項、第十項若しくは第十二項、第七十三条の二十七の二第二項、附則第十一条第一項若しくは第十三項又は前条第三項の規定の適用については、これらの規定中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」とする。

(不動産の価格の決定の特例)

第十一条の六 第七十三条の第十四第八項、第十項若しくは第十二項、第七十三条の二十一第二項、第七十三条の二十七の二第二項、附則第十一条第一項若しくは第十三項又は附則第十一条の四第三項の規定により道府

県知事が不動産の価格を決定する場合において、当該不動産が附則第十七条の二第一項又は第二項の規定の適用を受ける土地であるときにおける第七十三条の第十四第八項、第十項若しくは第十二項、第七十三条の二十一第二項、第七十三条の二十七の二第二項、附則第十一条第一項若しくは第十三項、附則第十一条の四第三項又は前条第三項の規定の適用については、これらの規定中「第三百八十八条第一項の固定資産評価基準」とあるのは、「第三百八十八条第一項の固定資産評価基準及び附則第十七条の二第一項の修正基準」と読み替えるものとする。

(不動産取得税の徴収猶予)

第十二条 略

2 4 略

(不動産取得税の徴収猶予)

第十二条 略

2 4 略

5 | 所得税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第二十一号)附則第五十五条第三項に規定する受贈者に係る前各項の規定の適用については、第一項中「租税特別措置法」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第二十一号)附則第五十五条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法(以下この条において「旧租税特別措置法」という。)」と、「から第十七項まで、第二十一項及び第二十二項」とあるのは、「第十六項及び第二十項並びに所得税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第二十一号)附則第五十五条第三項から第十六項まで」と、第二項中「前項」とあるのは「第五項の規定により読み替えて適用される前項」と、「租税特別措置法」とあるのは「旧租税特別措置法」と、「第十八項、第十九項、第二十三項、第二十六項から第三十項まで、第三十一項第二号及び第三十四項、第七十条の八第一項及び第二項」とあるのは「第十七項、第十八項、第二十二項から第二十五項まで、第二十六項第二号、第二十九項及び第三十項、第七十条の七第一項及び第二項」と、第三項中「第一項の規定」とあるのは「第五項の規定により読み替えて適用される第一項の規定」と、「租税特別措置法」とあるのは「旧租税特別措置法」と、「第十七項第二号、第十九項又は第二十二項第一号若しくは第五号」とあるのは「第十六項第二号若しくは第十八項又は所得税法等の

(自動車取得税の非課税)

第十二条の二 道府県は

、道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が、地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものとして道府県の条例で定めるものの運行の用に供する一般乗合用のバス

を取得した場合においては、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第百十三条第一項の規定にかかわらず、当該自動車の取得に対しては、自動車取得税を課することができない。

2
略

(固定資産税等の非課税)

第十四条 略

一部を改正する法律(平成十七年法律第二十一号)附則第五十五条第四項、第六項若しくは第十二項」と、「前項」とあるのは「第五項の規定により読み替えて適用される前項」と、「同条第二十九項若しくは第三十項」とあるのは「旧租税特別措置法第七十条の四第二十四項若しくは第二十五項」と、「同条第五項」とあるのは「旧租税特別措置法第七十条の四第五項」と、前項中「前三項」とあるのは「次項の規定により読み替えて適用される前三項」と、「第一項」とあるのは「次項の規定により読み替えて適用される第一項」とする。

(自動車取得税の非課税)

第十二条の二 道府県は、国の行政機関の作成した計画に基づく政府

の補助を受けて、道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が、地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているもの

の運行の用に供する一般乗合用のバスとして総務省令で定めるものを取得した場合においては、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第百十三条第一項の規定にかかわらず、当該自動車の取得に対しては、自動車取得税を課することができない。

2
略

(固定資産税等の非課税)

第十四条 略

2 略

3 市町村は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が都市計画法第五条の規定により指定された都市計画区域のうち政令で定める市街地の区域又は政令で定める公共の用に供する飛行場の区域及びその周辺の区域で政令で定めるものにおいて都市鉄道等利便増進法（平成十七年法律第四十一号）第二条第六号に規定する都市鉄道利便増進事業により同法の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間に整備し、かつ、直接鉄道事業又は軌道経営の用に供するトンネルに対しては、第三百四十二条の規定にかかわらず、固定資産税を課することができない。

4 及び 5 略

（固定資産税等の課税標準の特例）

第十五条 平成二十三年改正法の施行の日の翌日から平成二十五年三月三十一日までの間に、倉庫業法第七条第一項に規定する倉庫業者（同項に規定する倉庫業者に利用させるための倉庫を建設することを目的として設立された法人で政令で定めるものを含む。）が新設し、又は増設した流通機能の高度化に寄与する倉庫として政令で定めるもの（増設した倉庫にあつては、当該増設部分とする。以下この項において「特定倉庫」という。）又はこれらの特定倉庫に附属する機械設備で政令で定めるもの（以下この項において「附属機械設備」という。）

2 略

3 市町村は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が都市計画法第五条の規定により指定された都市計画区域のうち政令で定める市街地の区域又は政令で定める公共の用に供する飛行場の区域及びその周辺の区域で政令で定めるものにおいて都市鉄道等利便増進法（平成十七年法律第四十一号）第二条第六号に規定する都市鉄道利便増進事業により同法の施行の日から平成二十三年六月三十日までの間に整備し、かつ、直接鉄道事業又は軌道経営の用に供するトンネルに対しては、第三百四十二条の規定にかかわらず、固定資産税を課することができない。

4 及び 5 略

（固定資産税等の課税標準の特例）

第十五条 平成二十一年四月一日から平成二十三年六月三十日まで
の間に、倉庫業法第七条第一項に規定する倉庫業者（同項に規定する倉庫業者に利用させるための倉庫を建設することを目的として設立された法人で政令で定めるものを含む。）が新設し、又は増設した流通機能の高度化に寄与する倉庫として政令で定めるもの（増設した倉庫にあつては、当該増設部分とする。以下この項において「特定倉庫」という。）又はこれらの特定倉庫に附属する機械設備で政令で定めるもの（以下この項において「附属機械設備」という。）及び港湾運送事業法第九条第一項に規定する港湾運送事業者（同法第三条第一号に掲げる一般港湾運送事業の許可を受けた者に限るものとし、当該許可を受けた者に利用させるための上屋を建設することを目的として設立された法人

にして課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、これらに対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、特定倉庫にあつては当該特定倉庫に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とし、附属機械設備にあつては当該附属機械設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三の額

とする。

2 公共の危害防止のために設置された次に掲げる施設又は設備（既存の当該施設又は設備に代えて設置するものとして政令で定めるものを除く。）のうち、平成二十二年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二又は第三百四十九条の三第三項、第四項若しくは第十八項の規定にかかわらず、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一（当該償却資産のうち、第三号に掲げるものにあつては当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一、第五号に掲げるものにあつては当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三）の額とする。

一〇五 略

で政令で定めるものを含む。）が新設し、又は増設した流通機能の高度化に寄与する上屋として政令で定めるもの（増設した上屋にあつては、当該増設部分とする。以下この項において「特定上屋」という。）に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、これらに対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、特定倉庫にあつては当該特定倉庫に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とし、附属機械設備にあつては当該附属機械設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三の額とし、特定上屋にあつては当該特定上屋に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の八分の七の額とする。

2 公共の危害防止のために設置された次に掲げる施設又は設備（既存の当該施設又は設備に代えて設置するものとして政令で定めるものを除く。）のうち、平成二十二年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二又は第三百四十九条の三第三項、第四項若しくは第十七項の規定にかかわらず、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一（当該償却資産のうち、第三号に掲げるものにあつては当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一、第五号に掲げるものにあつては当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三）の額とする。

一〇五 略

3 略

4 平成二十二年度又は平成二十三年度において新たに固定資産税が課されることとなる航空機（第三百四十九条の三第八項又は第九項の規定の適用を受けるもの及び専ら遊覧の用に供するものを除く。）で総務省令で定めるもののうち、航空法第百条の許可を受けた者が運航するものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該航空機に対して課する固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該航空機に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二（当該航空機のうち地方的な航空運送の用に供する航空機として総務省令で定めるものにあつては、当該航空機に対して課する固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該航空機に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の五分の二）の額とする。

3 略

4 平成二十二年度又は平成二十三年度において新たに固定資産税が課されることとなる航空機（第三百四十九条の三第七項又は第八項の規定の適用を受けるもの及び専ら遊覧の用に供するものを除く。）で総務省令で定めるもののうち、航空法第百条の許可を受けた者が運航するものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該航空機に対して課する固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該航空機に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二（当該航空機のうち地方的な航空運送の用に供する航空機として総務省令で定めるものにあつては、当該航空機に対して課する固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該航空機に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の五分の二）の額とする。

5 | 道路交通法第三条に規定する大型自動二輪車（側車付きのものを除く

。）、又は同条に規定する普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場（複数の階に設けられるもの又は地下に設けられるものに限る。）で同法第十二条の規定により届出がなされたもの（同法第四条第一項に規定する駐車場整備計画において同条第二項第五号に掲げる事業として定められた事業に係るもので当該計画に従つて整備されるものに限る。）のうち中心市街地の活性化に関する法律第十七条第一項の規定に基づき同項に規定する路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要が定められたもの（駐車場法第二十条第一項若しくは第二項又は第二十条の二第一項の規定に基づ

く条例で定めるところにより設置されるものを除く。)であつて、平成十九年四月一日から平成二十三年六月三十日までの間に設置されたものの用に供する家屋に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の規定にかかわらず、当該家屋に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の八分の七の額とする。

6 都市緑地法第六十三条に規定する認定計画に従つて整備された同法第三十四条第二項に規定する緑化施設(同法第三十五条の規定又は同法第三十九条第二項に規定する地区計画等緑化率条例の規定による規制の対象となる建築物(以下この項において「特定建築物」という。))の緑化施設でこれらの規定による緑化率の規制の最低限度以下の部分として政令で定めるものを除く。)で政令で定めるもの(以下この項において「特定緑化施設」という。)のうち、平成十七年四月一日から平成二十三年六月三十日までの間に新設されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該特定緑化施設に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該特定緑化施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一(特定建築物の特定緑化施設にあつては、当該特定緑化施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一)の額とする。

7 鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者若しくは軌道法第四条に規定する軌道経営者又はこれらの者に鉄道施設若しくは軌道施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものが、政府の補助で総務省令で定める

5| 心身障害者を多数雇用するものとして政令で定める事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律第四十九条第一項第六号の助成金その他これに類するものとして総務省令で定めるものの支給を受けて平成二十三年改正法の施行の日の翌日から平成二十五年三月三十一日までの間に取得した当該事業所の事業の用に供する家屋で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の規定にかかわらず、当該家屋に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から五年度分の固定資産税に限り、当該家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の五の額とする。

6| 港灣法第二条第一項に規定する港灣管理者により設立された公益財団法人で政令で定めるもの（以下この項及び第二十八項において「外貿埠頭公社」という。）が港灣法第五十五条の七第二項に規定する特定用途港灣施設（同項第一号に掲げる港灣施設で政令で定める用途に供するものに限る。第三十五項において同じ。）の用に供する固定資産（平成十年三月三十一日までに取得されたものに限る。）で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、平成

ものを受けて平成十八年四月一日から平成二十三年六月三十日までの間に取得した鉄道駅の耐震性の向上に資する償却資産で総務省令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から五年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

8| 心身障害者を多数雇用するものとして政令で定める事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律第四十九条第一項第六号の助成金の支給を受けて平成二年一月二日から平成二十三年六月三十日まで
の間に取得した当該事業所の事業の用に供する家屋で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の規定にかかわらず、当該家屋に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から五年度分の固定資産税に限り、当該家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の五の額とする。

9| 港灣法第二条第一項に規定する港灣管理者により設立された公益財団法人で政令で定めるもの（以下この項及び第三十八項において「外貿埠頭公社」という。）が港灣法第五十五条の七第二項に規定する特定用途港灣施設（同項第一号に掲げる港灣施設で政令で定める用途に供するものに限る。第四十六項において同じ。）の用に供する固定資産（平成十年三月三十一日までに取得されたものに限る。）で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、平成

十四年度から平成二十三年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税については当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一（当該固定資産のうち当該外貿埠頭公社が海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第三十八号）第二条の規定による改正前の外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第二条第一項の規定により承継したもの（以下この項及び第二十八項において「旧公団からの承継資産」という。）にあつては、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の五分の三）の額とし、平成二十四年度分の固定資産税又は都市計画税については当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二（当該固定資産のうち旧公団からの承継資産にあつては、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の五分の四）の額とする。

7| 略

8| 略

9| 略

10| 日本貨物鉄道株式会社が新たに製造された車両で政令で定めるもの（第二十一項の規定の適用を受けるものを除く。）を平成二十二年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に取得してこれを事業の用に供する場合には、当該車両に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該車両に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限

十四年度から平成二十三年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税については当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一（当該固定資産のうち当該外貿埠頭公社が海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第三十八号）第二条の規定による改正前の外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第二条第一項の規定により承継したもの（以下この項及び第三十八項において「旧公団からの承継資産」という。）にあつては、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の五分の三）の額とし、平成二十四年度分の固定資産税又は都市計画税については当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二（当該固定資産のうち旧公団からの承継資産にあつては、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の五分の四）の額とする。

10| 略

11| 略

12| 略

13| 日本貨物鉄道株式会社が新たに製造された車両で政令で定めるもの（第二十九項の規定の適用を受けるものを除く。）を平成二十二年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に取得してこれを事業の用に供する場合には、当該車両に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該車両に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限

り、当該車両に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の五分の三の額とする。

- 11| 放送法第二条第三号の三に規定する一般放送事業者が、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（平成十一年法律第六十三号）第五条第三項に規定する認定計画に従つて実施する同法第二条第三項に規定する高度テレビジョン放送施設整備事業により平成二十三年改正法の施行の日の翌日から平成二十六年三月三十一日までの間に新設した次に掲げる設備で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、第一号に掲げる設備にあつては当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一、第二号に掲げる設備にあつては当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三（当該設備のうちデジタル信号により送信されるテレビジョン放送（放送法第二条第二号の五に規定するテレビジョン放送をいう。）を受信することが困難と認められる地域として総務省令で定める地域を対象とするもので、平成二十三年改正法の施行の日の翌日から平成二十四年三月三十一日までの間に新設されたものにあつては、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一）、第三号に掲げる設備にあつては当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三（当該設備のうち平成二十四年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に新設されたものにあつては、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の五分の四）とする。

り、当該車両に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の五分の三の額とする。

- 14| 放送法第二条第三号の三に規定する一般放送事業者が、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法第五条第三項に規定する認定計画に従つて実施する同法第二条第三項に規定する高度テレビジョン放送施設整備事業により平成二十一年四月一日から平成二十三年六月三十日までの間に新設した同条第二項に規定する高度テレビジョン放送施設で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該施設に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三（同項第一号に規定する無線設備のうち小規模なものとして総務省令で定めるものにあつては、二分の一）の額とする。

- 一 高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法第二条第二項第一号に規定する無線設備（次号において「無線設備」という。）のうち小規模なものとして総務省令で定めるもの（次号において「小規模無線設備」という。）
- 二 小規模無線設備以外の無線設備
- 三 高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法第二条第二項第二号に規定する放送番組を制作するための設備

15 平成二十二年四月一日から平成二十三年六月三十日までの間に、電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者又は有線放送電話に関する法律（昭和三十二年法律第五百二十二号）第五条第一項に規定する有線放送電話業者で資本金の額若しくは出資金の額が五十億円未満の会社又は個人であるものが電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）第五条第三項に規定する認定計画に従つて実施する同法第二条第二項に規定する高度通信施設整備事業により新設した電気信号の伝送を高速かつ広帯域で行うための設備のうち電気通信の利便性を著しく高めるものとして政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

16 平成二十二年四月一日から平成二十三年六月三十日までの間に、有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第一百四十四号）第二条第四項に規定する有線テレビジョン放送事業者で資本金の額若しくは出資金の額が

五十億円未満の会社又は個人であるものが、電気通信基盤充実臨時措置法第五条第三項に規定する認定計画に従つて実施する同法第二条第六項に規定する高度有線テレビジョン放送施設整備事業により新設した電気信号の効率的な伝送を行うための設備のうち電気通信の利便性を著しく高めるものとして政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の五分の四の額とする。

18| 卸売市場法第五十五条の許可を受けた者又は同法第四条第二項第四号に規定する卸売の業務若しくは仲卸しの業務を行う者が、直接その本来の業務の用に供する次の各号に掲げる家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第三百四十九条の三第四項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める日の属する年の翌年（当該日が一月一日である場合にあつては、当該日の属する年）の四月一日の属する年度から五年度分の固定資産税に限り、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

一 平成二十年四月一日から平成二十三年六月三十日までの間に食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）第四条第二項の規定による認定を受けた同法第六項に規定する構造改善計画に基づく同法第二条第三項第二号の事業（以下この号及び次号において「特定事業」

13| 電気を動力源とする自動車で総務省令で定めるものに

水素を充填する ための設備又は専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものに可燃性天然ガスを充填する ための設備で、政令で定めるもののうち平成二十三年改正法の施行の日の翌日から平成二十五年三月三十一日までの間に新たに取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

14| 鉄道施設又は軌道施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものが公共事業に係る政府の補助で総務省令で定めるものを受けて行う既設の鉄道

という。)が実施される地方卸売市場(卸売市場法第二条第四項に規定する地方卸売市場をいう。次号において同じ。)で総務省令で定めるものにおいて当該特定事業により取得される家屋及び償却資産で総務省令で定めるもの 当該家屋及び償却資産が取得された日

19| 平成二十年四月一日から平成二十三年六月三十日までの間に特定事業を実施した法人(以下この号において「特定事業実施法人」という。)であつて当該特定事業を連携して実施した他の法人(以下この号において「連携事業実施法人」という。)と当該期間内に合併した法人又は特定事業実施法人が連携事業実施法人と当該期間内に合併した場合において当該合併により設立された法人が開設する地方卸売市場で総務省令で定めるものにおいて業務の用に供される家屋及び償却資産(前号に掲げるものを除く。) 当該合併の登記の日

19| 電気を動力源とする自動車で総務省令で定めるものに充電し若しくは水素を充てんするための設備又は専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものに可燃性天然ガスを充てんするための設備で、政令で定めるもののうち平成十五年四月一日から平成二十三年六月三十日まで の間に新たに取得された

ものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

20| 鉄道施設又は軌道施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものが公共事業に係る政府の補助で総務省令で定めるものを受けて行う既設の鉄道

(鉄道事業法第二条第六項に規定する専用鉄道を除く。)又は軌道の駅又は停留場に係る改良工事で当該駅又は停留場の周辺の地域の都市機能の増進に資するものとして政令で定めるものにより平成十三年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に取得した停車場建物その他の家屋又は停車場設備その他の構築物で政令で定めるもの(以下この項において「停車場建物等」という。)のうち、同法第七条第一項に規定する鉄道事業者又は軌道法第四条に規定する軌道経営者に貸し付けられ、かつ、鉄道事業又は軌道事業の用に供されるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条又は第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該停車場建物等に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該停車場建物等に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三の額とする。

15|
略

(鉄道事業法第二条第六項に規定する専用鉄道を除く。)又は軌道の駅又は停留場に係る改良工事で当該駅又は停留場の周辺の地域の都市機能の増進に資するものとして政令で定めるものにより平成十三年四月一日から平成二十三年六月三十日までの間に取得した停車場建物その他の家屋又は停車場設備その他の構築物で政令で定めるもの(以下この項において「停車場建物等」という。)のうち、同法第七条第一項に規定する鉄道事業者又は軌道法第四条に規定する軌道経営者に貸し付けられ、かつ、鉄道事業又は軌道事業の用に供されるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条又は第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該停車場建物等に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該停車場建物等に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三の額とする。

21|
略

22| 第三百四十九条の三第六項に規定する外航船舶及び準外航船舶以外の船舶(以下この項において「内航船舶」という。)のうち、離島航路整備法(昭和二十七年法律第二百二十六号)第二条第二項に規定する離島航路事業者が平成十九年四月一日から平成二十三年六月三十日までの間に新造し、かつ、専ら同項に規定する離島航路事業の用に供するもので総務省令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、当該内航船舶に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税については第三百四十九条の三第六項の規定により課税標準とされる額に三分の一を乗じて得た額とし、その後五年度分の固定資産税については同項の規定により課税標準とされる額に三分の二を

乗じて得た額とする。

16) 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第一項に規定する旅客会社又は旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号。次条第一項において「旅客会社法改正法」という。）附則第二条第一項に規定する新会社（以下この項において「旅客会社等」という。）が、平成九年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に、全国新幹線鉄道整備法第八条の規定により昭和四十八年十一月十三日に運輸大臣が建設の指示を行った同法第四条第一項に規定する建設線（当該建設線の全部又は一部の区間について同法附則第九項の規定により国土交通大臣が同法附則第六項第一号に規定する新幹線規格新線の建設の指示を行った場合にあつては、当該新幹線規格新線を含む。以下この項において「建設線」という。）の全部又は一部の区間の営業を開始し、かつ、当該指示に係る建設線の区間のうち当該営業を開始した区間の全部又は一部とその両端が同一である当該旅客会社等の営業路線の全部又は一部の区間で政令で定めるものの全部又は一部について鉄道事業法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四十九号）による改正前の鉄道事業法第二十八条第一項の規定による許可を受け、又は鉄道事業法第二十八条の二第一項の規定による届出をして鉄道事業を廃止した場合において、当該廃止された鉄道事業による輸送に代わる輸送の確保のため必要となる鉄道事業（以下この項において「特定鉄道事業」という。）を経営しようとする同法第七条第一項に規定する鉄道事業者で政令で定めるものであつて、平成九年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間

23) 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第一項に規定する旅客会社又は旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号。次条第一項において「旅客会社法改正法」という。）附則第二条第一項に規定する新会社（以下この項において「旅客会社等」という。）が、平成九年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に、全国新幹線鉄道整備法第八条の規定により昭和四十八年十一月十三日に運輸大臣が建設の指示を行った同法第四条第一項に規定する建設線（当該建設線の全部又は一部の区間について同法附則第九項の規定により国土交通大臣が同法附則第六項第一号に規定する新幹線規格新線の建設の指示を行った場合にあつては、当該新幹線規格新線を含む。以下この項において「建設線」という。）の全部又は一部の区間の営業を開始し、かつ、当該指示に係る建設線の区間のうち当該営業を開始した区間の全部又は一部とその両端が同一である当該旅客会社等の営業路線の全部又は一部の区間で政令で定めるものの全部又は一部について鉄道事業法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四十九号）による改正前の鉄道事業法第二十八条第一項の規定による許可を受け、又は鉄道事業法第二十八条の二第一項の規定による届出をして鉄道事業を廃止した場合において、当該廃止された鉄道事業による輸送に代わる輸送の確保のため必要となる鉄道事業（以下この項において「特定鉄道事業」という。）を経営しようとする同法第七条第一項に規定する鉄道事業者で政令で定めるものであつて、平成九年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間

に当該旅客会社等から当該廃止された鉄道事業に係る営業路線の区間の全部又は一部に係る鉄道施設の譲渡を受けたもの（以下この項において「特定鉄道事業者」という。）が、当該鉄道施設の譲渡により取得した固定資産で政令で定めるもの（以下この項において「譲受固定資産」という。）を当該特定鉄道事業の用に供するときは、当該譲受固定資産に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該特定鉄道事業者が当該譲受固定資産を取得した日の属する年の翌年（当該日が一月一日である場合にあつては、当該日の属する年）の四月一日の属する年度から二十年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該譲受固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額（第三百四十九条の三第二項、第十五項又は第二十七項の規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の二分の一の額）とする。

17) 鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者又は軌道法第四条に規定する軌道経営者で政令で定めるものが平成二十三年改正法の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間に政府の補助で総務省令で定めるものを受けて取得した車両の運行の安全性の向上に資する償却資産で総務省令で定めるもの（第三十項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とする。

に当該旅客会社等から当該廃止された鉄道事業に係る営業路線の区間の全部又は一部に係る鉄道施設の譲渡を受けたもの（以下この項において「特定鉄道事業者」という。）が、当該鉄道施設の譲渡により取得した固定資産で政令で定めるもの（以下この項において「譲受固定資産」という。）を当該特定鉄道事業の用に供するときは、当該譲受固定資産に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該特定鉄道事業者が当該譲受固定資産を取得した日の属する年の翌年（当該日が一月一日である場合にあつては、当該日の属する年）の四月一日の属する年度から二十年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該譲受固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額（第三百四十九条の三第二項、第十四項又は第二十八項の規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の二分の一の額）とする。

24) 鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者又は軌道法第四条に規定する軌道経営者で政令で定めるものが平成二十一年四月一日から平成二十三年六月三十日まで の間に政府の補助で総務省令で定めるものを受けて取得した車両の運行の安全性の向上に資する償却資産で総務省令で定めるもの（第四十一項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

19 鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者又は軌道法第四条に規定する軌道経営者が新たに製造された車両で高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特殊な構造を有するものとして総務省令で定めるものを
平成二十三年改正法の施行の日の翌日から平成二十五年三月三十一日まで

26 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十九条第二項の規定による認定（同条第三項の規定による認定を含む。）を受けた同法第二十八条第一項に規定する公共交通特定事業計画に従つて実施される同法第二条第二十三号に規定する公共交通特定事業（同号イ又はロに掲げるもので既設の鉄道（鉄道事業法第二条第六項に規定する専用鉄道を除く。）又は軌道の駅又は停留場に係る改良工事を行うものに限る。）で政令で定めるものにより、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第四号イに規定する鉄道事業者若しくは同号ロに規定する軌道経営者又はこれらの者に当該公共交通特定事業により整備される施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものが同法の施行の日から平成二十三年六月三十日までの間に取得した停車場建物その他の家屋又は停車場設備その他の構築物で政令で定めるもの（以下この項において「停車場建物等」という。）に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該停車場建物等に対して新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該停車場建物等に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

27 鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者又は軌道法第四条に規定する軌道経営者が新たに製造された車両で高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特殊な構造を有するものとして総務省令で定めるものを
平成十二年四月一日から平成二十三年六月三十日まで

での間に取得してこれを事業の用に供する場合においては、当該車両に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二又は第二十一項の規定にかかわらず、当該車両に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から五年度分の固定資産税に限り、当該車両に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とする。

20) 略

21) 鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者又は軌道法第四条に規定する軌道経営者（以下この項において「鉄道事業者等」という。）が平成二十三年改正法の施行の日の翌日から平成二十五年三月三十一日までの間に新たに製造された車両で政令で定めるものを、取得して、又は取得した後に当該車両を他の者に譲渡し、当該者から当該車両を賃借して、これを事業の用に供する場合には、当該車両に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該車両に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から五年度分の固定資産税に限り、当該車両の価格の三分の二（総務省令で定める小規模な鉄道事業者等が当該車両を、取得して、又は取得した後に当該車両を他の者に譲渡し、当該者から当該車両を賃借して、これを事業の用に供する場合においては、当該車両の価格の五分の三）の額とする。

22) 略

23) 都市再生特別措置法第二十三条に規定する認定事業者が同法第二十五条に規定する認定事業により都市再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十四号）の施行の日から平成二十五年三月三十

の間に取得してこれを事業の用に供する場合においては、当該車両に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二又は第二十九項の規定にかかわらず、当該車両に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から五年度分の固定資産税に限り、当該車両に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の一の額とする。

28) 略

29) 鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者又は軌道法第四条に規定する軌道経営者
平成十七年四月一日から平成二十三年六月三十日まで
の間に新たに製造された車両で政令で定めるものを、取得して、又は取得した後に当該車両を他の者に譲渡し、当該者から当該車両を賃借して、これを事業の用に供する場合には、当該車両に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該車両に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から五年度分の固定資産税に限り、当該車両の価格の二分の一

30) 略

31) 都市再生特別措置法第二十三条に規定する認定事業者が同法第二十五条に規定する認定事業により平成十五年四月一日

から平成二十三年六月三十

25| 24|
略 略

一日までの間に新たに取得した都市再生特別措置法第二十九条第一項第一号に規定する公共施設等の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に対して新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の五分の三（当該家屋及び償却資産のうち同法第二十五条に規定する認定事業により取得したものにあっては、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一）の額とする。

34| 33|
略 略

日 までの間に新たに取得した同法第二十九条第一項第二号に規定する公共施設等の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に対して新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一

32| の額とする。

33| 鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者若しくは軌道法第四条に規定する軌道経営者（以下この項において「鉄道事業者等」という。）又は鉄道事業者等が設立した法人が平成二十一年四月一日から平成二十三年六月三十日までの間に設置した集積回路を自蔵するカードの利用の用に供する設備で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の五分の四の額とする。

26| 港灣法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九号。以下この項及び第三十七項において「平成二十三年港灣法等改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定

の施行の際現に平成二十三年港灣法等改正法第二条の規定による改正前の港灣法第五十条の四第六項に規定する認定運業者であるものが、同号に掲げる規定の施行の際現に同法第二条の二第一項に基づき指定された指定港灣 であるものにおいて同法第五十五条の八第一項に規定する国の貸付けに係る資金の貸付けを受けて平成二十三年港灣法等改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

から平成二十六年三月三十一日までの間に取得した港灣法第二条第五項に規定する港灣施設の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

27| 鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者若しくは軌道法第四条に規定する軌道経営者又はこれらの者に都市鉄道等利便増進法第二条第六号に規定する都市鉄道利便増進事業により整備される施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものが当該都市鉄道利便増進事業により同法の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間に取得した同法第三条に規定する都市鉄道施設及び同法第四条に規定する駅附帯施設で政令で定めるものの用に供する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は

35| 港灣法第五十条の四第六項に規定する認定運業者が

同法第二条の二第一項に基づき指定された指定特定重要港灣において 同法第五十五条の八第一項に規定

する国の貸付けに係る資金の貸付けを受けて港灣の活性化のための港灣法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第四十五号）の施行の日から平成二十三年六月三十日 までの間に取得した港灣法第二条第五項に規定する港灣施設の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

36| 鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者若しくは軌道法第四条に規定する軌道経営者又はこれらの者に都市鉄道等利便増進法第二条第六号に規定する都市鉄道利便増進事業により整備される施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものが当該都市鉄道利便増進事業により同法の施行の日から平成二十三年六月三十日 までの間に取得した同法第三条に規定する都市鉄道施設及び同法第四条に規定する駅附帯施設で政令で定めるものの用に供する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は

第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に対して新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなった年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

28| 特定外資埠頭の管理運営に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）
（第三条第三項に規定する指定会社その他政令で定める者（以下この項及び第三十五項において「指定会社等」という。）が外資埠頭公社からの出資により取得した固定資産のうち、当該指定会社等が取得した日の前日において第六項又は地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号。以下この項において「平成二十年改正法」という。）

第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に対して新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなった年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

37| 平成二十二年四月一日から平成二十三年六月三十日までの間に、電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者で政令で定めるものが電気通信基盤充実臨時措置法第五条第三項に規定する認定計画に従って実施する同法第二条第二項に規定する高度通信施設整備事業により新設した電気信号の効率的な伝送を行うための設備のうち電気通信の利便性を著しく高めるものとして政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から五年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三（当該設備のうち総務省令で定めるものにあつては、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の五分の四）の額とする。

38| 特定外資埠頭の管理運営に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）
（第三条第三項に規定する指定会社その他政令で定める者（以下この項及び第四十六項において「指定会社等」という。）が外資埠頭公社からの出資により取得した固定資産のうち、当該指定会社等が取得した日の前日において第九項又は地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号。以下この項において「平成二十年改正法」という。）

附則第十条第十二項及び第十六条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる平成二十年改正法第一条の規定による改正前の地方税法附則第十五条第十五項若しくは地方税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第七号）附則第十三条第十八項及び第二十条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第十五条第十八項の規定の適用があつたものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該取得の日の属する年の翌年の一月一日（当該取得の日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から十年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一（当該固定資産のうち旧公団からの承継資産にあつては、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の五分の三）の額とする。

附則第十条第十二項及び第十六条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる平成二十年改正法第一条の規定による改正前の地方税法附則第十五条第十五項若しくは地方税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第七号）附則第十三条第十八項及び第二十条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第十五条第十八項の規定の適用があつたものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該取得の日の属する年の翌年の一月一日（当該取得の日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から十年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一（当該固定資産のうち旧公団からの承継資産にあつては、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の五分の三）の額とする。

39) 事業主がその雇用する従業者に当該従業者が当該事業主に対して提供すべき労務の提供を電気通信設備を用いて行わせるために当該事業主の特定事業所等（当該従業者の通勤に係る負担の軽減に著しく資するものとして設置した事務所又は事業所で総務省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）若しくは当該従業者の自宅に設置する電気通信設備で総務省令で定めるもの又は当該電気通信設備を機能させるために当該事業主の特定事業所等若しくは当該従業者の自宅以外の場所に設置する電気通信設備で総務省令で定めるものであつて、平成十九年四月一日から平成二十三年六月三十日までの間に新たに取得したものに対して

	<p>課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にもかかわらず、これらの設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。</p>
<p>29) 略</p>	<p>40) 略</p>
<p>30) 略</p>	<p>41) 略</p>
<p>31) 略</p>	<p>42) 略</p>
<p>32) 公益社団法人又は公益財団法人が所有する文化財保護法第七十一条第一項に規定する重要無形文化財の公演のための施設で政令で定めるものの用に供する土地及び家屋で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、平成二十三年度分及び平成二十四年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地及び家屋に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。</p>	<p>43) 公益社団法人又は公益財団法人が所有する文化財保護法第七十一条第一項に規定する重要無形文化財の公演のための施設で政令で定めるものの用に供する土地及び家屋で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、平成二十三年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地及び家屋に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。</p>
<p>33) 電気通信事業法第二条第四号に規定する電気通信事業を営む者で資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人であるものが、電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）第五条第三項に規定する認定計画に従つて実施する同法第二条第二項に規定する高度通信施設整備事業により</p>	<p>44) 電気通信事業法第二条第四号に規定する電気通信事業を営む者が同条第二号に規定する電気通信設備を地方公共団体総合行政ネットワーク（すべての地方公共団体においてその使用する電子計算機を相互に電気通信回線で接続して情報の電磁的方式（第七百四十八条第一項に規定する電磁的方式をいう。）による流通及び情報処理を行うための情報通信ネットワークをいう。以下この項において同じ。）に接続する場合において、地方公共団体総合行政ネットワークの安全性及び信頼性を確保するために特に必要とな</p>

一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十九号）の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間に新設した同条第一項第四号に掲げる設備（これと同時に設置する同項第一号に掲げる設備を含む。）で政令

で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から三年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三の額とする。

34] 太陽光を電気に変換する設備で総務省令で定めるものうち、平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に政府の補助で総務省令で定めるものを受けて新たに取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から三年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

35] 略

36] 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第二条第一項に規定する特定特殊自動車（道路運送車両法第三条に規定する小型特殊自動車を除く。）のうち特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第十二条第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する基準適合表示で総務省令で定めるものが付されたもの（以下この項において「基準適合表示車」という。）であつて、平成二十三年四月一日から平成二十四年九月三十日までの間（基準適合表示車のう

る設備で総務省令で定めるものうち、平成二十一年四月一日

成二十三年六月三十日 までの間に新たに取得したもの

から平

に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から三年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

45] 太陽光を電気に変換する設備で総務省令で定めるものうち、平成二十一年四月一日から平成二十三年六月三十日 までの間に政府の補助で総務省令で定めるものを受けて新たに取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から三年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

46] 略

ち政令で定めるものにあつては、平成二十三年四月一日から平成二十五年九月三十日までの間）に取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該基準適合表示車に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該基準適合表示車に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の五分の三の額とする。

37 港湾法第四十三条の十一第十二項に規定する港湾運営会社（同法附則第二十六項（同法附則第三十一項の規定により適用される場合を含む。）の規定により港湾運営会社とみなされる同法附則第二十項に規定する特例港湾運営会社を含む。）が同法第二条第二項に規定する国際戦略港湾又は同項に規定する国際拠点港湾で政令で定めるもの（以下この項において「特定国際拠点港湾」という。）において、政府の補助で総務省令で定めるもの又は同法第五十五条の七第一項若しくは同法第五十五条の八第一項に規定する国の貸付け若しくは特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第六条第一項に規定する政府の貸付けに係る資金の貸付けを受けて平成二十三年港湾法等改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間に取得した港湾法第二条第五項に規定する港湾施設の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるもの（第三十五項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九條の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に対して新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなつた年度から十年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、同法第二条第二

項に規定する国際戦略港湾において取得されたものにあつては当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とし、特定国際拠点港湾において取得されたものにあつては当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

(日本国有鉄道の改革に伴う固定資産税等の課税標準の特例)

第十五条の二 次に掲げる固定資産のうち昭和六十二年三月三十一日において地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第九十四号。以下この項及び次条第一項において「国鉄関連改正法」という。)第二条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号。以下この項において「旧交納付金法」という。)

(附則第十七項の規定(国鉄関連改正法附則第十三条第二項の規定によりなお効力を有することとされる場合を含む。以下この項において同じ。))の適用があつた償却資産(これに類する償却資産として政令で定めるものを含む。))に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二、第三百四十九条の三第二項、第十三項若しくは第十五項の規定又は前条第二十一項の規定にかかわらず、旧交納付金法附則第十七項の規定中「第四条第五項の額」とあるのは、「第三条第二項の価格」と読み替えた場合における同項の規定による算定方法に準じ、総務省令で定めるところにより算定した額とする。

一及び二 略

(日本国有鉄道の改革に伴う固定資産税等の課税標準の特例)

第十五条の二 次に掲げる固定資産のうち昭和六十二年三月三十一日において地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第九十四号。以下この項及び次条第一項において「国鉄関連改正法」という。)第二条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号。以下この項において「旧交納付金法」という。)

(附則第十七項の規定(国鉄関連改正法附則第十三条第二項の規定によりなお効力を有することとされる場合を含む。以下この項において同じ。))の適用があつた償却資産(これに類する償却資産として政令で定めるものを含む。))に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二、第三百四十九条の三第二項、第十二項若しくは第十四項の規定又は前条第二十九項の規定にかかわらず、旧交納付金法附則第十七項の規定中「第四条第五項の額」とあるのは、「第三条第二項の価格」と読み替えた場合における同項の規定による算定方法に準じ、総務省令で定めるところにより算定した額とする。

一及び二 略

2 北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社又は九州旅客鉄道株式会社（次条第一項において「北海道旅客会社等」という。）が所有し、又は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十二条第一項第三号及び第六号の規定に基づき借り受け、若しくは独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第十二条第二項第二号の規定に基づき利用し、若しくは鉄道施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものから借り受ける固定資産のうち、直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、平成元年度から平成二十三年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額（第三百四十九条の三第二項、第十三項から第十五項まで若しくは第二十七項、前条第二十一項又は前項の規定の適用を受ける固定資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の二分の一の額）とする。

（特定市街化区域農地であつた土地の上に新築された貸家住宅等に対する固定資産税の減額）

第十五条の八 略

2 略

3 市町村は、平成二十三年改正法の施行の日の翌日から平成二十五年三月三十一日までの間に新築された都市再開発法第二条第六号に規定する施設建築物に該当する家屋の一部である同条第八号に規定する施設建築

2 北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社又は九州旅客鉄道株式会社（次条第一項において「北海道旅客会社等」という。）が所有し、又は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十二条第一項第三号及び第六号の規定に基づき借り受け、若しくは独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第十二条第二項第二号の規定に基づき利用し、若しくは鉄道施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものから借り受ける固定資産のうち、直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、平成元年度から平成二十三年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額（第三百四十九条の三第二項、第十二項から第十四項まで若しくは第二十八項、前条第二十九項又は前項の規定の適用を受ける固定資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の二分の一の額）とする。

（特定市街化区域農地であつた土地の上に新築された貸家住宅等に対する固定資産税の減額）

第十五条の八 略

2 略

3 市町村は、平成十一年四月一日から平成二十三年六月三十日まで
の間に新築された都市再開発法第二条第六号に規定する施設建築物に該当する家屋の一部である同条第八号に規定する施設建築

物の一部が同法による市街地再開発事業（同条第一号に規定する第一種市街地再開発事業若しくは第二種市街地再開発事業の施行区域内又は同法第七条第一項に規定する市街地再開発促進区域内において施行されるものに限る。）の施行に伴い同法第七十三条第一項第三号又は第一百八条の七第一項第三号に規定する宅地、借地権又は建築物に対応して同法第七十三条第一項第二号又は第一百八条の七第一項第二号に掲げる者（以下この項において「従前の権利者」という。）に与えられた場合における当該家屋に対して課する固定資産税については、当該家屋に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該家屋が住宅で政令で定めるものである場合には、当該家屋のうち従前の権利者が所有し、かつ、人の居住の用に供する部分で政令で定めるものに係る税額として従前の権利者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額の三分の二に相当する額及び当該家屋のうち従前の権利者が所有する当該人の居住の用に供する部分以外の部分で政令で定めるものに係る税額として従前の権利者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額の三分の一に相当する額（当該家屋が同法第二条第一号に規定する第一種市街地再開発事業の施行に伴い与えられた場合においては、当該合算額の四分の一に相当する額）を当該家屋に係る固定資産税額から減額し、当該家屋が住宅以外の家屋である場合には、当該家屋のうち従前の権利者が所有する部分で政令で定めるものに係る税額として従前の権利者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額の三分の一に相当する額（当該家屋が同法第二条第一号に規定する第一種市街地再開発事業の施行に伴い与えられた場合において

物の一部が同法による市街地再開発事業（同条第一号に規定する第一種市街地再開発事業若しくは第二種市街地再開発事業の施行区域内又は同法第七条第一項に規定する市街地再開発促進区域内において施行されるものに限る。）の施行に伴い同法第七十三条第一項第三号又は第一百八条の七第一項第三号に規定する宅地、借地権又は建築物に対応して同法第七十三条第一項第二号又は第一百八条の七第一項第二号に掲げる者（以下この項において「従前の権利者」という。）に与えられた場合における当該家屋に対して課する固定資産税については、当該家屋に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該家屋が住宅で政令で定めるものである場合には、当該家屋のうち従前の権利者が所有し、かつ、人の居住の用に供する部分で政令で定めるものに係る税額として従前の権利者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額の三分の二に相当する額及び
従前の権利者が所有する当該人の居住の用に供する部分以外の部分で政令で定めるものに係る税額として従前の権利者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額の三分の一に相当する額

を当該家屋に係る固定資産税額から減額し、当該家屋が住宅以外の家屋である場合には、当該家屋のうち従前の権利者が所有する部分で政令で定めるものに係る税額として従前の権利者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額の三分の一に相当する額

は、当該合算額の四分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額から減額するものとする。

を当該家屋に係る固定資産税

4 附則第十五条の六第二項の規定は、高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十二号）の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間に新築された高齢者の居住の安定確保に関する法律第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅で政令で定めるもの（前条第二項又は前項若しくは次項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する固定資産税について準用する。この場合において、附則第十五条の六第二項中「二分の一」とあるのは、「三分の二」と読み替えるものとする。

5 第三項の規定は、平成十六年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に新築された密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第一百七十五条第五号に規定する防災施設建築物に該当する家屋の一部である同条第七号に規定する防災施設建築物の一部が同法第二条第五号に規定する防災街区整備事業（同法第一百七十五条第三号に規定する施行区域内において施行されるものに限る。）の施行に伴い同法第二百五条第一項第三号に規定する宅地、借地権又は建築物に対応して同項第二号に掲げる者に与えられた場合における当該家屋に対して課する固定資産税について準用する。この場合において、第三項中「従前の権利者」とあるのは、「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百五条第一項第三号に規定する宅地、借地権又は建築物に対応して同項第二号に掲げる者」と、「三分の一に相当する額（当該家屋が同法第

額から減額するものとする。

4 附則第十五条の六第二項の規定は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）の施行の日から平成二十三年六月三十日までの間に新築された同法第三十四条に規定する高齢者向け優良賃貸住宅

である貸家住宅で政令で定めるも

の（前条第二項又は前項若しくは次項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する固定資産税について準用する。この場合において、附則第十五条の六第二項中「二分の一」とあるのは、「三分の二」と読み替えるものとする。

5 第三項の規定は、平成十六年四月一日から平成二十三年六月三十日までの間に新築された密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第一百七十五条第五号に規定する防災施設建築物に該当する家屋の一部である同条第七号に規定する防災施設建築物の一部が同法第二条第五号に規定する防災街区整備事業（同法第一百七十五条第三号に規定する施行区域内において施行されるものに限る。）の施行に伴い同法第二百五条第一項第三号に規定する宅地、借地権又は建築物に対応して同項第二号に掲げる者に与えられた場合における当該家屋に対して課する固定資産税について準用する。この場合において、第三項中「従前の権利者」とあるのは、「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百五条第一項第三号に規定する宅地、借地権又は建築物に対応して同項第二号に掲げる者」

二条第一号に規定する第一種市街地再開発事業の施行に伴い与えられた場合においては、当該合算額の四分の一に相当する額」とあるのは「三分の一に相当する額」と読み替えるものとする。

(特定の災害に係る固定資産税及び都市計画税の特例)

第十六条の二 略

2 略

と読み替えるものとする。

(特定の災害に係る固定資産税及び都市計画税の特例)

第十六条の二 略

2 略

3 市町村は、平成十六年新潟県中越地震による災害により滅失し、又は

損壊した家屋の所有者（当該家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、政令で定める区域内に平成十六年十月二十三日から平成二十三年六月三十日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得し、又は当該損壊した家屋を改築した場合における当該取得され、又は改築された家屋に対して課する固定資産税又は都市計画税については、当該家屋が取得され、又は改築された日（当該家屋が平成十六年十月二十三日以後において二回以上改築された場合には、その最初に改築された日。以下この項において同じ。）の属する年の翌年の一月一日（当該家屋が取得され、又は改築された日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度（当該家屋が平成十七年一月一日までに取得され、又は改築された場合にあっては、平成十八年度）から四年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該家屋に係る固定資産税額（附則第十五条の六から第十五条の九までの規定の適用を受ける家屋にあつては、これらの規定の適用後の額。以下この項において同じ。）又は

都市計画税額のうち、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額（当該家屋が区分所有に係る家屋である場合又は共有物である家屋である場合には、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者又は各共有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額）のそれぞれ二分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

4 市町村は、平成十九年能登半島地震による災害により滅失し、又は損壊した家屋の所有者（当該家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、政令で定める区域内に平成十九年三月二十五日から平成二十三年六月三十日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得し、又は当該損壊した家屋を改築した場合における当該取得され、又は改築された家屋に対して課する固定資産税又は都市計画税については、当該家屋が取得され、又は改築された日（当該家屋が平成十九年三月二十五日以後において二回以上改築された場合には、その最初に改築された日。以下この項において同じ。）の属する年の翌年の一月一日（当該家屋が取得され、又は改築された日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から四年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該家屋に係る固定資産税額（附則第十五条の六から第十五条の九までの規定の適用を受ける家屋にあつては、これらの規定の適用後の額。以下この項において同じ。）又は都市計画税額のうち、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算

定した額（当該家屋が区分所有に係る家屋である場合又は共有物である家屋である場合には、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者又は各共有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額）のそれぞれ二分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

5 平成十九年能登半島地震による災害により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者（当該償却資産が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、政令で定める区域内に平成十九年三月二十五日から平成二十三年六月三十日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した償却資産に代わるものと市町村長（第三百八十九条の規定の適用を受ける償却資産にあつては、当該償却資産の価格等を決定する総務大臣又は道府県知事）が認める償却資産を取得（共有持分の取得を含む。以下この項において同じ。）し、又は当該損壊した償却資産を改良した場合における当該取得され、又は改良された償却資産（改良された償却資産にあつては、当該償却資産の当該改良された部分とし、当該滅失し、若しくは損壊した償却資産又は当該取得され、若しくは改良された償却資産が共有物である場合にあつては、当該償却資産のうち滅失し、又は損壊した償却資産に代わるものとして政令で定める部分とする。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産が取得され、又は改良された日後最初に固定資産税を課することとなつた年度から四年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額（第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三

までの規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の二分の一の額」とする。

3| 市町村は、平成十九年新潟県中越沖地震による災害により滅失し、又は損壊した家屋の所有者（当該家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、政令で定める区域内に平成十九年七月十六日から平成二十五年三月三十一日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得し、又は当該損壊した家屋を改築した場合における当該取得され、又は改築された家屋に対して課する固定資産税又は都市計画税については、当該家屋が取得され、又は改築された日（当該家屋が平成十九年七月十六日以後において二回以上改築された場合には、その最初に改築された日。以下この項において同じ。）の属する年の翌年の一月一日（当該家屋が取得され、又は改築された日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から四年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該家屋に係る固定資産税額（附則第十五条の六から第十五条の九までの規定の適用を受ける家屋にあつては、これらの規定の適用後の額。以下この項において同じ。）又は都市計画税額のうち、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額（当該家屋が区分所有に係る家屋である場合又は共有物である家屋である場合には、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者又は各共有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額）のそれぞれ二分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

6| 市町村は、平成十九年新潟県中越沖地震による災害により滅失し、又は損壊した家屋の所有者（当該家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、政令で定める区域内に平成十九年七月十六日から平成二十三年六月三十日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得し、又は当該損壊した家屋を改築した場合における当該取得され、又は改築された家屋に対して課する固定資産税又は都市計画税については、当該家屋が取得され、又は改築された日（当該家屋が平成十九年七月十六日以後において二回以上改築された場合には、その最初に改築された日。以下この項において同じ。）の属する年の翌年の一月一日（当該家屋が取得され、又は改築された日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から四年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該家屋に係る固定資産税額（附則第十五条の六から第十五条の九までの規定の適用を受ける家屋にあつては、これらの規定の適用後の額。以下この項において同じ。）又は都市計画税額のうち、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額（当該家屋が区分所有に係る家屋である場合又は共有物である家屋である場合には、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者又は各共有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額）のそれぞれ二分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

4| 前三項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

7| 平成十九年新潟県中越沖地震による災害により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者（当該償却資産が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、政令で定める区域内に平成十九年七月十六日から平成二十三年六月三十日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した償却資産に代わるものと市町村長（第三百八十九条の規定の適用を受ける償却資産にあつては、当該償却資産の価格等を決定する総務大臣又は道府県知事）が認める償却資産を取得（共有持分の取得を含む。以下この項において同じ。）し、又は当該損壊した償却資産を改良した場合における当該取得され、又は改良された償却資産（改良された償却資産にあつては、当該償却資産の当該改良された部分とし、当該滅失し、若しくは損壊した償却資産又は当該取得され、若しくは改良された償却資産が共有物である場合にあつては、当該償却資産のうち滅失し、又は損壊した償却資産に代わるものとして政令で定める部分とする。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産が取得され、又は改良された日後最初に固定資産税を課することとなつた年度から四年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額（第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の二分の一の額）とする。

8| 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(平成二十二年度又は平成二十三年度における土地の価格の特例)

第十七条の二 略

2～4 略

5 第一項又は第二項の規定の適用を受ける土地（平成二十三年度分の固定資産税について第一項の規定の適用を受けるに至つた場合の当該土地を除く。）に対して課する平成二十二年度分又は平成二十三年度分の固定資産税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三百四十九条の三第十項	前二条	附則第十七条の二第一項又は第二項
	基準年度に係る 賦課期日における 価格又は第三百 四十九条第二 項ただし書、第 三項ただし書、 第四項、第五項 ただし書若しく は第六項の規定 により当該価格 に比準するもの とされる価格	同条第一項に規定する修正価格 （以下「修正価格」という。） 又は同条第二項に規定する修正 された価格（以下「修正された 価格」という。）
第三百四十九条の	前二条	附則第十七条の二第一項又は第

(平成二十二年度又は平成二十三年度における土地の価格の特例)

第十七条の二 略

2～4 略

5 第一項又は第二項の規定の適用を受ける土地（平成二十三年度分の固定資産税について第一項の規定の適用を受けるに至つた場合の当該土地を除く。）に対して課する平成二十二年度分又は平成二十三年度分の固定資産税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三百四十九条の三第九項	前二条	附則第十七条の二第一項又は第二項
	基準年度に係る 賦課期日における 価格又は第三百 四十九条第二 項ただし書、第 三項ただし書、 第四項、第五項 ただし書若しく は第六項の規定 により当該価格 に比準するもの とされる価格	同条第一項に規定する修正価格 （以下「修正価格」という。） 又は同条第二項に規定する修正 された価格（以下「修正された 価格」という。）
第三百四十九条の	前二条	附則第十七条の二第一項又は第

6 平成二十三年度分の固定資産税について第一項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成二十三年度分の固定資産税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲	三第二十項、第二十四項及び第二十八項		二項
	第三百四十九条の三第十二項及び第二十三項並びに第三百四十九条の三の二第一項	第三百四十九条	附則第十七条の二第二項又は第二項
	附則第十五条第六項、第十六項、第二十四項、第二十八項、第二十九項、第三十二項及び第三十五項、附則第十五条の二第二項並びに附則第十五条の三第一項	第三百四十九条	附則第十七条の二第二項若しくは第二項

6 平成二十三年度分の固定資産税について第一項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成二十三年度分の固定資産税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲	三第二十項、第二十三項、第二十四項、第二十九項、第三十二項及び第三十三項		二項
	第三百四十九条の三第十一項及び第二十七項並びに第三百四十九条の三の二第一項	第三百四十九条	附則第十七条の二第二項又は第二項
	附則第十五条第九項、第二十三項、第三十三項、第三十八項、第四十項、第四十三項及び第四十六項、附則第十五条の二第二項並びに附則第十五条の三第一項	第三百四十九条	附則第十七条の二第二項若しくは第二項

げる字句に読み替えるものとする。

<p>第三百四十九条の 三第十二項及び第 二十三項並びに第</p>	<p>第八項</p>	<p>第三百四十九条の 前二条</p>	<p>第三百四十九条</p>	<p>前二条</p>	<p>基準年度に係る 賦課期日におけ る価格又は第三 百四十九条第二 項ただし書、第 三項ただし書、 第四項、第五項 ただし書若しく は第六項の規定 により当該価格 に比準するもの とされる価格</p>	<p>附則第十七条の二第二項</p>	<p>附則第十七条の二第二項</p>	<p>同条第一項に規定する修正価格 (以下「修正価格」という。)</p>
---	------------	-------------------------	----------------	------------	---	--------------------	--------------------	--

げる字句に読み替えるものとする。

<p>第三百四十九条の 三第十一項及び第 二十七項並びに第</p>	<p>三十三項</p>	<p>第三百四十九条の 前二条</p>	<p>第三百四十九条</p>	<p>前二条</p>	<p>基準年度に係る 賦課期日におけ る価格又は第三 百四十九条第二 項ただし書、第 三項ただし書、 第四項、第五項 ただし書若しく は第六項の規定 により当該価格 に比準するもの とされる価格</p>	<p>附則第十七条の二第二項</p>	<p>附則第十七条の二第二項</p>	<p>同条第一項に規定する修正価格 (以下「修正価格」という。)</p>
---	-------------	-------------------------	----------------	------------	---	--------------------	--------------------	--

三百四十九条の三 の二第一項及び第 二項	略	
附則第十五条第六 項、第十六項、第 二十四項、第二十 八項、第二十九項 、第三十二項及び 第三十五項、附則 第十五条の二第二 項並びに附則第十 五条の三第一項	第三百四十九条	附則第十七条の二第二項

7
10
略

(事業所税のうち資産割の課税標準の特例)

第三十三条 略

2及び3 略

4 特定農産加工業経営改善臨時措置法(平成元年法律第六十五号)第三
条第一項の規定による承認を受けた同法第二条第二項に規定する特定農
産加工業者又は同法第三条第一項に規定する特定事業協同組合等が同法
第四条第二項に規定する承認計画に従つて実施する同法第三条第一項に
規定する経営改善措置に係る事業の用に供する施設で政令で定めるもの

三百四十九条の三 の二第一項及び第 二項	略	
附則第十五条第九 項、第二十三項、 第三十三項、第三 十八項、第四十項 、第四十三項及び 第四十六項、附則 第十五条の二第二 項並びに附則第十 五条の三第一項	第三百四十九条	附則第十七条の二第二項

7
10
略

(事業所税のうち資産割の課税標準の特例)

第三十三条 略

2及び3 略

4 特定農産加工業経営改善臨時措置法(平成元年法律第六十五号)第三
条第一項の規定による承認を受けた同法第二条第二項に規定する特定農
産加工業者又は同法第三条第一項に規定する特定事業協同組合等が同法
第四条第二項に規定する承認計画に従つて実施する同法第三条第一項に
規定する経営改善措置に係る事業の用に供する施設で政令で定めるもの

に係る事業所等において行う事業に対して課する事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該事業が法人の事業である場合には平成二十五年三月三十一日までに終了する事業年度分、当該事業が個人の事業である場合には平成二十五年分までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積（第七百一条の三十四の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）から当該施設に係る事業所床面積の四分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第三項の規定を準用する。

に係る事業所等において行う事業に対して課する事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該事業が法人の事業である場合には平成二十三年六月三十日までに終了する事業年度分、当該事業が個人の事業である場合には平成二十三年分までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積（第七百一条の三十四の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）から当該施設に係る事業所床面積の四分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第三項の規定を準用する。

5 | 関西文化学術研究都市建設促進法（昭和六十二年法律七十二号）第

五条第二項の規定による同意を得た同項の関西文化学術研究都市の建設に関する計画に従つて整備される同法第二条第四項に規定する文化学術研究施設のうち政令で定めるものに係る事業所等のうち当該計画の公表の日から平成二十三年六月三十日までの間に新設されたものにおいて行う事業に対して課する事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該事業が法人の事業である場合には当該文化学術研究施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで、当該事業が個人の事業である場合には当該文化学術研究施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日の属する年分までに限り、当該文化学術研究施設に係る事業所等に係る事業所床面積（第七百一条の三十四の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）から当該文化学術研究施設に係る事業所床面積の三分の一に相当する面積を控除するものとする。この

5| 略

(上場株式等に係る配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

第三十五条の六 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額を有する場合には、第七百三条の四

については、第七百三条の五及び第七百六条の二の規定の適用については、第七百三条の四第六項、第七百三条の五及び第七百六条の二第一項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、第七百三条の四第六項中「同条第二項」とあるのは「第三百十四条の二第二項」と、同条第七項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と

する。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第三十五条の七 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が附則第三十三条の三第五項の事業所得又は雑所得を有する場合には、第七百三条の四

第七百三条の五及び第七百六条の二の規定の適用については、第七百三条の四第六項、第七百三条の五及び第七百六条の二第一項中「及び山林所

場合においては、第七百一条の四十一第三項の規定を準用する。

6| 略

(上場株式等に係る配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

第三十五条の六 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額を有する場合には、第七百三条の四第六項から第八項まで、第七百三条の五及び第七百六条の二の規定の適用については、これらの規定(第七百三条の四第七項を除く。)

中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、第七百三条の四第六項中「同条第二項」とあるのは「第三百十四条の二第二項」と、同条第七項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同条第八項中「同項各号」とあるのは「第三百十四条の二第一項各号」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第三十五条の七 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が附則第三十三条の三第五項の事業所得又は雑所得を有する場合には、第七百三条の四第六項から第八項まで、第七百三条の五及び第七百六条の二の規定の適用については、これらの規定(第七百三条の四第七項を除く。)

中「及び山林所

得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに附則第三十三条の三五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第七百三条の四第六項中「同条第二項」とあるのは「第三百十四条の二第二項」と、同条第七項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第三十三条の三五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と

、第七百三条の五中「この条中山林所得金額」とあるのは「この条中山林所得金額又は附則第三十三条の三五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

（長期譲渡所得等に係る国民健康保険税の特例）

第三十六条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が附則第三十四条第四項の譲渡所得を有する場合における第七百三条の四、第七百三条の五及び第七百六条の二の規定の適用については、第七百三条の四第六項中「及び山林所得金額の合計額から同条第二項」とあるのは「及び山林所得金額並びに附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項、及び第七百六条の二第一項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額

得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに附則第三十三条の三五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第七百三条の四第六項中「同条第二項」とあるのは「第三百十四条の二第二項」と、同条第七項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第三十三条の三五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同条第八項中「同項各号」とあるのは「第三百十四条の二第一項各号」と、第七百三条の五中「この条中山林所得金額」とあるのは「この条中山林所得金額又は附則第三十三条の三五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

（長期譲渡所得等に係る国民健康保険税の特例）

第三十六条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が附則第三十四条第四項の譲渡所得を有する場合における第七百三条の四第六項から第八項まで、第七百三条の五及び第七百六条の二の規定の適用については、第七百三条の四第六項中「及び山林所得金額の合計額から同条第二項」とあるのは「及び山林所得金額並びに附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項、第八項及び第七百六条の二第一項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額

から第三百十四条の二第二項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第七項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額」と

、第七百三条の五中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第七百六条の二中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額」とする。

2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が附則第三十五条第五項の譲渡所得を有する場合における第七百三条の四

、第七百三条の五及び第七百六条の二の規定の適用については、第七百三条の四第六項中「及び山林所得金額の合計額から同条第二項」とあるのは「及び山林所得金額並びに附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項）及び第七百六条の二第一項において「控除後の短期譲渡所得の金額」という。）の合計額から第三百十四条の二第二項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並び

から第三百十四条の二第二項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第七項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同条第八項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額」と、第七百三条の五中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第七百六条の二中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額」とする。

2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が附則第三十五条第五項の譲渡所得を有する場合における第七百三条の四第六項から第八項まで、第七百三条の五及び第七百六条の二の規定の適用については、第七百三条の四第六項中「及び山林所得金額の合計額から同条第二項」とあるのは「及び山林所得金額並びに附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項、第八項及び第七百六条の二第一項において「控除後の短期譲渡所得の金額」という。）の合計額から第三百十四条の二第二項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並び

に控除後の短期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第七項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額」と

、第七百三条の五中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額」と、第七百六条の二中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の短期譲渡所得の金額」とする。

（株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第三十七条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が附則第三十五条の二第六項の株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第七百三条の四

、第七百三条の五及び第七百六条の二の規定の適用については、第七百三条の四第六項、第七百三条の五及び第七百六条の二第一項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第七百三条の四第六項中「同条第二項」とあるのは「第三百十四条の二第二項」と、同条第七項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と

、第七百三条の五中「この条中山林所得金額」とあるのは「この条中山林所得金額又は附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る

に控除後の短期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第七項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同条第八項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の短期譲渡所得の金額」と、第七百三条の五中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額」と、第七百六条の二中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の短期譲渡所得の金額」とする。

（株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第三十七条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が附則第三十五条の二第六項の株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第七百三条の四第六項から第八項まで、第七百三条の五及び第七百六条の二の規定の適用については、これらの規定（第七百三条の四第七項を除く。）

中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第七百三条の四第六項中「同条第二項」とあるのは「第三百十四条の二第二項」と、同条第七項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と

、同条第八項中「同項各号」とあるのは「第三百十四条の二第一項各号」と、第七百三条の五中「この条中山林所得金額」とあるのは「この条中山林所得金額又は附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る

譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第三十七条の二 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が附則第三十五条の四第四項の事業所得又は雑所得を有する場合には、第七百三条の四、第七百三条の五及び第七百六条の二の規定の適用については、第七百三条の四第六項、第七百三条の五及び第七百六条の二第一項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第七百三条の四第六項中「同条第二項」とあるのは「第三百十四条の二第二項」と、同条第七項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と

、第七百三条の五中「この条中山林所得金額」とあるのは「この条中山林所得金額又は附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(退職被保険者等所属市町村における国民健康保険税の課税の特例)

第三十八条 国民健康保険を行う国民健康保険法附則第七条に規定する退職被保険者等所属市町村（一部事務組合又は広域連合を設けて国民健康保険を行う場合においては、当該一部事務組合又は広域連合に加入している退職被保険者等所属市町村）における第七百三条の四（附則第三十

譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第三十七条の二 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が附則第三十五条の四第四項の事業所得又は雑所得を有する場合には、第七百三条の四第六項から第八項まで、第七百三条の五及び第七百六条の二の規定の適用については、これらの規定（第七百三条の四第七項を除く。）中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第七百三条の四第六項中「同条第二項」とあるのは「第三百十四条の二第二項」と、同条第七項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同条第八項中「同項各号」とあるのは「第三百十四条の二第一項各号」と、第七百三条の五中「この条中山林所得金額」とあるのは「この条中山林所得金額又は附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(退職被保険者等所属市町村における国民健康保険税の課税の特例)

第三十八条 国民健康保険を行う国民健康保険法附則第七条に規定する退職被保険者等所属市町村（一部事務組合又は広域連合を設けて国民健康保険を行う場合においては、当該一部事務組合又は広域連合に加入している退職被保険者等所属市町村）における第七百三条の四（附則第三十

八条の三の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定の適用については、当分の間、第七百三条の四第三項中「標準基礎課税総額」とあるのは「一般被保険者（国民健康保険法附則第七条に規定する退職被保険者等（以下この条において「退職被保険者等」という。）以外の国民健康保険の被保険者をいう。以下この条において同じ。）に係る標準基礎課税総額」と、「被保険者」とあるのは「一般被保険者」と、同条第五項中「基礎課税額」とあるのは「一般被保険者に係る基礎課税額」と、「被保険者である」とあるのは「一般被保険者である」と、「に属する被保険者」とあるのは「に属する一般被保険者」と、「とする」とあるのは「とする。この場合において、一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属するとき、当該世帯は一般被保険者の属する世帯とみなして、世帯別平等割額を算定するものとする。」と、同条第九項中「を被保険者」とあるのは「を一般被保険者」と、同条第十項中「被保険者が属する」とあるのは「一般被保険者が属する」と、同条第十一項中「第五項の基礎課税額」とあるのは「第五項又は附則第三十八条の二第一項の基礎課税額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第五項の基礎課税額と附則第三十八条の二第一項の基礎課税額との合算額）」と、同条第十二項中「標準後期高齢者支援金等課税総額」とあるのは「一般被保険者に係る標準後期高齢者支援金等課税総額」と、「の後期高齢者支援金等」とあるのは「の一般被保険者に係る後期高齢者支援金等」と、同条第十四項中「後期高齢者支援金等課税額」とあるのは「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額」と、「被保険者である」と

八条の三の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定の適用については、当分の間、第七百三条の四第三項中「標準基礎課税総額」とあるのは「一般被保険者（国民健康保険法附則第七条に規定する退職被保険者等（以下この条において「退職被保険者等」という。）以外の国民健康保険の被保険者をいう。以下この条において同じ。）に係る標準基礎課税総額」と、「被保険者」とあるのは「一般被保険者」と、同条第五項中「基礎課税額」とあるのは「一般被保険者に係る基礎課税額」と、「被保険者である」とあるのは「一般被保険者である」と、「に属する被保険者」とあるのは「に属する一般被保険者」と、「とする」とあるのは「とする。この場合において、一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属するとき、当該世帯は一般被保険者の属する世帯とみなして、世帯別平等割額を算定するものとする。」と、同条第十項中「を被保険者」とあるのは「を一般被保険者」と、同条第十一項中「被保険者が属する」とあるのは「一般被保険者が属する」と、同条第十二項中「第五項の基礎課税額」とあるのは「第五項又は附則第三十八条の二第一項の基礎課税額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第五項の基礎課税額と附則第三十八条の二第一項の基礎課税額との合算額）」と、同条第十三項中「標準後期高齢者支援金等課税総額」とあるのは「一般被保険者に係る標準後期高齢者支援金等課税総額」と、「の後期高齢者支援金等」とあるのは「の一般被保険者に係る後期高齢者支援金等」と、同条第十五項中「後期高齢者支援金等課税額」とあるのは「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額」と、「被保険者である」と

あるのは「一般被保険者である」と、「に属する被保険者」とあるのは「に属する一般被保険者」と、「とする。」とあるのは「とする。この場合において、一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属するときは、当該世帯は一般被保険者の属する世帯とみなして、世帯別平等割額を算定するものとする。」と、同条第十七項及び第十八項中「を被保険者」とあるのは「を一般被保険者」と、同条第十九項中「第十四項の後期高齢者支援金等課税額」とあるのは「第十四項又は附則第三十八条の二第六項の後期高齢者支援金等課税額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第十四項の後期高齢者支援金等課税額と附則第三十八条の二第六項の後期高齢者支援金等課税額との合算額）」と、同条第二十八項中「被保険者である世帯主及び」とあるのは「一般被保険者である世帯主及び」と、「に属する被保険者」とあるのは「に属する一般被保険者」と、「第二十二項」とあるのは「第十二項及び第十九項の規定の適用については、これらの規定中「一般被保険者」とあるのは「世帯主以外の者のうち一般被保険者」と、第二十二項」とする。

第三十八条の二 略

2 前項の所得割額は、当該退職被保険者等に係る前条の規定により読み替えて適用される第七百三条の四第六項に規定する基礎控除後の総所得金額等（以下この項及び第六項において「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、同条第四項の所得割総額を当該退職者所属市町村における一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合算額で除して得た

あるのは「一般被保険者である」と、「に属する被保険者」とあるのは「に属する一般被保険者」と、「とする。」とあるのは「とする。この場合において、一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属するときは、当該世帯は一般被保険者の属する世帯とみなして、世帯別平等割額を算定するものとする。」と、同条第十九項及び第二十項中「を被保険者」とあるのは「を一般被保険者」と、同条第二十一項中「第十五項の後期高齢者支援金等課税額」とあるのは「第十五項又は附則第三十八条の二第六項の後期高齢者支援金等課税額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第十五項の後期高齢者支援金等課税額と附則第三十八条の二第六項の後期高齢者支援金等課税額との合算額）」と、同条第三十一項中「被保険者である世帯主及び」とあるのは「一般被保険者である世帯主及び」と、「に属する被保険者」とあるのは「に属する一般被保険者」と、「第二十四項」とあるのは「第十二項及び第二十一項の規定の適用については、これらの規定中「一般被保険者」とあるのは「世帯主以外の者のうち一般被保険者」と、第二十四項」とする。

第三十八条の二 略

2 前項の所得割額は、当該退職被保険者等に係る前条の規定により読み替えて適用される第七百三条の四第六項に規定する基礎控除後の総所得金額等（以下この項及び第七項において「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、同条第四項の所得割総額を当該退職者所属市町村における一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合算額で除して得た

率を乗じて算定する。

3| 略

4| 第一項の被保険者均等割額又は世帯別平等割額は、前条の規定により読み替えて適用される第七百三条の四第九項又は第十項の規定により算定した額と同額とする。

5| 前条の場合において、退職者所属市町村における国民健康保険税の納税義務者に対する課税額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等課税額は、当該退職者所属市町村における一般被保険者に係る国民健康保険税についての同条の規定により読み替えて適用される第七百三条の四第十三項の表の上欄に掲げる標準後期高齢者支援金等課税総額の区分に応じ、退職被保険者等である世帯主及びその世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額、資産割額、被保険者均等割額又は世帯別平等割額の合算額（退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に

率を乗じて算定する。

3| 略

3| 前条の規定により読み替えて適用される第七百三条の四第八項の規定に基づいて同条第五項の所得割額の算定を行っている退職者所属市町村においては、前項の規定にかかわらず、第一項の所得割額は、当該退職被保険者等に係る同条第八項に規定する各種控除後の総所得金額等（以下この項及び第八項において「各種控除後の総所得金額等」という。）又は同条第八項に規定する市町村民税所得割額（以下この項及び第八項において「市町村民税所得割額」という。）に、同条第四項の所得割総額を当該退職者所属市町村における一般被保険者に係る各種控除後の総所得金額等又は市町村民税所得割額の合算額で除して得た率を乗じて算定する。

4| 略

5| 第一項の被保険者均等割額又は世帯別平等割額は、前条の規定により読み替えて適用される第七百三条の四第十項又は同条第十一項の規定により算定した額と同額とする。

6| 前条の場合において、退職者所属市町村における国民健康保険税の納税義務者に対する課税額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等課税額は、当該退職者所属市町村における一般被保険者に係る国民健康保険税についての同条の規定により読み替えて適用される第七百三条の四第十四項の表の上欄に掲げる標準後期高齢者支援金等課税総額の区分に応じ、退職被保険者等である世帯主及びその世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額、資産割額、被保険者均等割額又は世帯別平等割額の合算額（退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に

属する場合にあつては、所得割額、資産割額又は被保険者均等割額の合算額)とする。

6| 前項の所得割額は、当該退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、前条の規定により読み替えて適用される第七百三条の四第十三項の所得割総額を当該退職者所属市町村における一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合算額で除して得た率を乗じて算定する。

7| 第五項の資産割額は、当該退職被保険者等に係る固定資産税額又は固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分の額に、前条の規定により読み替えて適用される第七百三条の四第十三項の資産割総額を当該退職者所属市町村における一般被保険者に係る固定資産税額又は固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分の額の合算額で除して得た率を乗じて算定する。

8| 第五項の被保険者均等割額又は世帯別平等割額は、前条の規定により読み替えて適用される第七百三条の四第十七項又は第十八項の規定により算定した額と同額とする。

9| 国民健康保険の被保険者である資格がない世帯主の属する世帯内に国

属する場合にあつては、所得割額、資産割額又は被保険者均等割額の合算額)とする。

7| 前項の所得割額は、当該退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、前条の規定により読み替えて適用される第七百三条の四第十四項の所得割総額を当該退職者所属市町村における一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合算額で除して得た率を乗じて算定する。

8| 前条の規定により読み替えて適用される第七百三条の四第八項の規定に基づいて同条第五項の所得割額の算定を行っている退職者所属市町村においては、前項の規定にかかわらず、第六項の所得割額は、当該退職被保険者等に係る各種控除後の総所得金額等又は市町村民税所得割額に、同条第十四項の所得割総額を当該退職者所属市町村における一般被保険者に係る各種控除後の総所得金額等又は市町村民税所得割額の合算額で除して得た率を乗じて算定する。

9| 第六項の資産割額は、当該退職被保険者等に係る固定資産税額又は固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分の額に、前条の規定により読み替えて適用される第七百三条の四第十四項の資産割総額を当該退職者所属市町村における一般被保険者に係る固定資産税額又は固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分の額の合算額で除して得た率を乗じて算定する。

10| 第六項の被保険者均等割額又は世帯別平等割額は、前条の規定により読み替えて適用される第七百三条の四第十九項又は同条第二十項の規定により算定した額と同額とする。

11| 国民健康保険の被保険者である資格がない世帯主の属する世帯内に国

民健康保険の被保険者がある場合における第一項及び第五項の規定の適用については、これらの規定中「退職被保険者等である世帯主及びその世帯に属する退職被保険者等」とあるのは「その世帯に属する退職被保険者等（世帯主を除く。）」と、「退職被保険者等と一般被保険者」とあるのは「世帯主以外の者のうち退職被保険者等と一般被保険者」とする。

（病床転換支援金等に係る国民健康保険税の特例）

第三十八条の三 高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条に規定する政令で定める日までの間、第七百三条の四第一項中「及び同法の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）」とあるのは、「同法の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び同法の規定による病床転換支援金等（以下この条において「病床転換支援金等」という。）」と、同条第二項中「後期高齢者支援金等及び」とあるのは「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに」と、「後期高齢者支援金等」とあるのは「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の」と、同条第十二項中「後期高齢者支援金等の」とあるのは「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の」とする。

（旧民法第三十四条の法人から移行した法人等に係る地方税の特例）

第四十一条 略

2 略

民健康保険の被保険者がある場合における第一項及び第六項の規定の適用については、これらの規定中「退職被保険者等である世帯主及びその世帯に属する退職被保険者等」とあるのは「その世帯に属する退職被保険者等（世帯主を除く。）」と、「退職被保険者等と一般被保険者」とあるのは「世帯主以外の者のうち退職被保険者等と一般被保険者」とする。

（病床転換支援金等に係る国民健康保険税の特例）

第三十八条の三 高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条に規定する政令で定める日までの間、第七百三条の四第一項中「及び同法の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）」とあるのは、「同法の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び同法の規定による病床転換支援金等（以下この条において「病床転換支援金等」という。）」と、同条第二項中「後期高齢者支援金等及び」とあるのは「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに」と、「後期高齢者支援金等」とあるのは「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の」と、同条第十三項中「後期高齢者支援金等の」とあるのは「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の」とする。

（旧民法第三十四条の法人から移行した法人等に係る地方税の特例）

第四十一条 略

2 略

3 整備法第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人であつて整備法第六十六条第一項の登記をしていないもの（第十一項及び第十三項において「特定一般社団法人」という。）については公益社団法人とみなし、整備法第四十条第一項の規定により存続する一般財団法人であつて整備法第六十六条第一項の登記をしていないもの（第十一項及び第十三項において「特定一般財団法人」という。）については公益財団法人とみなして、第七十三条の四第一項第三号、第三号の二及び第七号

、第三百四十八条第二項第九号、第九号の二、第十二号及び第二十六号並びに第七項、附則第十五条第六項並びに前条の規定を適用する。

4 整備法第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第六十六条第一項の登記をしていないもの（認可取消社団法人及び認可取消財団法人を除く。）及び移行一般社団法人等（整備法第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第二百一十一条第一項において読み替えて準用する整備法第六十六条第一項の登記（第十一項において「設立登記」という。）をしたものをいう。第十一項において同じ。）のうち退職金共済事業を行う法人であつて政令で定めるものについては、所得税法別表第一に掲げる内国法人とみなして、第二十五条の二第二項の規定を適用する。

5
5
10
略

11 市町村は、平成二十一年度から平成二十五年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、移行一般社団法人等

3 整備法第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人であつて整備法第六十六条第一項の登記をしていないもの（第十一項及び第十三項において「特定一般社団法人」という。）については公益社団法人とみなし、整備法第四十条第一項の規定により存続する一般財団法人であつて整備法第六十六条第一項の登記をしていないもの（第十一項及び第十三項において「特定一般財団法人」という。）については公益財団法人とみなして、第七十三条の四第一項第三号、第三号の二及び第七号、第七十三号の二十七の八、第三百四十八条第二項第九号、第九号の二、第十二号及び第二十六号並びに第七項、附則第十五条第九項並びに前条の規定を適用する。

4 整備法第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第六十六条第一項の登記をしていないもの（認可取消社団法人及び認可取消財団法人を除く。）

については、所得税法別表第一に掲げる内国法人とみなして、第二十五条の二第二項の規定を適用する。

5
5
10
略

11 市町村は、平成二十一年度から平成二十五年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、移行一般社団法人等（整備法第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備

12及び13 略	<p>に係る次に掲げる固定資産（当該移行一般社団法人等に係る設立登記の日の前日において第三項の規定により特定一般社団法人又は特定一般財団法人を公益社団法人又は公益財団法人とみなして適用する第三百四十八条第二項第九号、第九号の二、第十二号又は第二十六号の規定の適用があつたものに限る。）に対しては、第三百四十二条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、固定資産税又は都市計画税を課することができない。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産として使用する場合においては、当該固定資産の所有者に課することができる。</p> <p>一 六 略</p>
12及び13 略	<p>法第二百一十一条第一項において読み替えて準用する整備法第六十一条の登記（以下この項において「設立登記」という。）をしたものをいう。以下この項において同じ。）に係る次に掲げる固定資産（当該移行一般社団法人等に係る設立登記の日の前日において第三項の規定により特定一般社団法人又は特定一般財団法人を公益社団法人又は公益財団法人とみなして適用する第三百四十八条第二項第九号、第九号の二、第十二号又は第二十六号の規定の適用があつたものに限る。）に対しては、第三百四十二条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、固定資産税又は都市計画税を課することができない。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産として使用する場合においては、当該固定資産の所有者に課することができる。</p> <p>一 六 略</p>

第二条による改正（地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号））

改 正 案	現 行
<p>附 則 （個人の道府県民税に関する経過措置）</p> <p>第三条 略</p> <p>2 4 略</p> <p>5 平成二十一年一月一日から平成二十五年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき新法第二十三条第一項第十五号に規定する特定配当等（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四条の二第九項又は第四条の三第十項の規定の適用を受けるものを除く。）に係る新法第七十一条の二十八の規定の適用については、同条中「百分の五」とあるのは、「百分の三」とする。</p> <p>6 平成二十一年一月一日から平成二十五年十二月三十一日までの間に行われる新法第七十一条の五十一第二項に規定する対象譲渡等に係る新法第七十一条の四十九及び第七十一条の五十一第三項の規定の適用については、これらの規定中「百分の五」とあるのは、「百分の三」とする。</p> <p>7 略</p> <p>8 平成二十一年度から平成二十六年までの各年度分の個人の道府県民税についての現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第</p>	<p>附 則 （個人の道府県民税に関する経過措置）</p> <p>第三条 略</p> <p>2 4 略</p> <p>5 平成二十一年一月一日から平成二十三年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき新法第二十三条第一項第十五号に規定する特定配当等（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四条の二第九項又は第四条の三第十項の規定の適用を受けるものを除く。）に係る新法第七十一条の二十八の規定の適用については、同条中「百分の五」とあるのは、「百分の三」とする。</p> <p>6 平成二十一年一月一日から平成二十三年十二月三十一日までの間に行われる新法第七十一条の五十一第二項に規定する対象譲渡等に係る新法第七十一条の四十九及び第七十一条の五十一第三項の規定の適用については、これらの規定中「百分の五」とあるのは、「百分の三」とする。</p> <p>7 略</p> <p>8 平成二十一年度から平成二十六年までの各年度分の個人の道府県民税についての新法第三十七条の二</p>

号。附則第八条第六項において「平成二十三年改正法」という。）

による改正後の地方税法第三十七条の二の規定の適用については、同条
第一項第三号中「同条第三項」とあるのは、「同条第三項及

び
十三号）附則第五十五条の規定によりなおその効力を有することとされ
る同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十八の
二第一項」とする。

9
～11
略

12 道府県民税の所得割の納税義務者が、平成二十一年一月一日から平成
二十五年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき新法附則第三十三
条の二第一項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上
場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、
上場株式等に係る課税配当所得の金額（同項前段に規定する上場株式等
に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。）に対し
て課する道府県民税の所得割の額は、同条第一項前段の規定にかかわら
ず、当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の百分の一・二に相当す
る額とする。

13
～18
略

19 道府県民税の所得割の納税義務者が、平成二十一年一月一日から平成
二十五年十二月三十一日までの間に新法附則第三十五条の二の六第二項
に規定する上場株式等（以下この項において「上場株式等」という。）
の譲渡（新法附則第三十五条の二の二第二項に規定する譲渡をいう。）
のうち租税特別措置法第三十七条の十二の二第二項各号に掲げる上場株

の規定の適用については、同条

第一項第三号中「第四十一条の十八の三」とあるのは、「第四十一条の
十八の三並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二
十三号）附則第五十五条の規定によりなおその効力を有することとされ
る同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十八の
二第一項」とする。

9
～11
略

12 道府県民税の所得割の納税義務者が、平成二十一年一月一日から平成
二十三年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき新法附則第三十三
条の二第一項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上
場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、
上場株式等に係る課税配当所得の金額（同項前段に規定する上場株式等
に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。）に対し
て課する道府県民税の所得割の額は、同条第一項前段の規定にかかわら
ず、当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の百分の一・二に相当す
る額とする。

13
～18
略

19 道府県民税の所得割の納税義務者が、平成二十一年一月一日から平成
二十三年十二月三十一日までの間に新法附則第三十五条の二の六第二項
に規定する上場株式等（以下この項において「上場株式等」という。）
の譲渡（新法附則第三十五条の二の二第二項に規定する譲渡をいう。）
のうち租税特別措置法第三十七条の十二の二第二項各号に掲げる上場株

式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（同法第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、新法附則第三十五条の二第一項前段の規定により同項前段に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対して課する道府県民税の所得割の額は、同条第一項前段の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項の規定により読み替えて適用される新法附則第三十五条の二第五項の規定により読み替えて適用される新法第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の一・二に相当する金額とする。

20
23 略

（個人の市町村民税に関する経過措置）

第八条 略

2
5 略

6 平成二十一年度から平成二十六年までの各年度分の個人の市町村民税については平成二十三年改正法による改正後の地方税法第三百十四条の七の規定の適用については、同条第一項第三号中「同条第三項」

とあるのは、「同条第三項及び

所得税法等の一部を改

正する法律（平成二十年法律第二十三号）附則第五十五条の規定により

式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（同法第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、新法附則第三十五条の二第一項前段の規定により同項前段に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対して課する道府県民税の所得割の額は、同条第一項前段の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項の規定により読み替えて適用される新法附則第三十五条の二第五項の規定により読み替えて適用される新法第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の一・二に相当する金額とする。

20
23 略

（個人の市町村民税に関する経過措置）

第八条 略

2
5 略

6 平成二十一年度から平成二十六年までの各年度分の個人の市町村民税についての新法第三百十四条の七

の規定の適用については、同条第一項第三号中「第四十一条の十八の

三」とあるのは、「第四十一条の十八の三並びに」所得税法等の一部を改

正する法律（平成二十年法律第二十三号）附則第五十五条の規定により

なおその効力を有することとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十八の二第一項」とする。

7～9 略

10 市町村民税の所得割の納税義務者が、平成二十一年一月一日から平成二十五年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき新法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額（同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。）に対して課する市町村民税の所得割の額は、同条第五項前段の規定にかかわらず、当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の百分の一・八に相当する額とする。

11～16 略

17 市町村民税の所得割の納税義務者が、平成二十一年一月一日から平成二十五年十二月三十一日までの間に新法附則第三十五条の二の六第十二項に規定する上場株式等（以下この項において「上場株式等」という。）の譲渡（新法附則第三十五条の二の二第二項に規定する譲渡をいう。）のうち租税特別措置法第三十七条の十二の二第二項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（同法第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、新法附則第三十五条の二第六項前段の規定により同項前段に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額と

なおその効力を有することとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十八の二第一項」とする。

7～9 略

10 市町村民税の所得割の納税義務者が、平成二十一年一月一日から平成二十三年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき新法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額（同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。）に対して課する市町村民税の所得割の額は、同条第五項前段の規定にかかわらず、当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の百分の一・八に相当する額とする。

11～16 略

17 市町村民税の所得割の納税義務者が、平成二十一年一月一日から平成二十三年十二月三十一日までの間に新法附則第三十五条の二の六第十二項に規定する上場株式等（以下この項において「上場株式等」という。）の譲渡（新法附則第三十五条の二の二第二項に規定する譲渡をいう。）のうち租税特別措置法第三十七条の十二の二第二項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（同法第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、新法附則第三十五条の二第六項前段の規定により同項前段に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額と

して政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対して課する市町村民税の所得割の額は、同条第六項前段の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項の規定により読み替えて適用される新法附則第三十五条の第二十項の規定により読み替えて適用される新法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の一・八に相当する金額とする。

18
～
21
略

（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十条 略

2 平成二十一年一月一日から平成二十五年十二月三十一日までの期間（第四項において「経過期間」という。）内に新租税条約実施特例法第三条の二の二第六項に規定する道府県内に住所を有する個人が支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等に係る同項の規定の適用については、同項中「百分の五」とあるのは「百分の三」と、「百分の二」とあるのは「百分の一・二」とする。

3
～
5
略

して政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対して課する市町村民税の所得割の額は、同条第六項前段の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項の規定により読み替えて適用される新法附則第三十五条の第二十項の規定により読み替えて適用される新法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の一・八に相当する金額とする。

18
～
21
略

（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十条 略

2 平成二十一年一月一日から平成二十三年十二月三十一日までの期間（第四項において「経過期間」という。）内に新租税条約実施特例法第三条の二の二第六項に規定する道府県内に住所を有する個人が支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等に係る同項の規定の適用については、同項中「百分の五」とあるのは「百分の三」と、「百分の二」とあるのは「百分の一・二」とする。

3
～
5
略

第三条による改正（地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号））

<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>附 則 (施行期日) 第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 六 略 七 第一条中地方税法第三十四条第一項第五号及び第五号の二並びに第六項の改正規定、同条第七項の改正規定（「及び第五号の二」を削る部分に限る。）、同条第八項並びに同法第三百十四条の二第一項第五号及び第五号の二並びに第六項の改正規定、同条第七項の改正規定（「及び第五号の二」を削る部分に限る。）並びに同条第八項の改正規定 並びに附則第三条第二項 第十条第二項 の規定 平成二十五年一月一日 七の二 第一条中地方税法附則第三十五条の二の二第二項の改正規定及び同法附則第三十五条の三の次に一条を加える改正規定並びに附則第三条第九項及び第十条第十項の規定 平成二十七年一月一日 八及び九 略</p>	<p>附 則 (施行期日) 第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 六 略 七 第一条中地方税法第三十四条第一項第五号及び第五号の二並びに第六項の改正規定、同条第七項の改正規定（「及び第五号の二」を削る部分に限る。）、同条第八項並びに同法第三百十四条の二第一項第五号及び第五号の二並びに第六項の改正規定、同条第七項の改正規定（「及び第五号の二」を削る部分に限る。）並びに同条第八項の改正規定並びに同法附則第三十五条の二の二第二項の改正規定及び同法附則第三十五条の三の次に一条を加える改正規定並びに附則第三条第二項及び第九項並びに第十条第二項及び第十項の規定 平成二十五年一月一日 八及び九 略</p>

(道府県民税に関する経過措置)

第三条 略

2～8 略

9 新法附則第三十五条の二の二第二項及び第三十五条の三の二第一項から第三項までの規定は、平成二十七年^度以後の年度分の個人の道府県民税について適用する。

10～12 略

(市町村民税に関する経過措置)

第十条 略

2～9 略

10 新法附則第三十五条の三の二第四項から第六項までの規定は、平成二十七年^度以後の年度分の個人の市町村民税について適用する。

11～13

(道府県民税に関する経過措置)

第三条 略

2～8 略

9 新法附則第三十五条の二の二第二項及び第三十五条の三の二第一項から第三項までの規定は、平成二十五^{年度}以後の年度分の個人の道府県民税について適用する。

10～12 略

(市町村民税に関する経過措置)

第十条 略

2～9 略

10 新法附則第三十五条の三の二第四項から第六項までの規定は、平成二十五^{年度}以後の年度分の個人の市町村民税について適用する。

11～13 略

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>附則 (施行期日) 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十七年度分の航空機燃料譲与税から適用する。 (航空機燃料譲与税の特例) 2 平成二十三年度から平成二十五年年度までの各年度分の航空機燃料譲与税に限り、第一条第一項及び第三条第一項の規定の適用については、これらの規定中「十三分の二」とあるのは、「九分の二」とする。</p>	<p>附則 (施行期日) 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十七年度分の航空機燃料譲与税から適用する。 (昭和四十七年度の特例) 2 昭和四十七年度に限り、第三条第一項の表中「前年度三月における同月において収納すべき航空機燃料税の収入額の見込額と同月において収納した航空機燃料税の収入額との差額を四月から八月までの間の収納に係る航空機燃料税の収入額に加算し、又はこれから減額した額」とあるのは、「四月から八月までの間の収納に係る航空機燃料税の収入額」とする。 (地方交付税法の一部改正) 3 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。 第十四条第一項中「及び自動車重量譲与税」を、「自動車重量譲与税及び航空機燃料譲与税」に改め、同条第三項の表市町村の項中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次のように加える。 ― 十五 航空機燃料譲与税 ― 着陸料の収入額及び世帯数 ― 4 前項の規定による改正後の地方交付税法第十四条の規定は、昭和四十</p>

七年度分の地方交付税から適用する。

(自治省設置法の一部改正)

5 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十三号の四及び三十三号の五中「特別とん譲与税」の下に「及び航空機燃料譲与税」を加える。

第十三条第一項中「特別とん譲与税」の下に「航空機燃料譲与税」を加え、同条第八号及び第九号中「特別とん譲与税」の下に「及び航空機燃料譲与税」を加え、同条第十号中「特別とん譲与税法」の下に「(昭和三十二年法律第七十七号)」を、「をいう。」の下に「及び航空機燃料譲与税を譲与すべき空港関係市町村(航空機燃料譲与税法(昭和四十七年法律第十三号)第一条第一項に規定する空港関係市町村をいう。)」を加え、同条第十二号中「(昭和三十二年法律第七十七号)」を「航空機燃料譲与税法」に、「特別とん譲与税並びに」を「特別とん譲与税、航空機燃料譲与税並びに」に改める。

第十七条第四号の三中「特別とん譲与税」の下に「及び航空機燃料譲与税」を加える。

(首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律等の一部改正)

6 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十一年法律第一百四号)、新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十年法律第七十三号)及び産炭地域振興臨時措置法(昭

和三十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

次に掲げる規定中「算定した特別とん譲与税」の下に「、自動車重量譲与税及び航空機燃料譲与税」を、「、特別とん譲与税」の下に「、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税」を加え、「及び当該特別とん譲与税」を「並びに当該特別とん譲与税、自動車重量譲与税及び航空機燃料譲与税」に改める。

- 一 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律第五条第二項第一号
- 二 新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律第四条第二項
- 三 産炭地域振興臨時措置法第十一条第三項

第五条による改正（地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律二十五号））

改 正 案	現 行
<p>（検査拒否等に関する罪）</p> <p>第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 略</p> <p>2 法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。次条第一項及び第二項、第二十七条第一項、第三項及び第五項、第二十八条第四項並びに第二十九条第二項において同じ。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。</p> <p>3 略</p> <p>（故意不申告の罪）</p> <p>第二十五条 正当な事由がなくて第十一条の規定により地方税法第七十二条の二十五第一項、第七十二条の二十八第一項又は第七十二条の二十九第一項若しくは第三項の規定による申告書と併せて提出しなければならない第十一條の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限内に提出しなかった場合には、法人の代表者（法人課税信託（地方税法第七十二条の二第四項に規定する法人課税信託をいう。次条第</p>	<p>（検査拒否等に関する罪）</p> <p>第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 略</p> <p>2 法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。次条第一項及び第二項、第二十七条第一項及び第三項、第二十八条第四項並びに第二十九条第二項において同じ。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。</p> <p>3 略</p> <p>（故意不申告の罪）</p> <p>第二十五条 正当な事由がなくて第十一条の規定により地方税法第七十二条の二十五第一項、第七十二条の二十八第一項又は第七十二条の二十九第一項若しくは第三項の規定による申告書と併せて提出しなければならない第十一條の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限内に提出しなかった場合には、法人の代表者（法人課税信託（地方税法第七十二条の二第四項に規定する法人課税信託をいう。次条第</p>

一項及び第二十七条第一項において同じ。)の受託者である個人を含む。
。)、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

2 法人の代表者又は代理人、使用人 その他の従業者が、その法人の業務又は財産に関して、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対し、同項の罰金刑を科する。

3 略

(虚偽の中間申告納付に関する罪)

第二十六条 第十一条の規定により地方税法第七十二条の二十六第一項ただし書の規定による申告書と併せて提出しなければならない第十一条の規定による申告書に虚偽の記載をして提出した場合には、法人の代表者(法人課税信託の受託者である個人を含む。)、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は代理人、使用人 その他の従業者が、その法人の業務又は財産に関して、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対し、同項の罰金刑を科する。

(脱税に関する罪)

第二十七条 偽りその他不正の行為によつて地方法人特別税の全部又は一部を免れた場合においては、法人の代表者(法人課税信託の受託者であ

一項及び第二十七条第一項において同じ。)の受託者である個人を含む。
。)、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

2 法人の代表者又は代理人若しくは使用人その他の従業者が、その法人の業務又は財産に関して、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対し、同項の罰金刑を科する。

3 略

(虚偽の中間申告納付に関する罪)

第二十六条 第十一条の規定により地方税法第七十二条の二十六第一項ただし書の規定による申告書と併せて提出しなければならない第十一条の規定による申告書に虚偽の記載をして提出した場合には、法人の代表者(法人課税信託の受託者である個人を含む。)、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は代理人若しくは使用人その他の従業者が、その法人の業務又は財産に関して、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対し、同項の罰金刑を科する。

(脱税に関する罪)

第二十七条 偽りその他不正の行為によつて地方法人特別税の全部又は一部を免れた場合においては、法人の代表者(法人課税信託の受託者であ

間による。

7| 人格のない社団等について第五項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(滞納処分に関する罪)

第二十八条 地方法人特別税の納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、都道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽って増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 略

3 情を知って前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となった者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 及び 5 略

(滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 及び 二 略

2 及び 3 略

間による。

5| 人格のない社団等について第三項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(滞納処分に関する罪)

第二十八条 地方法人特別税の納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、都道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽って増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 略

3 情を知って前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となった者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 及び 5 略

(滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 及び 二 略

2 及び 3 略

(代表者等の自署及び押印の義務違反に関する罪)

第三十条 第二十一条において準用する地方税法第七十二条の三十五第一項から第三項までの規定に違反した者又はこれらの規定に違反する申告書若しくは修正申告書の提出があつた場合において、その行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

(秘密漏えいに関する罪)

第三十一条 地方法人特別税に関する調査（不服申立てに係る事件の審理のための調査及び地方法人特別税の犯則事件の調査を含む。）若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の規定に基づいて行う情報の提供のための調査に関する事務又は地方法人特別税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した場合には、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(代表者等の自署及び押印の義務違反に関する罪)

第三十条 第二十一条において準用する地方税法第七十二条の三十五第一項から第三項までの規定に違反した者又はこれらの規定に違反する申告書若しくは修正申告書の提出があつた場合において、その行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

(秘密漏えいに関する罪)

第三十一条 地方法人特別税に関する調査
に
関
する
事
務
に
関
する
事
務
に
従
事
し
て
い
る
者
又
は
従
事
し
て
い
た
者
は、その事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した場合には、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

改 正 案	現 行
<p>（配当等に係る国民健康保険税の特例）</p> <p>第三条の二の三 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者（地方税法第七百三条の四第十一項第一号に規定する特定同一世帯所属者をいう。次項において同じ。）が前条第十項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における同法第七百三条の四</p> <p>、第七百三条の五及び第七百六条の二の規定の適用については、同法第七百三条の四第六項中「及び山林所得金額の合計額から同条第二項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額の合計額から第三百十四条の二第二項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額の合計額（」と、同条第七項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額」と、同法第七百三条の五及び第七百六条の二第一項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子</p>	<p>（配当等に係る国民健康保険税の特例）</p> <p>第三条の二の三 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者（地方税法第七百三条の四第十一項第一号に規定する特定同一世帯所属者をいう。次項において同じ。）が前条第十項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における同法第七百三条の四第六項から第八項まで、第七百三条の五及び第七百六条の二の規定の適用については、同法第七百三条の四第六項中「及び山林所得金額の合計額から同条第二項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額の合計額から第三百十四条の二第二項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額の合計額（」と、同条第七項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第八項、同法第七百三条の五及び第七百六条の二第一項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子</p>

等の額」と

、同法第七百三条の五中「この条中山林所得金額」とあるのは「この条中山林所得金額又は租税条約等実施特例法第三条の二の第二十項に規定する条約適用利子等の額」とする。

2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が前条第十二項に規定する条約適用配当等に係る配当所得を有する場合における地方税法第七百三条の四

第七百三条の五及び第七百六条の二の規定の適用については、同法第七百三条の四第六項中「及び山林所得金額の合計額から同条第二項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二の第十二項に規定する条約適用配当等の額の合計額から第三百十四条の二第二項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の第十二項に規定する条約適用配当等の額の合計額（」と、同条第七項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第三条の二の第十二項に規定する条約適用配当等の額」と、同法第七百三条の五及び第七百六条の二第二項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の第十二項に規定する条約適用配当等の額」と

、同法第七百三条の五中「この条中山林所得金額」とあるのは「この条中山林所得金額又は租税条約等実施特例法第

等の額」と、同法第七百三条の四第八項中「同項各号」とあるのは「第

三百十四条の二第一項各号」と、同法第七百三条の五中「この条中山林所得金額」とあるのは「この条中山林所得金額又は租税条約等実施特例法第三条の二の第二十項に規定する条約適用利子等の額」とする。

2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が前条第十二項に規定する条約適用配当等に係る配当所得を有する場合における地方税法第七百三条の四第六項から第八項まで、

第七百三条の五及び第七百六条の二の規定の適用については、同法第七百三条の四第六項中「及び山林所得金額の合計額から同条第二項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二の第十二項に規定する条約適用配当等の額の合計額から第三百十四条の二第二項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の第十二項に規定する条約適用配当等の額の合計額（」と、同条第七項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第三条の二の第十二項に規定する条約適用配当等の額」と、同法第七百三条の五及び第七百六条の二第二項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の第十二項に規定する条約適用配当等の額」と、同法第七百三条の四第八項中「同項各号」とあるのは「第三百

十四条の二第一項各号」と、同法第七百三条の五中「この条中山林所得金額」とあるのは「この条中山林所得金額又は租税条約等実施特例法第

三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額」とする。

三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額」とする。

附則第十六条による改正（地方税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第七号））

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（不動産取得税に関する経過措置）</p> <p>第八条 略</p> <p>2 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設、同法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設及び同法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設の用に供する不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、これらの施設を同法第五条第十三項に規定する障害者支援施設とみなして、<u>地方税法第七十三条の四</u>第一項第四号の四の規定を適用する。</p> <p>3 略</p> <p style="text-align: center;">第十三条 略</p> <p>2 略</p> <p>5 障害者自立支援法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例に</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（不動産取得税に関する経過措置）</p> <p>第八条 略</p> <p>2 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設、同法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設及び同法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設の用に供する不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、これらの施設を同法第五条第十二項に規定する障害者支援施設とみなして、<u>新法 第七十三条の四</u>第一項第四号の四の規定を適用する。</p> <p>3 略</p> <p style="text-align: center;">第十三条 略</p> <p>2 略</p> <p>5 障害者自立支援法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例に</p>

より運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設、同法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設及び同法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設に対して課する平成十九年度以後の年度分の固定資産税については、これらの施設を同法第五条第十三項に規定する障害者支援施設とみなして、地方税法第三百四十八条第二項第十号の四の規定を適用する。

6
31
略

(事業所税に関する経過措置)

第十九条 略

2 障害者自立支援法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設、同法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設及び同法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設については、これらの施設を同法第五条第十三項に規定する障害者支援施設とみなして、地方税法第七百一条の三十四第三項第十号の四の規定を適用する。

3
略

より運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設、同法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設及び同法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設に対して課する平成十九年度以後の年度分の固定資産税については、これらの施設を同法第五条第十二項に規定する障害者支援施設とみなして、新法 第三百四十八条第二項第十号の四の規定を適用する。

6
31
略

(事業所税に関する経過措置)

第十九条 略

2 障害者自立支援法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設、同法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設及び同法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設については、これらの施設を同法第五条第十二項に規定する障害者支援施設とみなして、新法 第七百一条の三十四第三項第十号の四の規定を適用する。

3
略

附則第十七条による改正（放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号））

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（地方税法の一部改正）</p> <p>第十九条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第三百四十九条の三第十項中「第四十条第一項」を「第七十四条第一項」に改める。</p> <p>附則第十五条第十一項中「第二条第三号の三」を「第二条第二十三号」に、「一般放送事業者」を「基幹放送事業者（日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。）を除く。）又は放送法第二条第二十四号に規定する基幹放送局提供事業者」に、「第二条第二号の五」を「第二条第十八号」に改める。</p>	<p>附則</p> <p>（地方税法の一部改正）</p> <p>第十九条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第三百四十九条の三第九項中「第四十条第一項」を「第七十四条第一項」に改める。</p> <p>附則第十一条第十四項中「第二条第三号の三」を「第二条第二十三号」に、「一般放送事業者」を「基幹放送事業者（日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。）を除く。）又は放送法第二条第二十四号に規定する基幹放送局提供事業者」に改める。</p> <p>附則第十五条第十四項中「第二条第三号の三」を「第二条第二十三号」に、「一般放送事業者」を「基幹放送事業者（日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法第三条に規定する放送大学学園をいう。）を除く。）又は放送法第二条第二十四号に規定する基幹放送局提供事業者」に改め、同条第十五項中「電気通信事業者又は」の下に「放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）附則第七条の規定によりなお従前の例によることとされる同法附則第二条の規定による廃止前の」を加え、同条第十六項中「有線テレビジョン放送法（昭和四十</p>

七年法律第百十四号) 第二条第四項に規定する有線テレビジョン放送事業者」を「有線テレビジョン放送事業者(有線電気通信設備を用いて放送法第二条第十八号に規定するテレビジョン放送を行う者をいい、電気通信事業法第二条第四号に規定する電気通信事業を営む者が提供する同条第三号に規定する電気通信役務を利用して行う者を除く。)」に改める。

附則第十八条による改正（国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第十三号））

<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>附 則</p> <p>（地方税法等の一部を改正する法律の一部改正）</p> <p>第二条 地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の一部を次のように改正する。</p>	<p>附 則</p> <p>（地方税法等の一部を改正する法律の一部改正）</p> <p>第二条 地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第一条のうち地方税法附則第九条第八項、第十条第一項及び第三項、同条第四項並びに第十一条第一項の改正規定中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十三年六月三十日」に改める。</p> <p>第一条のうち地方税法附則第十一条第四項、第八項及び第九項の改正規定中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十三年六月三十日」に改める。</p> <p>「平成二十三年四月一日」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の施行の日の翌日」に改める。</p> <p>第一条のうち地方税法附則第十一条第一項及び第二十三項の改正規定中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十三年六月三十日」に改める。</p> <p>第一条のうち地方税法附則第十一条の四第一項及び第五項の改正規定中「平成二十三年四月一日」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の施行の日の翌日」に改める。</p>

第一条のうち地方税法附則第十四条第三項の改正規定中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十三年六月三十日」に改める。

第一条のうち地方税法附則第十五条第一項及び第八項の改正規定中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十三年六月三十日」に、「平成二十三年四月一日」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の施行の日の翌日」に改める。

第一条のうち地方税法附則第十五条第十三項を同条第十項とし、同項の次に一項を加える改正規定中「平成二十三年四月一日」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の施行の日の翌日」に改める。

第一条のうち地方税法附則第十五条第十九項の改正規定中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十三年六月三十日」に、「平成二十三年四月一日」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の施行の日の翌日」に改める。

第一条のうち地方税法附則第十五条第二十項の改正規定中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十三年六月三十日」に改める。

第一条のうち地方税法附則第十五条第二十四項、第二十七項及び第二十九項の改正規定中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十三年六月三十日」に、「平成二十三年四月一日」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の施行の日の翌日」に改める。

第一条のうち地方税法附則第十五条第三十一項、第三十五項及び第三十六項の改正規定中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十三年六

月三十日」に改める。

第一条のうち地方税法附則第十五条第四十三項の改正規定中「平成二十一年度分及び平成二十二年度分」を「平成二十三年度分及び平成二十四年度分」に改め」を「平成二十三年度分」の下に「及び平成二十四年度分」を加え」に改める。

第一条のうち地方税法附則第十五条第四十四項及び第四十五項の改正規定中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十三年六月三十日」に改める。

第一条のうち地方税法附則第十五条の八第三項の改正規定中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十三年六月三十日」に、「平成二十三年四月一日」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の施行の日の翌日」に改める。

第一条のうち地方税法附則第十五条の八第四項及び第五項、第十六条の二第六項並びに第三十三条第四項の改正規定中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十三年六月三十日」に改める。

附則第一条第九号から第十一号までの規定及び第十三号中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十三年六月三十日」に改める。

附則第十九条の次に次の一条を加える。

（この法律の公布の日が平成二十三年四月一日後となる場合における経過措置）

第十九条の二 この法律の公布の日が平成二十三年四月一日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に関し必要な事項（この附則の規定の読替えを含む。）その他のこの法律

附則第十九条の次に次の一条を加える。

（この法律の公布の日が平成二十三年四月一日後となる場合における経過措置）

第十九条の二 この法律の公布の日が平成二十三年四月一日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に関し必要な事項（この附則の規定の読替えを含む。）その他のこの法律

の円滑な施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

の円滑な施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則第十九条による改正（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十七号））

<p>改 正 案</p>	<p>附 則 （地方税法の一部改正に伴う調整規定） 第三条の二 略</p> <p>2 前項の場合において、この法律の施行の日が現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の施行の日後であるときには、前項の規定により読み替えられた前条のうち、地方税法附則第十一条第十項の改正規定中「附則第十一条第十項」とあるのは「附則第十一条第六項」と、同条第十二項の改正規定中「同条第十二項」とあるのは「同条第八項」と、同法附則第十五条第三十項の改正規定中「附則第十五条第三十項」とあるのは「附則第十五条第二十二項」と、同条第三十四項の改正規定中「同条第三十四項」とあるのは「同条第二十五項」とする。</p>
<p>現 行</p>	<p>附 則 （地方税法の一部改正に伴う調整規定） 第三条の二 略</p> <p>2 前項の場合において、この法律の施行の日が地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の施行の日後であるときには、前項の規定により読み替えられた前条のうち、地方税法附則第十一条第十項の改正規定中「附則第十一条第十項」とあるのは「附則第十一条第六項」と、同条第十二項の改正規定中「同条第十二項」とあるのは「同条第八項」と、同法附則第十五条第三十項の改正規定中「附則第十五条第三十項」とあるのは「附則第十五条第二十二項」と、同条第三十四項の改正規定中「同条第三十四項」とあるのは「同条第二十五項」とする。</p>

改 正 案	現 行
<p>（地方税法の一部改正）</p> <p>第九条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第十五条第二十九項中「郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）」を「郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十二年法律第 号）第一条の規定による廃止前の郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号。以下この項において「旧郵政民営化法」という。）」に、「郵政民営化法第七十九条第七項」を「旧郵政民営化法第七十九条第七項」に改める。</p> <p>第十条 地方税法の一部を次のように改正する。</p> <p>第七百一条の三十四第三項第二十五号の二を次のように改める。</p> <p>二十五の二 日本郵政株式会社（平成二十二年法律第 号）第五条第一項第一号及び第六号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務の用に供する施設で政令で定めるもの</p> <p>附則第十五条第二十九項中「郵便事業株式会社」を「日本郵政株式会社」に改め、「。以下この項において「旧郵政民営化法」という。」を削り、「第七十条第七項」の下に「及び第七十九条第七項」を加え、「郵便事業株式会社法第三条」を「日本郵政株式会社法第五条第一項</p>	<p>（地方税法の一部改正）</p> <p>第九条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第十五条第四十項中「郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）」を「郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十二年法律第 号）第一条の規定による廃止前の郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号。以下この項において「旧郵政民営化法」という。）」に、「郵政民営化法第七十九条第七項」を「旧郵政民営化法第七十九条第七項」に改める。</p> <p>第十条 地方税法の一部を次のように改正する。</p> <p>第七百一条の三十四第三項第二十五号の二を次のように改める。</p> <p>二十五の二 日本郵政株式会社（平成二十二年法律第 号）第五条第一項第一号及び第六号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務の用に供する施設で政令で定めるもの</p> <p>附則第十五条第四十項中「郵便事業株式会社」を「日本郵政株式会社」に改め、「。以下この項において「旧郵政民営化法」という。」を削り、「第七十条第七項」の下に「及び第七十九条第七項」を加え、「郵便事業株式会社法第三条」を「日本郵政株式会社法第五条第一項</p>

(第三号及び第五号に係る部分を除く。)、第二項及び第三項」に改め、
、「並びに郵便局株式会社が所有する旧郵政民営化法第七十九条第七項の規定により日本郵政公社が行う出資に係る固定資産のうち郵便局株式
会社法第四条第一項及び第二項に規定する業務の用に供するもので政令
で定めるもの」を削る。

(第三号及び第五号に係る部分を除く。)、第二項及び第三項」に改め、
、「並びに郵便局株式会社が所有する旧郵政民営化法第七十九条第七項の規定により日本郵政公社が行う出資に係る固定資産のうち郵便局株式
会社法第四条第一項及び第二項に規定する業務の用に供するもので政令
で定めるもの」を削る。